水俣市議会会議録

令和5年12月第5回定例会 (11月30日開会) (12月21日閉会)

水俣市議会

令和5年12月第5回定例会(11月30日招集)会期日程表

(会期 11月30日から12月21日まで22日間)

日次	月日	曜	開議時刻	会	議	議	事	内	容
1	11月30日	木	午前10時	本会	議	開会 会議録署名記 議案上程 提案理题 委員会付託·審查 令和4年度一般·特 質疑 討論 採決	由説明	た議案件に対 最告 質疑	対する質疑 討論 採決
2	12月1日	金				議案調査			
3	2日	土				市の休日 (土曜日)			
4	3 日	日				市の休日 (日曜日)			
5	4 日	月				議案調査(一般質問	問通告正年	Fまで)	
6	5日	火				議案調査			
7	6日	水		休	会	議案調査			
8	7日	木				議案調査			
9	8日	金				議案調査			
10	9日	土				市の休日 (土曜日)			
11	10日	日				市の休日 (日曜日)			
12	11日	月				議案調査			
13	12日	火	午前9時30分	本会	議	一般質問(真野頼隆 (質疑通告正午ま [*]		¤壽子君、 ^፯	平岡朱君)
14	13日	水	午前9時30分	本会	議	一般質問(田口憲加	推君、桑原	京一知君)	
15	14日	木	午前9時30分	本会	議	一般質問(高岡朱雲		下恭之君)	
16	15日	金		委員	会	委員会審査			
17	16日	土		休	<u></u>	市の休日 (土曜日)			
18	17日	日		7/\	云	市の休日 (日曜日)			
19	18日	月		委員	会	委員会審査 (予備)			
20	19日	火		休	会	議事整理日			
21	20日	水		71	エ	議事整理日			
22	21日	木	午前10時	本会	議	委員長報告 委員士 閉会	長報告に対	付する質疑	討論 採決

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録目次

令和5年	丰11月30日(木) ——1日目——	
出欠席議員]		- 1
事務局職員	員出席者		1
説明のため	め出席した者		1
議事日程第	第1号		2
開 会·			3
総務大臣原	感謝状の伝達		3
○松本和	和幸君の挨拶		3
開 議・			4
諸般の報告	生 コ		4
日程第1	会議録署名	議員の指名について	5
日程第2	会期の決定	について・・・・・・	5
議案上程·			6
日程第3	議第 90 号	水俣市児童館設置条例の制定について	7
日程第4	議第 91 号	水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	9
日程第5	議第 92 号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ	
		V17	10
日程第6	議第 93 号	みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正	
		する条例の制定について	14
日程第7	議第 94 号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第8	議第 95 号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)	16
日程第9	議第 96 号	令和5年度水俣市一般会計補正予算 (第10号)	17
日程第10	議第 97 号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	19
日程第11	議第 98 号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	20
日程第12	議第 99 号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	20
日程第13	議第100号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	21
日程第14	議第101号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	22
日程第15	議第102号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	23
日程第16	議第103号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)	23
日程第17	議第104号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	24

日程第18 議第105号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算 (第3号)1	-25
日程第19 議第106号 工事請負契約の変更について	26
日程第20 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …	26
市長の提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
先議案件に対する質疑	31
委員会付託	32
休憩・開議	32
○総務産業委員長の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
○厚生文教委員長の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
委員会審査報告書	36
委員長報告に対する質疑	37
休憩・開議	37
議案の修正を求める動議(日程追加)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
議第92号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例修正案	38
議第95号 水俣市一般会計補正予算(第9号)修正案	42
○高岡朱美君の提案理由説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
質 疑	45
○桑原一知君の質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
○高岡朱美君の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
○桑原一知君の再質疑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
○髙岡朱美君の答弁	46
○小路貴紀君の質疑	46
○髙岡朱美君の答弁	46
○小路貴紀君の再質疑	47
○高岡朱美君の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
○小路貴紀君の再々質疑	47
○高岡朱美君の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
討 論	47
○小路貴紀君の反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
○藤本壽子君の賛成討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
○松本和幸君の反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
○淵上美緒君の反対討論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50

採	決·			. 1 -51
日程第	第21	議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから	>
日程第	第27	議第86号	令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで7件に関す	F
る委員	員会の	7審査報告…		52
○ #	総務層	産業委員長の	の報告······	53
	夏生 フ	文教委員長 <i>0</i>	の報告	54
O-	一般会	会計決算特別	別委員長の報告	56
委員会	会審る	全報告書		59
委員	ラ報 台	告に対する質	質疑 ······	60
討	論.			60
採	決·			60
散	会·			61
令和	11 5 年	F12月12日	(火) ——2日目——	
出欠原	宇議員	1		2 - 1
事務周	 司職員	員出席者		1
説明の	りたぬ	め出席した者	眷	1
議事日	日程第	育2号		2
開	議・			2
諸般の	り報告	냨······		2
日程第	育 1	一般質問…		2
OJ	真野東	頁隆君の質問	罚	2
	1	世界へつな	ながる水俣について	3
	2	デジタルの	の力を活用したまちづくりについて	3
1	市長の)答弁		3
OJ	真野東	頂隆君の再覧	質問	6
1	市長の)答弁		8
O	真野東	頂隆君の再々	々質問⋯⋯⋯⋯⋯	9
Ī	市長の)答弁		9
Ī	市長 公	公室長の答弁	弁	10
1		累長の答弁…		11

○真	野東	1隆君の再質問	- 11
総	務企	:画部長の答弁······	12
福	祉弱	環境部長の答弁	13
○真	野頼	賃隆君の再々質問	13
福	祉弱	貴境部長の答弁	13
休憩・	開諄		14
○藤	本壽	₹子君の質問·····	14
	1	水俣市の農業者、漁業者への物価高騰支援について	15
	2	水俣市役所1階フロアの展示及び利用状況について	15
	3	大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の準備書に対する市長意見及び熊本県主	
		催の公聴会について	15
農	林才	文産課長の答弁	15
○藤	本壽	学子君の再質問	17
産	業建	書設部長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
○藤	本壽	学子君の再々質問	19
産	業建	書設部長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
総	務企	:画部次長の答弁	20
○藤	本壽	拿子君の再質問······	21
総	務企	注 画部長の答弁	22
○藤	本壽	学子君の再々質問	23
総	務企	:画部長の答弁······	23
環	境語	県長の答弁	23
○藤	本壽	季子君の再質問	25
環	境謬	県長の答弁	26
福	祉弱	貴境部長の答弁	27
○藤	本壽	手子君の再々質問	27
市	長の)答弁	28
休憩・	開諄		29
○平	岡朱	ミ君の質問	29
	1	大規模風力発電計画について	29
環	境語	県長の答弁	30
○平	岡朱	e君の再質問·····	30

環境	課長の答弁	- 33
福祉	環境部長の答弁	34
○平岡岩	朱君の再々質問	34
市長の	の答弁	35
散 会·		35
令和5年	年12月13日(水) ——3日目——	
出欠席議員	員	1
事務局職員	員出席者	1
説明のたる	め出席した者	1
議事日程第	第 3 号	2
開 議・		2
諸般の報行	告	2
日程第1	一般質問	2
	憲雄君の質問	3
1	市内道路のグランドデザインについて	3
(1) 南九州西回り自動車道袋インターチェンジ(仮称) 開通後の市内へのアクセス	
	について	
(2) 市内の道路について	
2	安心安全な医療提供体制について	4
(1) 総合医療センターについて	
(2) 市民の健康づくりについて	
(3) 今後の医療体制について	
土木	課長の答弁	5
	憲雄君の再質問·····	6
産業	建設部長の答弁	7
	憲雄君の再々質問	8
産業	建設部長の答弁	8
病院	事業管理者の答弁	9
いきい	いき健康課長の答弁	11
病院	事業管理者の答弁	11

○田口憲雄君の再質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 – 12
病院事業管理者の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
いきいき健康課長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
病院事業管理者の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○田口憲雄君の再々質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
福祉環境部長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
休憩・開議	14
○桑原一知君の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
1 農業用水について	15
2 高齢者の買物支援について	15
農林水産課長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
○桑原一知君の再質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
産業建設部長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
○桑原一知君の再々質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
いきいき健康課長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
○桑原一知君の再質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
福祉環境部長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
○桑原一知君の再々質問	21
散 会	21
令和 5 年12月14日 (木) ——4 日目——	
出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議事日程第4号	2
開 議	2
諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1 空き家を活用した移住者向け住宅整備について	3
2 中尾山保健保安林について	3

3 国民保護訓練について4-	- 4
地域振興課長の答弁	4
○髙岡朱美君の再質問	5
総務企画部長の答弁	7
産業建設部長の答弁	8
○髙岡朱美君の再質問	8
産業建設部次長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○髙岡朱美君の再々質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
産業建設部次長の答弁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
危機管理監の答弁	10
○髙岡朱美君の再質問	12
危機管理監の答弁	13
○髙岡朱美の再々質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
危機管理監の答弁	16
休憩・開議	16
○牧下恭之君の質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
1 予防対策(帯状疱疹ワクチン接種助成)について	16
2 医療用ウィッグ購入費助成について	16
3 総合経済対策について	17
いきいき健康課長の答弁	18
○牧下恭之君の再質問	18
いきいき健康課長の答弁	18
○牧下恭之君の再々質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
福祉環境部長の答弁	19
いきいき健康課長の答弁	19
○牧下恭之君の再質問	20
福祉環境部長の答弁	21
市長公室長の答弁	21
○牧下恭之君の再質問	22
休憩・開議	22
質 疑	22
日程第2 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について	23

日程第3	議第 91 号	水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について4	-23
日程第4	議第 93 号	みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正	
		する条例の制定について	23
日程第5	議第 94 号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	23
日程第6	議第 96 号	令和5年度水俣市一般会計補正予算 (第10号)	23
日程第7	議第100号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	24
日程第8	議第101号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	24
日程第9	議第103号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)	24
日程第10	議第105号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	24
日程第11	議第106号	工事請負契約の変更について	25
日程第12	議第107号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …	25
議案上程			25
日程第13	議第108号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)	25
日程第14	議第109号	工事請負契約の締結について	26
市長	の提案理由説	.щ	27
休憩・開	議		28
質 疑			28
委員会付	託		28
散 会			28
令和 5	年12月21日((木) ——5日目——	
出欠席議	員	5	- 1
事務局職	員出席者		1
説明のた	め出席した者	·	1
議事日程	第5号		2
開議			3
諸般の報	告		3
発言取消	し(髙岡朱美	君)	3
発言取消	申出書		3
日程第1	議第90号	水俣市児童館設置条例の制定についてから日程第13 議第109号 工	
事請負契	約の締結につ	いてまで13件に関する委員会の審査報告	4

○総務産業委員長の報告	-4
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	9
委員長報告に対する質疑	10
討 論·····	10
採 决	11
日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	11
採 决······	11
閉会中継続審査・調査申出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
議案上程	12
日程第15 議第110号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
日程第16 議第111号 人権擁護委員候補者の推薦について	13
日程第17 意見第1号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について	13
日程第18 意見第2号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書につ	
V17	14
市長の提案理由説明(議第110号から議第111号)	15
○議会運営委員長の提案理由説明(意見第1号)	15
○議会運営副委員長の提案理由説明(意見第2号)	16
質 疑	17
討 論·····	17
採 决	17
日程第19 議員派遣について	18
採 决	18
閉 会	18

令和5年11月30日

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録 (第1号)

提案理由説明、先議 決算認定

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録(第1号)

- 1、令和5年11月30日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。
- 1、令和5年11月30日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。
- 1、令和5年12月21日午前10時36分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和5年11月30日(木曜日)

午前10時0分 開会

午後4時31分 散会

(出席議員) 16人

 平 岡 朱 君 杉 迫 一 樹 君
 淵 上 美 緒 君

 吉 野 誠 君 杉 本 康 宏 君 森 川 武 治 君

木 戸 理 江 君 岩 村 龍 男 君 髙 岡 朱 美 君

藤本壽子君 小路貴紀君 桑原一知君

真野賴隆君 牧下恭之君 田口憲雄君

松本和幸君

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 4人

事務局長(岡本広志君) 主 幹(橋本 晃君)

主任(宮崎聖子君)主任(森ちひろ君)

(説明のため出席した者) 12人

市 長(髙岡利治君) 副市長(小林信也君)

福祉環境部長 (堤 茂君) 産業建設部長 (本田聖治君)

教 育 長 (小 島 泰 治 君) 総務企画部次長 (岡 本 夫美代 君)

産業建設部次長 (田中真也君) 上下水道局長 (永田久美子君)

総合医療センター事務総務課長 (上 田 敬 祐 君) 総務企画部市長公室長 (白 本 亮 君)

総務企画部総務課長 (岩 井 浩 昭 君) 総務企画部地域振興課長 (柿 本 英 行 君)

○議事日程 第1号

令和5年11月30日 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について

(委員会付託)

- 第3 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について
- 第4 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 第5 議第92号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

- 第6 議第93号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 第7 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第95号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)
- 第9 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)
- 第10 議第97号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第11 議第98号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)
- 第12 議第99号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)
- 第13 議第100号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第14 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第15 議第102号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号) (総務産業)
- 第16 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第17 議第104号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)
- 第18 議第105号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第19 議第106号 工事請負契約の変更について
- 第20 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第22 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第23 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について
- 第24 議第83号 令和4年度水俣市一般会計決算認定について
- 第25 議第84号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第26 議第85号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第27 議第86号 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

開会 午前10時0分 開会

○議長(岩村龍男君) ただいまから令和5年第5回水俣市議会定例会を開会します。

総務大臣感謝状の伝達

○議長(岩村龍男君) 会議に入ります前に、去る10月16日、松本和幸議員の永年にわたる議員活動、地方自治への貢献に対し、総務大臣より感謝状が贈呈されました。

これから感謝状を伝達します。

被贈呈者の松本議員は、演壇の前までおいで願います。

(議長が感謝状を朗読し、松本議員に感謝状を伝達する。)

○議長(岩村龍男君) 被贈呈者の松本和幸議員から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

松本和幸議員。

(松本和幸君登壇)

○松本和幸君 ただいま、総務大臣より感謝状を議長から伝達をしていただきまして、大変光栄に思っております。

私が議員になりましたのは、昭和58年4月でございまして、もう36年以上になっておるわけでございますが、昭和・平成・令和と、長きにわたって議員活動をさせていただく、この期間多くの市民の皆様、そして市の職員の皆様の、本当に御支援のたまものであるということを深く感謝申し上げる次第でございます。

この間、平成19年5月に議長に就任しまして、この議長の4年間の間に、水俣病特措法の法案が出まして、園田代議士ともいろいろお話をさせていただき、その結果をまたチッソの後藤会長にもお話をさせていただいて、非常にうまくこの特措法が成立することができました。

もちろんチッソの分社化も含めてでございます。このことについては、一つ心残りなのがチッソの分社化は成立しましたけれども、まだ上場が達成されておりませんので、何とかこれを達成できるように、今後も精いっぱい、応援をしていきたいというふうに思っております。

そして、この議員活動の中で、議会の中でいろんな常任委員長、あるいは特別委員長、百条委員会の委員長も含めまして、経験をさせていただいて、このことが非常に私にとっては大きな勉強になりましたし、このことが今の議会活動につながってきているというふうに思っておりますし、この間、いろんな多くの人材の人たちとも、交流ができまして、今でも東京、大阪、熊本も

含めまして、人材の方々と交流をしております。

今、東京と大阪の方に、何とかこの水俣に投資できないかということで、いろいろお話をさせていただいておる状況の中で、東京の方から、水俣にスーパー銭湯を作ろうかという話が出てきておりまして、その準備をしているところでございます。おそらく投資額も10億を超える金額になるんじゃないかなというふうに思っております。

そういった形の中で、高岡市長とも連携を取りながら、この事業をぜひ成功させたいというふうに思っております。

そういうことを、これからもこの人脈を使って、水俣に投資をしていただけるような施策も含めて、高岡市長と連携を取りながら、頑張っていきたいというふうに思っております。

36年という長きにわたって、このことを2、3分でお願いしますということで、局長からもお話がありましたので、長くはしゃべれませんけれども、どうかこれからも皆さん方の御支援御協力を切にお願いを申し上げまして、今日の感謝の言葉に代えさせていただきたいと思います。

本日はどうも、ありがとうございました。(拍手)

○議長	(岩村龍男君)	以上で総務大臣感謝状の伝達を終わります。
	_	

○議長(岩村龍男君) これから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) それでは、日程に先立ちまして、原総務企画部長から、体調不良のため、 本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。

それでは諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されました。議席に配付しておきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、監査委員から、令和5年4月分、令和4年度出納整理期間分の令和5年4月分、5月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告、令和5年度小中学校の定期監査及び財政援助団体等に対する監査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、原総務企画部 長、堤福祉環境部長、本田産業建設部長、岡本総務企画部次長、田中産業建設部次長、白本市長 公室長、岩井総務課長、柿本地域振興課長、小島教育長、永田上下水道局長、上田総合医療セン ター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。 次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。 以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(岩村龍男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において吉野誠議員、真野頼隆議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長(岩村龍男君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和5年12月第5回定例会(11月30日招集)会期日程表

(会期 11月30日から12月21日まで22日間)

日次	月日	曜	開議時刻	会	議	議 事 内 容		
1	11月30日	木	午前10時	本会	会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和4年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決		
2	12月1日	金				議案調査		
3	2日	土				市の休日(土曜日)		
4	3 日	日				市の休日(日曜日)		
5	4日	月				議案調査(一般質問通告正午まで)		
6	5日	火			休 会	議案調査		
7	6日	水		休		議案調査		
8	7日	木				議案調査		
9	8日	金						議案調査
10	9日	土				市の休日(土曜日)		
11	10日	日				市の休日(日曜日)		
12	11日	月				議案調査		
13	12日	火	午前9時30分	本会	会議	一般質問(質疑通告正午まで)		
14	13日	水	午前9時30分	本会	会議	一般質問		
15	14日	木	午前9時30分	本会	会議	一般質問 議案質疑 委員会付託		
16	15日	金		委員	会	委員会審査		
17	16日	土		休	会	市の休日(土曜日)		
18	17日	日		1/1	I	市の休日(日曜日)		
19	18日	月		委員	会	委員会審査 (予備)		

20	19日	火		休 会	議事整理日			
21	20日	水		体 云	議事整理日			
22	21日	木	午前10時	本会議	委員長報告 閉会	委員長報告に対する質疑	討論	採決

○議長(岩村龍男君) お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について

日程第4 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第5 議第92号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第 93 号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第7 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第95号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

日程第9 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

日程第10 議第97号 令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議第98号 令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議第99号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第13 議第100号 令和 5 年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)

日程第14 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

日程第15 議第102号 令和 5年度水俣市水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第16 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第17 議第104号 令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第18 議第105号 令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第19 議第106号 工事請負契約の変更について

日程第20 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第3、議第90号水俣市児童館設置条例の制定についてから、日程第

20、議第107号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまで、18件を一括して議題とします。

議第90号

水俣市児童館設置条例の制定について

水俣市児童館設置条例を次のように制定することとする。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

水俣市児童館設置条例

水俣市児童館設置条例 (平成17年条例第9号) の全部を改正する。

(設置)

第1条 児童の心身ともに健やかな育成を図るため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童厚生施設として、水俣市児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

	名称	位置
7	水俣市こどもセンター	水俣市陣内二丁目16番17号

(事業)

- 第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 乳幼児支援及び保護者の子育て支援に関する事業
 - (2) 児童に遊びの施設の提供等を行い、健全な遊びを通じて健康を増進し情操を豊かにする事業
 - (3) 児童と地域及び多世代交流促進に関する事業
 - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(所管)

第4条 児童館は、福祉環境部の所管とする。

(休館日)

- 第5条 児童館の休館日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日及び月曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月28日から翌年1月4日まで(前号に規定する日を除く。)
 - (4) その他市長が必要と認める日
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

- 第6条 児童館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたときは、同項の開館時間を変更することができる。 (使用の許可)
- 第7条 児童館を使用する者が、別表に掲げる部屋を占用して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 乳幼児は、保護者の同伴がなければ児童館を使用することができない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可をしないことができる。
- (1) 児童館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 児童館の施設又は設備(以下「施設等」という。)を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが児童館の管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

- 第9条 第7条に規定する使用に関する児童館の使用料は、別表のとおりとする。
- 2 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(運営委員会)

- 第10条 児童館活動の充実を図るため、水俣市児童館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。
- 2 運営委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者による管理)

- 第11条 児童館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により児童館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により、児童館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条及び第8条の規定中「市長」と あるのは、指定管理者と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行う こととされた期間前に第7条(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指 定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が施設の管理を行う こととされた期間前に第7条(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者 は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところ に従い、児童館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務)

- 第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
 - (2) 児童館の使用の許可に関する業務
 - (3) 児童館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が児童館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、 若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった児童 館の施設及び設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りで はない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により児童館の施設等を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務等)

第16条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、児童館の管理に関し、

知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条・第9条関係)

第3条に掲げる事業	使用できる部屋	使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	備考
(1) 乳幼児支援及び保護者の子育 て支援に関する事業	つどいの広場			500
(2) 児童に遊びの施設等を提供し、健全な遊びを通じて健康を	遊戯室	無料	無料	機能であるため、(1)
増進し情操を豊かにする事業	集会室			及び(2)の事業では、 使用できない。
(3) 児童と地域及び多世代交流促	集会室	210円	110円	
進に関する事業 (4) 前3号に定めるもののほか、	遊戲室	310円	310円	
市長が必要と認める事業	厨房	260円	310円	

(提案理由)

水俣市児童館の管理等を指定管理者に行わせ、あわせて児童館機能に多世代交流機能を追加するため、本案のように制定しようとするものである。

議第91号

水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

水俣市企業版ふるさと納税基金条例を次のように制定することとする。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

水俣市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 水俣市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる事業の財源に充てるため、水俣市企業版ふるさと納税 基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

- 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 (繰替運用)
- 第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分する ことができる。 (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附目

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方創生応援税制による企業からの寄附金を適正に管理、運用するため、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例 (昭和26年告示第18号) の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。 (水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年告示第19号) の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100)」を「100分の105)」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第14条の 7 第 2 項第 1 号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第 2 号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区 分	号給	給料月額						
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700

職員の	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	級 号給	給料月額						
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
定年前	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
再任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
短時間	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
勤務職 員以外	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
の職員	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
19090	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		

職員の	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	級 号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125	IL M. E. D. S. S.	305,200	II. M. A. D.	II. M. A. D. S. S.	11. 30. 12. 12. 12.	11. 37. 14. 15. 14. 1	The No. of the Co.
定年前		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
再任用 短時間		円	円	円	円	円	円	円
型时间 勤務職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000
到份帳		100,700	410,400	430,400	213,000	490,700	310,200	300,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、

同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。 (水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の1225」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、 令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定(水俣市一般職の職員の給与に関する条例(この条及び次条において「給与条例」という。)第 14条の4第2項及び第3項並びに第14条の7第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第9条の規定(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(この条及び次条において「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の給与条例又は第9条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例による給与の内払とみなす。

(提案理由)

令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第93号

みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例(令和3年条例第31号)の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

	区分	入館料
こども	ども	
大人	市内	300円
人人	市外	500円
	こども	2,000円
回数券(12枚綴)	大人 (市内)	3,000円
	大人 (市外)	5,000円

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

物価高騰等に起因する維持管理費の増加により、利用料金の改定が必要であるため、本案のように制定しようとするものである。

議第94号

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例(平成9年条例第41号)の一部を次のように改正する。 別表中

Γ

東水俣団地	昭和40年度	水俣市長野町625番地	簡易耐火平屋	8	
袋駅前団地	昭和40年度	水俣市袋3440番地の1	簡易耐火平屋	8	を
猿郷団地	昭和40年度~42年度	水俣市白浜町200番地	簡易耐火平屋	92	

Γ

東水俣団地	昭和40年度	水俣市長野町625番地	簡易耐火平屋	8	1 -
猿郷団地	昭和40年度~42年度	水俣市白浜町200番地	簡易耐火平屋	92	V-

改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

袋駅前団地の除却に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第95号

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,237,751千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正(第9号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		78,698	19,492	98,190
	1 繰越金	78,698	19,492	98,190
補正されなかっ	った款に係る額	16,139,561		16,139,561
歳入	合 計	16,218,259	19,492	16,237,751

歳 出 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	議会費		142,633	329	142,962
		1 議会費	142,633	329	142,962
2	総務費		2,143,322	2,150	2,145,472
		1 総務管理費	1,777,137	250	1,777,387
		2 徴税費	205,238	192	205,430
		3 戸籍住民基本台帳費	88,973	1,131	90,104
		4 選挙費	35,397	162	35,559
		5 統計調査費	9,638	146	9,784
		6 監査委員費	26,939	269	27,208
3	民生費		5,706,514	6,725	5,713,239
		1 社会福祉費	3,307,480	5,317	3,312,797
		2 児童福祉費	1,859,073	882	1,859,955
		3 生活保護費	539,961	526	540,487
4	衛生費		1,881,591	1,605	1,883,196
		2 清掃費	842,479	261	842,740
		4 環境対策費	140,701	1,344	142,045
5	農林水産業費		518,578	1,580	520,158
		1 農業費	286,339	886	287,225
		2 林業費	192,694	398	193,092
		3 水産業費	39,545	296	39,841

)				
6	商工費		558,356	905	559,261
		1 商工費	558,356	905	559,261
7	土木費		1,143,201	3,036	1,146,237
		2 道路橋りょう費	407,324	1,704	409,028
		5 都市計画費	523,092	945	524,037
		6 住宅費	191,449	387	191,836
9	教育費		1,510,113	3,162	1,513,275
		1 教育総務費	250,508	1,220	251,728
		4 社会教育費	196,617	1,046	197,663
		5 保健体育費	825,171	896	826,067
11	公債費		2,129,187	0	2,129,187
		1 公債費	2,129,187	0	2,129,187
	補正されなかっ	484,764		484,764	
	歳 出	合 計	16,218,259	19,492	16,237,751

議第96号

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第10号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,887千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,411,638千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正 (第10号)

歳 入 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,591,455	△3,761	2,587,694
	1 国庫負担金	1,904,165	10,821	1,914,986
	2 国庫補助金	679,921	△14,582	665,339
15 県支出金		1,642,725	17,819	1,660,544
	1 県負担金	797,362	5,376	802,738
	2 県補助金	759,430	74	759,504
	3 委託金	85,933	12,369	98,302
18 繰入金		369,247	1,521	370,768
	1 基金繰入金	367,434	1,521	368,955

19	繰越金		98,190	140,368	238,558
		1 繰越金	98,190	140,368	238,558
20	諸収入		223,340	20,640	243,980
		4 雑入	211,367	20,640	232,007
21	市債		1,109,700	△2,700	1,107,000
		1 市債	1,109,700	△2,700	1,107,000
	補正されなかった款に係る額		10,203,094		10,203,094
	歳	合 計	16,237,751	173,887	16,411,638

歳 出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2 総務費		2,145,472	12,369	2,157,841
	4 選挙費	35,559	12,369	47,928
3 民生費		5,713,239	172,739	5,885,978
	1 社会福祉費	3,312,797	59,587	3,372,384
	2 児童福祉費	1,859,955	63,971	1,923,926
	3 生活保護費	540,487	49,181	589,668
4 衛生費		1,883,196	39	1,883,235
	2 清掃費	842,740	39	842,779
5 農林水産業費		520,158	100	520,258
	1 農業費	287,225	100	287,325
6 商工費		559,261	1,000	560,261
	1 商工費	559,261	1,000	560,261
7 土木費		1,146,237	△27,984	1,118,253
	2 道路橋りょう費	409,028	△27,984	381,044
8 消防費		439,316	6,233	445,549
	1 消防費	439,316	6,233	445,549
9 教育費		1,513,275	9,391	1,522,666
	1 教育総務費	251,728	6,524	258,252
	3 中学校費	86,785	1,069	87,854
	4 社会教育費	197,663	277	197,940
	5 保健体育費	826,067	1,521	827,588
補正されな	かった款に係る額	2,317,597		2,317,597
歳	合 計	16,237,751	173,887	16,411,638

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

	款		項	事 業 名	金	額
						千円
7	土木費	2	道路橋りょう費	築地・丸島町線補修事業		32,116
9	教育費	1	教育総務費	小中学校施設整備事業		99,992
		5	保健体育費	「活力生まれる水俣」推進事業 (スポーツ施設 整備事業)		140,982

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事項	期	間	限	度	額
広報みなまた印刷業務	自	令和5年度			千円
(市長公室)	至	令和6年度			6,252
放課後児童健全育成事業委託料	自	令和5年度			29,186
(福祉課)	至	令和6年度			23,100
児童館管理運営委託料	自	令和5年度			52,535
(福祉課)	至	令和8年度			02,000
久木野ふるさとセンター管理委託料	自	令和5年度			5,493
(農林水産課)	至	令和6年度			0,490
武道館管理委託料	自	令和5年度			28,331
(観光スポーツ戦略課)	至	令和8年度			20,331

第4表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補	Œ		前	補	正		後
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
災害復旧事業	20,800				22,200			
緊急防災・減災事業	510,900				513,300			
過疎対策事業	437,100				430,600			
補正されなかった事業に係る額	140,900				140,900			
計	1,109,700				1,107,000			

議第97号

令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和5年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,662,863千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳 入 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
6	繰入金		231,271	3,758	235,029
		1 他会計繰入金	168,092	1,879	169,971
		2 基金繰入金	63,179	1,879	65,058
	補正されなかっ	った款に係る額	3,427,834		3,427,834
	歳 入	合 計	3,659,105	3,758	3,662,863

歳 出 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費		93,325	3,758	97,083
		1 総務管理費	58,566	3,276	61,842
		2 徴税費	27,209	482	27,691
	補正されなかっ	った款に係る額	3,565,780		3,565,780
	歳出	合 計	3,659,105	3,758	3,662,863

議第98号

令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

令和5年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 478.228千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歲入歲出予算補正 (第2号)

歳 入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金		166,325	479	166,804
	1 一般会計繰入金	166,325	479	166,804
補正されなかっ	った款に係る額	311,424		311,424
歳入	合 計	477,749	479	478,228

歳 出 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費		476,321	479	476,800
		1 総務管理費	16,697	261	16,958
		2 徴収費	5,792	218	6,010
	補正されなかっ	った款に係る額	1,428		1,428
	歳 出	合 計	477,749	479	478,228

議第99号

令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和5年度水俣市の介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,857,780千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳 入 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
7	繰入金		592,541	690	593,231
		1 一般会計繰入金	592,541	690	593,231
	補正されなかっ	った款に係る額	3,264,549		3,264,549
	歳	合 計	3,857,090	690	3,857,780

歳 出 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費		78,003	690	78,693
		1 総務管理費	39,926	484	40,410
		2 徴収費	5,995	206	6,201
	補正されなかっ	った款に係る額	3,779,087		3,779,087
	歳 出	合 計	3,857,090	690	3,857,780

議第100号

令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和5年度水俣市の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,861,752千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳 入 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
4	国庫支出金		982,192	1,666	983,858
		2 国庫補助金	370,197	1,666	371,863
7	繰入金		593,231	2,306	595,537
		1 一般会計繰入金	593,231	2,306	595,537
	補正されなかっ	った款に係る額	2,282,357		2,282,357
	歳 入	合 計	3,857,780	3,972	3,861,752

歳 出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		78,693	3,972	82,665

1 総務管理費	40,410	3,333	43,743
3 介護認定審査会費	31,884	639	32,523
補正されなかった款に係る額	3,779,087		3,779,087
歳 出 合 計	3,857,780	3,972	3,861,752

議第101号

令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,945,227千円	52,984千円	7,998,211千円
第2項 医 業 外 収 益	404,306千円	52,984千円	457,290千円
収益的収入合計	7,952,821千円	52,984千円	8,005,805千円
	支	出	
第1款 総合医療センター事業費用	7,922,807千円	18,056千円	7,940,863千円
第3項 特 別 損 失	105,829千円	18,056千円	123,885千円
収益的支出合計	7,936,534千円	18,056千円	7,954,590千円
(債務負担行為)			

第3条 予算第10条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。 追 加

	事 項	期間	限度額
	米購入業務	自 令和5年度 至 令和6年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	A重油購入業務	自 令和5年度 至 令和6年度	
	ガソリン購入業務	自 令和5年度 至 令和6年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	軽油購入業務	自 令和5年度 至 令和6年度	
	LPガス購入業務	自 令和5年度 至 令和6年度	
	入院診療保証	自 令和5年度 至 令和6年度	7/()()-+-
総合医療	カード決済業務	自 令和5年度 至 令和8年度	
センター	寝具・病衣借上	自 令和5年度 至 令和6年度	
	消防設備等保守点検業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1,782千円
	防虫管理施工業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	1 303-1-14
•			

電気保安管理業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	2,053千円
医療廃棄物処理業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	単価契約額に排出 数量を掛けた額
看護衣等洗濯業務委託	自 令和5年度 至 令和6年度	単価契約額に枚数 を掛けた額
看護学生奨学金貸付金 (令和6年度貸付分)	自 令和5年度 至 令和10年度	14,160千円

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

議第102号

令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度水俣市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (収益的支出の補正)

第2条 令和5年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(責十)
	支 出		
第1款 水道事業費	387,054千円	892千円	387,946千円
第1項 営業費用	372,112千円	892千円	373,004千円
第2項 営業外費用	13,841千円	0千円	13,841千円
第3項 特別損失	101千円	0千円	101千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円
(資本的支出の補正)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,834千円」を「資本的収入 額が資本的支出額に対し不足する額349,913千円」に、「当年度分損益勘定留保資金29,510千円」を「当年度分損 益勘定留保資金29,589千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	391,819千円	79千円	391,898千円
第1項 建設改良費	341,690千円	79千円	341,769千円
第2項 企業債償還金	49,129千円	0千円	49,129千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条第1号中、職員給与費「76,202千円」を「77,173千円」に改める。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

議第103号

令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)

(総則)

第1条 令和5年度水俣市水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。 (収益的支出の補正) 第2条 令和5年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(章)
	支	出	
第1款 水道事業費	387,946千円	7,768千円	395,714千円
第1項 営業費用	373,004千円	0千円	373,004千円
第2項 営業外費用	13,841千円	7,768千円	21,609千円
第3項 特別損失	101千円	0千円	101千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,913千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額317,570千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,053千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,022千円」に、「建設改良積立金200,000千円」を「建設改良積立金70,000千円」に、「当年度分損益勘定留保資金29,589千円」を「当年度分損益勘定留保資金139,277千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(
	収	入	
第1款 資本的収入	41,985千円	2,343千円	44,328千円
第1項 繰入金	21,092千円	0千円	21,092千円
第2項 負担金	1,177千円	2,343千円	3,520千円
第3項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第4項 補助金	16,215千円	0千円	16,215千円
第5項 出資金	3,500千円	0千円	3,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	391,898千円	△30,000千円	361,898千円
第1項 建設改良費	341,769千円	△130,000千円	211,769千円
第2項 企業債償還金	49,129千円	0千円	49,129千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円
第4項 投資	0千円	100,000千円	100,000千円
(債務負担行為の補正)			

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。 廃 止

事 項	期間	限度額
第1水源地急速ろ過機更新工事	令和6年度から 令和6年度まで	252,341千円

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

議第104号

令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 公共下水道事業収益	876,907千円	457千円	877,364千円
第1項 営業収益	439,795千円	0千円	439,795千円
第2項 営業外収益	437,111千円	457千円	437,568千円
第3項 特別利益	1千円	0千円	1千円
	支	出	
第1款 公共下水道事業費	876,907千円	457千円	877,364千円
第1項 営業費用	840,669千円	457千円	841,126千円
第2項 営業外費用	35,138千円	0千円	35,138千円
第3項 特別損失	100千円	0千円	100千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円
(資本的収入及び支出の補正)			
第3条 予算第4条に定めた資本的収	【入及び支出の予定額を必	てのとおり補正する。	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	261,200千円	119千円	261,319千円
第1項 企業債	64,700千円	0千円	64,700千円
第2項 出資金	106,000千円	0千円	106,000千円
第3項 負担金	201千円	0千円	201千円

90,299千円

553,791千円

163,764千円

389,027千円

1,000千円

支 出

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条第1号中「職員給与費 51,396千円」を「職員給与費 51,972千円」に改める。 (他会計からの補助金等の補正)

第5条 予算第9条中「422,713千円」を「423,289千円」に改める。

令和5年11月30日提出

第4項 補助金

第1款 資本的支出

第3項 予備費

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

水俣市長 髙 岡 利 治

119千円

119千円

119千円

0千円

0千円

90.418千円

553,910千円

163,883千円

389,027千円

1,000千円

議第105号

令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (債務負担行為)

第2条 令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間 及び限度額を次のとおり追加する。

追 加

事 項	期間	限度額
浄化センター等運転管理業務委託	自 令和5年度 至 令和11年度	847,617千円

令和5年11月30日提出

議第106号

工事請負契約の変更について

令和4年9月市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備(護岸その6)工事の工事請負契約のうち、契約金額「196,460,000円」を「198,162,075円」に変更することとする。

令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

(提案理由)

生態系に配慮した渚造成整備(護岸その6)工事請負契約について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものである。

議第107号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。 令和5年11月30日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。 第21条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により 算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の 場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6 条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属 する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者に つき第7条の規定により算定した被保険者均等割額 (第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額) の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定

により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数 を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第22条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲 げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させる ことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法及び地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

○議長(岩村龍男君) 提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

(市長 髙岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御 説明申し上げます。 まず、議第90号水俣市児童館設置条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市児童館の管理等を指定管理者に行わせ、併せて児童館機能に多世代交流機能を 追加するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第91号水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について申し上げます。

本案は、地方創生応援税制による企業からの寄附金を適正に管理、運用するため、本案のよう に制定しようとするものであります。

次に、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上 げます。

本案は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第93号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について申し上げます。

本案は、物価高騰等に起因する維持管理費の増加により、利用料金の改定が必要であるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第94号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、袋駅前団地の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,949万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ162億3.775万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第96号令和5年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億7,388万7,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ164億1.163万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、県知事選挙費、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、小中学校施設整備事業などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費として、築地・丸島町線補修事業ほか2件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務ほか4件の追加を計上いたしております。 また、地方債の補正として、災害復旧事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。 次に、議第97号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げ ます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ375万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億6.286万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定及び人事異動による人件費の増額を 計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第98号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ47万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億7.822万8.000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定による人件費の増額を計上いたして おります。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第99号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ69万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億5.778万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、給与改定に伴う人件費の増額を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第100号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ397万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳出歳入それぞれ38億6,175万2,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、電算システム改修委託料及び水俣 芦北広域行政事務組合負担金(介護保険費)を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款国庫支出金及び第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第101号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を5,298万4,000円増額し、補正後の収益的収入の額を80億580万5,000円とし、収益的支出の額を1,805万6,000

円増額し、補正後の収益的支出の額を79億5.459万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入については、令和5年度新型コロナウイルス感染症 患者等入院病床確保事業費補助金に係る補助金の増額、収益的支出については、令和2年度及び 令和3年度コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費の事業費確定に伴う補助金返還金と して過年度損益修正損の増額を計上いたしております。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか13件を追加いたしております。

次に、議第102号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的支出の額を89万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,794万6,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を7万9,000円増額して、補正後の資本的支出の額を3億9,189万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出及び資本的支出において給与改定等に伴う人件費の 調整を行っております。

次に、議第103号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的支出の額を776万8,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億9,571万4,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を、234万3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を4,432万8,000円に、資本的支出の額を3.000万円減額して補正後の資本的支出の額を3億6.189万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的支出には消費税及び地方消費税の増額、資本的収入には 消火栓設置等負担金の増額、資本的支出には施設整備費の減額と投資有価証券購入費の増額を計 上いたしております。

また、債務負担行為の補正として第1水源地急速ろ過機更新工事の廃止を計上いたしております。

次に、議第104号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。 今回の補正は、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を45 万7,000円増額して8億7,736万4,000円に、収益的支出の額を45万7,000円増額して8億7,736万4,000 円とし、第4条に定める資本的収入の額を11万9,000円増額して2億6,131万9,000円に、資本的支 出の額を11万9,000円増額して5億5,391万円とするものです。

補正の内容といたしましては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の増額、収益的支出において給与改定に伴う人件費の増額を行っております。また資本的収入において、人件費に係る他会計補助金の増額、資本的支出において、給与改定に伴う人件費の増額を行っております。 次に、議第105号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。 今回の補正は、債務負担行為の補正として、浄化センター等運転管理業務委託を追加するものです。

次に、議第106号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備(護岸その6)工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであります。

次に、議第107号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本市議会に提案いたしました、議第90号から議第107号までについて、順次、提案理由 を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようよろしくお願い 申し上げます。

○議長(岩村龍男君) 提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号、議第97号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から議第99号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第102号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第3号及び議第104号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号の7件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(岩村龍男君) 次に、議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号について、質疑 はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(岩村龍男君) 次に、議第97号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3 号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

O HIZZ	(HI)	27/2 G O C 1161-7 G 7 0

○議長(岩村龍男君) 次に、議第98号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号 について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

- ○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(岩村龍男君) 次に、議第99号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(岩村龍男君) 次に、議第102号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について、 質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

- ○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(岩村龍男君) 次に、議第104号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第92号、議第95号、議第97号から議第99号、議第102号及び議 第104号は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時23分 休憩

午後3時0分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各常任委員会から委員会審査報告書が 提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託 されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、国会では一般職の給与引上げと特別職の給与引上げは、別々に提案されてそれぞれ採決されているが、地方自治体で提案されるときは同じ議案として提案されているのはなぜかただしたのに対し、国の給与改定に準じて改正を行うため、関連する条例は以前から一括して改正を行っているとの答弁がありました。

本案については、人事院勧告は、民間給与との比較調査に基づいて、国家公務員の給与改定等に助言するものであり、これに合わせて地方公務員の給与を引き上げることは当然である。しかし、本勧告は、特別職の公務員の報酬まで縛るものではなく、一般職の公務員給与改定に準じるかどうかは自治体の判断に任されている。

また、国会における法案採決の際に、物価高にあえぐ国民や事業者から多くの批判が上がったことは、地方においても同様であり、このような時期に予算編成権、予算決定権を持つ役職にある者が、自らの報酬引上げを提案することは市民感情を損なうものであるとして、委員の中から、原案に対し、水俣市長等の給与に関する条例の一部改正、水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正、水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正の条文を削除する修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論を行いました。

本修正案に対する質疑において、今回修正案を提出されたが、今後人事院勧告に基づく給与改定に準ずる条例改正の度に修正案を提出するのかただしたのに対し、今回は特に経済状況が悪い中での提案であり、今後はそのときの情勢で判断したいとの答弁がありました。

討論において、物価高騰の影響を受けているのは議員も特別職も同じである。水俣市の議員報酬は他自治体と比較して低く、物価高騰の中で議員報酬だけで生活するのは厳しい。議員報酬を上げて、その分水俣市の発展のために頑張ってほしいという意見も聞く。

また、市は物価高騰に対する補助等も行っており、そのような施策を進める、市長副市長をは じめとした執行部の皆様方には頑張っていただきたいという期待も込めて、給与を引き上げるこ とは重要だと思う。給与が引き上げられた分は、どうやって市民に返していくかと一生懸命考え ないといけない。

また、海外と比べて日本の給料が上がっていない状況も踏まえ、少しずつでも給料を上げてい

く流れの中での今回の人事院の給与改定であるので、修正案には反対であるという意見と、物価 高騰や円安の影響により、農業者や漁業者も大きな影響を受けており、市民の窮状をきちんと受 け止めなければならないので賛成であるという意見があり、採決の結果、賛成少数で修正案は否 決すべきものと決定しました。

次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について、採決の結果、賛成多数で原案のとおり 可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の増額等を計上している。この財源としては、第 19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

本議案については討論があり、議第92号の審査において、特別職の給与引上げに反対したが、 本議案にはそれに伴う補正予算が含まれているため、その部分について反対であるとの意見があ り、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第102号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的支出の額を89万2,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億8,794万6,000円とし、第4条に定める資本的支出の額を7万9,000円増額して、補正後の資本的支出の額を3億9,189万8,000円とするものである。補正の内容としては、収益的支出及び資本的支出において給与改定等に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第104号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を45万7,000円増額して8億7,736万4,000円に、収益的支出の額を45万7,000円増額して8億7,736万4,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を11万9,000円増額して2億6,131万9,000円に、資本的支出の額を11万9,000円増額して5億5,391万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入において、人件費に係る繰入金の増額、収益的支出において 給与改定に伴う人件費の増額を行っている。また資本的収入において、人件費に係る他会計補助 金の増額、資本的支出において、給与改定に伴う人件費の増額を行っているとの説明を受けま した。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長(岩村龍男君) 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

(厚生文教委員長 牧下恭之君登壇)

○厚生文教委員長(牧下恭之君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託 されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。 補正の内容としては、給与改定に伴う人件費の増額等を計上している。なお、財源としては、 第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

本案については、第9款教育費に教育長の給与増額分も計上されている。一般職の引上げについては賛成だが、特別職の引上げについては、物価高騰で大変厳しい市民の生活を考えると反対であり、特別職の給与は引き上げるべきではないとして、委員の中から教育長の給与等を増額しない予算の修正案が出されましたので、修正案についての質疑、討論を行いました。

本修正案については、特別職の給与の増額と物価高騰等の因果関係が明確に示されていない。 また、特別職の給与の引上げ分を減額した分の使途も示されていない。そういった点で、今回の 修正案についての基本的な考え方に理解できないため、反対であるという意見と、市民感情を損 なうものであり、特別職の引上げ分を、広く一般の方が納得できる使い方をしたほうがよいとい う意見がありましたので、採決の結果、賛成少数で修正案は否決すべきものと決定しました。

次に、修正案が否決されたことに伴い、原案について、採決の結果、賛成多数で議第95号は原 案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ375万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億6,286万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定及び人事異動による人件費の増額を計上している。この財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ47万9,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億7,822万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定による人件費の増額を計上している。この財

源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第99号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ69万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億5.778万円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、給与改定に伴う人件費の増額を計上している。 これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年11月30日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第92号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第95号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)中付託分	原案可決	賛成多数
議第102号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第104号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年11月30日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第95号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)中付託分	原案可決	賛成多数
議第97号	令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第98号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議第99号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成

○議長(岩村龍男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。 これから討論に入ります。

(「議長」と言う者あり)

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 さきに総務産業委員長の報告にありました、議第92号水俣市長等の給与に関する条 例等の一部を改正する条例について、並びに議第95号一般会計補正予算第9号について、改めて 本議会において修正動議を提出させていただきたく存じます。
- ○議長(岩村龍男君) ほかに討論はございませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

ただいま、高岡朱美議員から、議案の修正を求める動議が提出され、所定の賛成者があります ので、動議は成立いたしました。

ここで文書配付のため、暫時休憩します。

午後3時14分 休憩

午後3時35分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号に対して、髙岡朱美議員外3名から2件の修正案が提出されました。

本2件の修正案を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、本2件の修正案を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決定しま した。

議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号の修正を求める動議(日程追加)

議第92号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び水俣市議会会議規則第17条の規定により 提出します。

(提案理由)

本議案は、令和5年8月に人事院が国家公務員の給与等の改正を勧告したことを受けて提案されたものである との説明がありました。民間給与の動向を調査した上での勧告であり、これに従うのは当然のことです。

しかし、人事院は、特別職公務員の報酬アップにまで言及はしていません。一般職の給与改定に合わせた特別職の報酬改定は、あくまで慣習として行われており、報酬を上げるかどうかは本市の自主的判断によります。

政府が説明する民間の賃上げ促進を目的とした公務員給与の引き上げは、当然やるべきであり、それが目的なら上げ幅としては小さすぎます。本気で目的を達成しようとするならば、特別職の報酬よりも、会計年度職員の時給をさらに上げるなど民間への波及効果がより期待できることをすべきです。

特別職公務員の報酬改定をめぐる国会審議の中で、野党各党や国民から多くの批判の声が上がり、首相はじめ 三役が増加分の報酬の自主返納を申し合わせる事態になりました。物価高騰にあえいでいる国民感情としては当 然の反応であり、市民感情においても同様です。あらゆる食品が値上がりする中、高齢者の中にはおかずが買え ないので、ごはんに醤油をかけて食べているという方もいます。また、10月からはインボイス制度が開始され、 小規模事業者には新たな税負担と煩雑な事務作業が課されています。

これまでの慣習だからと安易に自分たちの報酬引き上げを提案して、市民の理解が得らえる状況ではありません。

また、多種多様な業務を抱え、市役所内での人手不足、財源不足が課題になっています。国は、今回生じる新たな支出に対し、交付税の増額による財源措置を示しています。特別職公務員の給与改定は見送り、この財源はこうした課題解決のために優先的に使うべきです。

令和5年11月30日提出

提出者議員 髙 岡 朱 美 賛同者 平 岡 朱 藤 本 壽 子 杉 迫 一 樹

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

(別紙)

議第92号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の修正案について 市長提案の水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように修正して提案することとする。

水俣市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100)」を「100分の105)」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第1条関係)

行政職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区 分	号給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,30
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,00
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,70
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,50
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,30
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,70
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,40
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,9
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,3
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,7
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,10
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,50
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,9
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,3
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,6
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,9
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,3
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,6
定年前	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,9
再任用	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,2
短時間 勧務職	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
員以外	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
の職員	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	号給	給料月額						
定年前		基準給料月額						
再任用		円	円	円	円	円	円	円
短時間								
勤務職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000
員								

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第2条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の1025」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第8条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第4条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附則

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(水俣市一般職の職員の給与に関する条例(この条及び次条において「給与条例」という。)第 14条の4第2項及び第3項並びに第14条の7第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(この条及び次条において「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例による給与の内払とみなす。

議第95号 水俣市一般会計補正予算(第9号)修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり地方自治法第115条の3及び水俣市議会会議規則第17条の規定により 提出します。

提出者議員 髙 岡 朱 美

替同者 平 岡 朱

藤本壽子

杉 迫 一 樹

水俣市議会議長 岩村龍男 様

(別紙)

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

議92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての修正案に合わせ、以下を修正 し、提案する。

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

19,224 (\(\triangle 268\)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,237,483 (△268) 16,237,751千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

令和5年11月30日提出

水俣市長 高 岡 利 治

(単位:千円)

第1表 歳入歳出予算補正(第9号)

歳 入

款	項	既 定 額	補 正 額	計
19 繰越金		78,698	19,224 19,492	97,922 98,190
	1 繰越金	78,698	19,224 19,492	97,922 98,190
補正されなかっ	補正されなかった款に係る額			16,139,561
歳入	合 計	16,218,259	19,224 (△268) 19,492	$ \begin{array}{c} 16,237,483 \\ (\triangle 268) \\ 16,237,751 \end{array} $

歳 出 (単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		142,633	329	142,962
	1 議会費	142,633	329	142,962
2 総務費		2,143,322	1,961 2,150	2,145,283 2,145,472
	1 総務管理費	1,777,137	61 (△189) 250	1,777,198 (△189) 1,777,387
	2 徴税費	205,238	192	205,430
	3 戸籍住民基本台帳費	88,973	1,131	90,104
	4 選挙費	35,397	162	35,559
	5 統計調査費	9,638	146	9,784

	6 監査委員費	26,939	269	27,208
3 民生費		5,706,514	6,725	5,713,239
	1 社会福祉費	3,307,480	5,317	3,312,797
	2 児童福祉費	1,859,073	882	1,859,955
	3 生活保護費	539,961	526	540,487
4 衛生費		1,881,591	1,605	1,883,196
	2 清掃費	842,479	261	842,740
	4 環境対策費	140,701	1,344	142,045
5 農林水産業費		518,578	1,580	520,158
	1 農業費	286,339	886	287,225
	2 林業費	192,694	398	193,092
	3 水産業費	39,545	296	39,841
6 商工費		558,356	905	559,261
	1 商工費	558,356	905	559,261
7 土木費		1,143,201	3,036	1,146,237
	2 道路橋りょう費	407,324	1,704	409,028
	5 都市計画費	523,092	945	524,037
	6 住宅費	191,449	387	191,836
9 教育費		1,510,113	3,083 3,162	1,513,196 1,513,275
	1 教育総務費	250,508	1,141 (△79) 1,220	$\begin{array}{c} 251,649 \\ (\triangle 79) \\ 251,728 \end{array}$
	4 社会教育費	196,617	1,046	197,663
	5 保健体育費	825,171 896	826,067	
11 公債費		2,129,187	0	2,129,187
	1 公債費	2,129,187	0	2,129,187
補正されな	かった款に係る額	484,764		484,764
歳 出	1 合 計	16,218,259	19,224 (△268) 19,492	$ \begin{array}{c} 16,237,483 \\ (\triangle 268) \\ 16,237,751 \end{array} $

○議長(岩村龍男君) この際、提出者の説明を求めます。

提出者代表、髙岡朱美議員。

(髙岡朱美君登壇)

○髙岡朱美君 日本共産党の髙岡朱美です。

私は、以下の理由から、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例、並 びに議第95号一般会計補正予算第9号に対し、修正を求めます。

本議案は、令和5年8月に人事院が国家公務員の給与等の改正を勧告したことを受けて、提案 されたものであるとの説明がありました。

民間給与の動向を調査した上での勧告であり、これに従うのは当然のことです。

しかし人事院は、特別職の公務員の報酬アップにまでは言及していません。

一般職の給与改定に合わせた特別職の報酬改定は、あくまで慣習として行われており、報酬を 上げるかどうかは本市の自主的な判断によります。

政府が説明している、民間の賃上げ促進を目的とした公務員給与の引上げ、これは当然やるべきであり、それが目的なら、上げ幅としては小さすぎます。

本気で目的を達成しようとするならば、特別職の報酬より会計年度職員の時給をさらに上げるなど、民間への波及効果がより期待できることをすべきです。

特別職公務員の報酬改定をめぐる国会審議の中で、野党各党や国民から多くの批判の声が上がり、首相はじめ三役が増加分の報酬の自主返納を申し合わせる事態になりました。

物価高騰にあえいでいる国民感情としては当然の反応であり、市民感情においても同様です。 あらゆる食品が値上がりする中、高齢者の中にはおかずが買えないので、御飯にしょうゆをか けて食べているという方もいます。

また10月からは、インボイス制度が開始され、小規模事業者には新たな税負担と煩雑な事務作業が課されています。

これまでの慣習だからと、安易に自分たちの報酬引上げを提案し、市民の理解が得られる状況ではありません。

また、多種多様な業務を抱え、市役所内での人手不足、財源不足が課題になっています。

国は、今回生じる新たな支出に対して交付税の増額による財源措置を示しています。

特別職公務員の給与改定は、今回は見送り、この財源は、こうした課題解決のために優先的に使うべきです。

また、議第95号一般会計補正予算については、この条例の改正に合わせた形で、予算を修正して出しております。

今回の補正予算に計上されているのは、市長、副市長、教育長の手当等の増額分で、それを削除しております。併せて御審議をいただき、議員各位の賛同を求めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長(岩村龍男君) 以上で提出者の説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

修正案に対する質疑はありませんか。

桑原議員。

○桑原一知君 真志会の桑原でございます。

先ほどの提案理由の中に、会計年度職員の時給をさらに上げるなど、民間への波及効果がより 期待できることをするべきです、というふうに言われてましたが、以前、この会計年度職員さん の給与等が含まれる当初予算に、すべて頭ごなしに反対されておりますが、その辺はどう理由づ けされますか。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 当初予算に反対した理由はその場で述べております。 会計年度任用職員の時給の変動について反対した覚えはございません。
- ○議長(岩村龍男君) 桑原議員。
- ○桑原一知君 その一部分っていうか、議案では一つの議案になってますので、本気でそう思われるんであれば、前回の当初予算においても、このような修正を出すべきだったと思います。 もう1点いいですか。

質問なんですけども、そういった当初予算を、頭ごなしに反対されてきておられて、その中には、市長を含め副市長、教育長そして私たち議員、一般職員、そして任期付の職員の方々の給与等が含まれたものを反対されました。

私たちは、このときに市民生活や職員の給与への多大な影響があることを私どもは指摘をしております。

ですけども、なぜ今回だけ一般職員等任期付職員が含まれているのか、特段の理由があるんでしょうか。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 桑原議員がおっしゃられたことはそのとおりだと思います。 私はその点では全く同感であり、そのことによって当初予算に反対したんじゃありません。 そのことを先ほども述べました。
- ○議長(岩村龍男君) ほかに質疑はありませんか。 小路議員。
- ○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

まず1点目でございます。

提案理由に、高齢者の食事の面での困窮と、あるいはインボイス制度の件。これらが慣習だからといって安易に報酬引上げをすることは、市民感情、市民の理解が得られないということでございましたが、まず、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市議会議員が、これらの状況を招いた直接の因果関係と、今回削減されております26万8,000円の具体的財源をこうした課題解決のために優先的に使うべきとの提案理由に対して、26万8,000円を具体的にどのように使われるか、お尋ねいたします。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 どのように使うかまでは、ここで具体的には示しませんが、私がこの提案をしたの はですね、やはり市政運営っていうのは、市政運営の上で最も大事なことは市民から信頼される

ことだと思います。

今、生活苦にあえいでいる市民を、市民と同じ目線に立って話ができる、そういう議員であ り、市長でありということが、様々な面でですね、必要だと思います。

やはり予算、市長は予算編成権を持っている、議員が予算議決権を持っています。

そういう力を持っている者が、まずは自分たちの給料を上げていては、市民から信頼されない。そういう面で、政治的なやっぱり影響を考えて提案しております。

- ○議長(岩村龍男君) 小路議員。
- ○小路貴紀君 私は、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、市議会議員が、生活が困窮するようなことを招いた因果関係を詳しく述べて欲しい、というふうに質問したんですが、その点についてはお答えがございませんでした。

2つ目に入ります。日本全体並びに水俣市民の感情、あるいはどういった物価レベルなど、人 事院勧告どおりに条例を可決すべきか、具体的に数値で示していただければと思います。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 先ほどの質問について答えてないということでしたのでお答えしますと、先ほど言われた、今回削除の対象にしたのが、立場にある者が直接困窮との原因になってるとは思っていません。その困窮の原因を言えばですね、この30年間の様々な国の政策によるものだということを、長くしゃべらなければならなくなると思います。

それから、今お尋ねになった点については、すぐに答えられるような質問ではありませんので、そこは、この場ではお答えできないということを申し上げます。

- ○議長(岩村龍男君) 小路議員。
- ○小路貴紀君 3点目ですけども、副市長、教育長が、現在の職の任に就くにはどういった手続が 必要か御存じですか。お答え願います。
- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○髙岡朱美君 市長の任命によるものです。
- ○議長(岩村龍男君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

修正案について討論はありませんか。

小路議員。

○小路貴紀君 真志会の小路貴紀です。

議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第95号

令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号の修正案について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの質疑の中でもございましたとおり、提案理由に書かれている経済状況であったり市民感情に対して、今回の市長含めた特別職、病院事業管理者、市議会議員が直接招いた因果関係の責任はないということを、動議提案者は、お認めになられたと。

また提案理由に、この財源26万8,000円をこうした課題解決のために、優先的に使うべきですということについてお尋ねをいたしましたが、この点についても、具体的な方法はないということでございました。

おそらく市長、市議会議員は選挙で選ばれていると市民の負託を経ており、市民感情に寄り添 うのが当然であろうというお考えかというふうに思いますけども、先ほど質問いたしました、副 市長、教育長は、市長が選任されるということで、回答が終わりましたけど、市長が選任された 人事案件に対して、議会が同意をして、職の任に就いていただいてるという理解をいたしており ます。議会が同意した方々、副市長、教育長などの給与を議会側からあえて手をつけることは、 道理に反するのではないかというふうに考えます。

また病院事業者についてもございます。新型コロナウイルス感染症対策、また現在の通常のインフルエンザ対策、先陣を切って市民の健康安全に尽力すべく、職務に勉励されている病院関係者、職員等々を管理される方でございます。

議会からも、コロナのきつい状況にですね、病院関係者の方の御苦労であったり、また事業管理者の組織運営であったりということを、議会の方も憂慮しながら、激励をしてきた中でございます。

そういった方々に対する給与に対しても議会からあえて手をつける必要性はないと感じます し、今回の提案については、そういった尽力されてることに寄り添う気持ちすら感じられないと いうふうに考えます。

2つ目です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の交付金をもとに、市単独で様々な事業をやってきております。令和4年度についても、農林漁業従事者への燃油や資材価格高騰への補助、学校給食費補助、そして非課税世帯につきましては、国からの5万円の給付に加えて、市独自で1万円の給付を数次にわたって合計3,900世帯、3,900万円を給付しております。

また、令和5年度につきましても、学校給食会計補助など、引き続きの事業に取り組まれておりますので、あえて市民生活を危険にさらすようなことをしておるわけではなくて、必死に支えようとしておる市の特別職に対しても配慮に欠けている、というふうに考えます。

3点目、先ほど申し上げましたとおり、削減したものを使うべき方策も示されておりません。 小手先ではなく、パフォーマンスになるのはあまりよろしくないんじゃないかというふうに思い ます。

市議会で特別職に対して、市民感情をぶつけてガス抜きするのではなく、議会側が、堂々と議員を削減するなど、市民に理解しやすい議論をすべきことがもっとあるのではないかと、私自身思います。

よって、それらを含めて、給与引上げ分を事業原資にして、市民に幅広く理解できる事業というのは到底無理でございます。目的もない、単なる特別職に敬意も表さない議会になるのは、残念でありますので、これらには反対したいというふうに思います。

市民生活への支援につきましては、議会で承認した事業が行われております。市民感情というなら、議員それぞれがしっかりと市民に対して、これまでのコロナ対策の事業などを説明していく責任があるのではないか、というふうに考えます。

自ら身を切る具体策に、取り組むべきことが議会側がするべきであって、安易に市特別職などの報酬などを議論するのは、今回の議案については反対いたします。

以上です。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩村龍男君) ほかに討論はありませんか。

藤本議員。

○藤本壽子君 I's 水俣の藤本壽子です。

議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の修正の提案、また、一般会 計補正予算の修正を求める提案、これを賛成の立場で討論をいたします。

このような記事がございました。現在の日本の1人当たりのGDPでございます。韓国や台湾とほぼ同水準という内容のものでございました。

2022年は、日本が貧しくなったことが痛感される年になった。急激に円安が進んだため、様々な指標で日本の国際的地位は下がった。10月に公表されたIMF(国際通貨基金)のデータによると、2022年、台湾の1人当たりのGDPは4万4,821ドル、世界24位でございます。日本の4万2,347ドルは世界27位となりました。現在2023年には、わずかに台湾に下回っておりますが、10年前の2012年、韓国の1.9倍ありました。台湾の2.3倍だったという記事がございます。

2013年に異次元金融緩和政策が導入されて、円安が進みました。日本の地位は、顕著に低下をいたしました。つまり、個人の生産所得が落ちている。つまり、貧困にあえぐ人が増えたということでございます。

それに加え、現状の物価高は、世界の国々の情勢など、ウクライナの戦争、中東情勢、これに よる原油価格の高騰、様々なことが国際情勢の中であります。

このような日本の政策を誘引してきた円安ということに対しても、私は今回の国会での総理大臣はじめ、方々が、国民に対して、自分たちの施策が届いていないのではないかということ、そ

のことの責任を取られたのではないかというふうに思っています。

さて、水俣市はどうでしょうか。水俣の市民もこの物価高の影響を顕著に受けています。

私はこの間、水俣の畜産関係者を回ってみました。輸入牧草が2倍になっています。飼料が2倍になっています。それに加え、燃料代、ガソリン代も高騰し、とうとう私の家に毎日届いていた牛乳、朝6時にコトリと届いていた牛乳は届かなくなりました。

国の支援もあります。また、水俣市の支援もあります。だけれども、今の水俣市は追いつかない現状であると私は考えています。

このような市民の窮状の中、私ども特別公務員は、特に政治に関わる者だからこそ、安易に報 酬改定に甘んじるわけにはいかないと考えております。

よって、この修正案には賛成をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長(岩村龍男君) ほかに討論はありませんか。

松本議員。

○松本和幸君 この修正案については、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど小路議員から髙岡議員にお尋ねされた件で、ほとんど答弁があっておりません。答弁がないような修正案に対して、我々が審議すらする必要がないんじゃないか、というふうに思っております。

そういう状況の中で、当然執行部についてはこれまでも、土曜、日曜日もなく、常に市民のために仕事されてきております。我々それをずっと見てきております。

そういう状況の中でですね、水俣市の給与体系というのは、決して熊本県下でも高くないわけですので、ましてや議員の給料っていうのも、熊本県下で、おそらく1番最後じゃないかなというふうに思っております。そういう状況の中でございますので、この修正案を、我々が賛成する状況にはない、あくまでも人事院勧告に沿った形の中で審議していくべきだというふうに思っておりますので、全会一致での御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩村龍男君) ほかに討論ありませんか。

淵上議員。

○淵上美緒君 参政会の淵上美緒です。

私は、修正案に反対の立場で討論いたします。

物価高騰などの社会情勢の変化があるということは、その変化に随時対応するための業務が、 増えるということであると思います。

水俣市においては、第6次行財政改革大綱の実施計画の中で、水俣市の現状と課題として、人口減少が進む中、権限移譲や業務の複雑化、多様化する市民ニーズに対し、市が管轄する業務量

は増加し、高度な知識が求められるようになっているが、限られた職員数で対応していく必要が あると書いてあります。

そして、市民感情を損なうとおっしゃいましたが、第6次水俣市総合計画・第2期基本計画の 市民アンケート調査で、市役所の評価として少ない人数で一生懸命働いている、と市民の方が評価してくださっております。

逆に、行政経営の課題として、人材育成と人材づくりへの不満度と優先度も非常に高い、と市 民の方からのお声があります。

この改善策の1つとして、市長を含めた特別職の給与の改定も必要であると考えます。市民生活を守ってくださっている方たちですので、市民生活を守るために給与改定することは必要だと思っております。以上です。

○議長(岩村龍男君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に対し、高岡 朱美議員外3名から提出された修正案について採決します。

本修正案については、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本修正案に賛成される議員は、電子表決システムで、賛成のボタンを押してください。反対される議員は、操作は必要ありません。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

替成少数であります。

したがって、本修正案は否決されました。

次に、ただいま修正案が否決されましたので、議第92号原案について、採決します。

本案については、先ほど修正案もありましたように、御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本案に賛成される議員は、電子表決システムで、賛成のボタンを押してください。反対される 議員は、操作は必要ありません。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって、議第92号原案は可決されました。

次に、第95号令和5年度水俣市一般会計補正予算第9号に対して、髙岡朱美議員外3名から提出された修正案については、先ほど、議第92号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定に対する修正案が否決されたため、これに関連する予算の減額修正案である本案は否決とみなします。

次に、ただいま修正案が否決されましたので、議第95号原案について採決します。

本案については、先ほど修正案もありましたように、御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本案に賛成される議員は、電子表決システムで、賛成のボタンを押してください。反対される 議員は、操作は要りません。

(「賛成」の議員は賛成ボタンを押す)

○議長(岩村龍男君) ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) ボタンの使用を終了します。

賛成多数であります。

したがって、議第95号原案は可決されました。

次に、議第97号令和5年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から、議第99号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第102号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第3号及び議第104号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号の5件について、一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、本5件は委員長報告のとおり可決しました。

日程第21 議第80号 令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第22 議第81号 令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第23 議第82号 令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について

日程第24 議第83号 令和4年度水俣市一般会計決算認定について

日程第25 議第84号 令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第26 議第85号 令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第27 議第86号 令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長(岩村龍男君) 日程第21、議第80号令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第27、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託 されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第81号令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その 他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益 4 億7,476万円、事業費 3 億8,642万円で、 差引き8,834万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は7,767万円となる。 次に、資本的収入及び支出については、資本的収入2,659万円、資本的支出 1 億7,910万円となり、差引き不足額 1 億5,251万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,064万円、 過年度分損益勘定留保資金 1 億4,187万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高7,767万円については、建設改良積立金に7,725万円を 積み立て、一般会計に42万円を納付する処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、環境省の補助金が採択されなかったポンプ設備更新工事の内容についてただした のに対し、高効率のポンプで省エネ化するという内容で申請したが、大企業等も含め全国から応 募があり、採択されなかったとの答弁がありました。

また、決算時点で未収金が1,400万円あるが、現在どれだけ残っているか、どうしても回収できないものはあるかただしたのに対し、3月31日決算時点では3月分の水道使用料の請求がまだ終わっておらず、未収金となるが、実際には水道料金の収納率は約99%であり、不納欠損額としてはそこまでない。また、未収金には他会計からの繰入金等も含まれるとの答弁がありました。

また、今後施設の統廃合、ダウンサイジングをしていくとのことだが、既に具体的な計画を考

えているのかただしたのに対し、具体的に決めているわけではないが、計画はしているので検討 しながら進めていきたいとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第82号令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について申し上げます。

まず、上下水道局長から、下水道事業の概要説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に 基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益8億8,522万円、事業費8億8,461万円で、 差引き61万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純損失は、1,325万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入 4 億3,462万円、資本的支出 7 億2,489万円となり、差引き不足額 2 億9,027万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,387万円、過年度分損益勘定留保資金1,798万円及び当年度分損益勘定留保資金 2 億5,842万円で補填しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、営業収益が増えた理由のひとつとして雨水処理負担金が増えたとの説明があったがどういうことかただしたのに対し、雨水事業は防災に関する事業なので本来一般会計で負担すべきものだが、公共下水道で雨水事業を行っているため、一般会計から負担金が出ている。雨水事業負担金が増えた理由は、改築工事や管路の整備を行ったこと、最近雨量が増加し、雨水処理に係る動力費等が増加していることがあるとの答弁がありました。

また、使用料改定のスケジュールをただしたのに対し、今年度中に審議会を開き、令和9年度 に使用料を改定するスケジュールを考えている。上水道も徐々に利益が減っているので、できれ ば上水道、下水道、同時に使用料を上げたいとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべき ものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長(岩村龍男君) 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

(厚生文教委員長 牧下恭之君登壇)

○厚生文教委員長(牧下恭之君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託 されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第80号令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

事務部総務課長から、事業概要、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき、詳細な説明を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入81億8,711万円、収益的支出74億7,683万円 となり、差引き7億1,028万円の利益となる。消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利 益は6億6.961万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入 4 億3,492万円、資本的支出10億1,547万円となり、差引き不足額 5 億8,055万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額4,068万円、減債積立金 4 億1,960万円、過年度分捐益勘定留保資金 1 億2,027万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高31億2,699万円については、減債積立金に4億4,009万円、建設改良積立金に4億円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、患者数の減少についてただしたのに対し、人口減少のほかに新型コロナウイルス 感染症が収束段階にないことが考えられる。

また、県単位で行われている地域医療構想の中で、北薩地域からの外来受診率や入院数が下がっていることも1つの要因と見られる。

また、ほかの医療機関からの紹介状を持たない初診の患者は、選定療養費を負担しなければならないことも要因の1つと考えられる。この選定療養費については、地域医療には不適であると考えており、各協議会等で問題提起しているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第84号令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。 市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計37億4,063万円、歳出合計36億7,967万円、歳入歳出差引き6,096万円は全額 翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.8%、歳出95.2%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第85号令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。 市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計 4 億5,104万円、歳出合計 4 億4,985万円、歳入歳出差引き119万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.5%、歳出98.2%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべき

ものと決定しました。

最後に、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。 いきいき健康課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計40億4,110万円、歳出合計38億7,354万円、歳入歳出差引き1億6,756万円は 全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.3%、歳出91.3%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

- ○議長(岩村龍男君) 次に、一般会計決算特別委員長木戸理江議員。
 - (一般会計決算特別委員長 木戸理江君登壇)
- ○一般会計決算特別委員長(木戸理江君) ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算 特別委員会に付託されました議第83号令和4年度水俣市一般会計決算認定について、委員会にお ける審査の経過及び結果について、御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者の挨拶に次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のような説明を受けました。

令和4年度の一般会計決算額は、歳入が168億1,929万円、歳出が156億8,796万円、差引き11億3,133万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億9,469万円となった。

決算の主な内容は、まず、歳入のうち、市税は、市民税・固定資産税の増収等により、前年度 比8.4%、約2億4,600万円増加した。国庫支出金は、非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金 の減少等に伴い、前年度比20.1%、約8億1,100万円減少した。繰入金は、公共施設整備基金繰入 金の減少等により、前年度比61.9%、約4億700万円減少した。市債は、市庁舎建て替え事業本 体工事の完了等により、前年度比77.7%、約31億1,900万円減少した。歳入全体では、前年度比 20.4%、約43億1,500万円の減少となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、退職手当の減少等により、前年度比3.6%、約7,900万円減少した。扶助費は、非課税世帯等臨時特別給付金事業の減少等により、前年度比9.7%、約4億1,500万円減少した。公債費は、災害復旧事業債の償還額の増加等のため、前年度比18.7%、約3億1,000万円増加した。義務的経費全体では、前年度比2.3%、約1億8,400万円減少した。

投資的経費では、普通建設事業費は、道の駅整備事業の減少等に伴い、前年度比32.9%、約6

億7,500万円減少した。災害復旧事業費は、市庁舎建て替え事業の減少等により、前年度比91.1%、約29億2,400万円減少した。投資的経費全体では、前年度比68.4%、約35億9,900万円減少した。

その他の経費では、物件費は、新型コロナウイルス感染症経営安定化金融支援事業の実施等で、前年度比1.7%、約2,700万円増加した。補助費等は、病院事業会計負担金の増加等で、前年度比5.7%、約1億4,800万円増加した。

歳出全体では、前年度比21.5%、約42億8,700万円の減少となった。

次に、財政調整基金の年度末の現在高については、15億143万円で、前年度から約7億7,100万円増加した。市債の年度末の現在高は、約185億8,950万円で、前年度から約10億1,200万円減少した。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標については、経常収支比率は、公債費が増加したこと等により、89.6%と前年度より4.3ポイント上昇した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

このほか、将来負担比率は、15.2%と前年度より17.9ポイント改善した。実質公債費比率は、9.5%と前年度より0.3ポイント改善した。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明 細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、「選ばれるみなまた」推進事業の市公式LINE情報発信について、出水市で実施された地元応援クーポンによるメリットは大きいが、本市での対応はどうかただしたのに対し、LINE登録者数は人口の15%程度で、広報紙などで登録を呼びかけたり、市民課で転入手続の際に登録案内などを行っており、さらなる登録者増を目指したい、との答弁がありました。

また、移住相談のなかで、実際に移住につながった実績はあるかただしたのに対し、今年度は 12名が移住し、本市が移住定住に力を入れている成果が見えつつある、との答弁がありました。

また、災害時の避難やその環境について、福祉課の個別対応支援計画に自主防災組織が関わり連携を強める必要があるのではないかただしたのに対し、基本的には自主防災組織での活動が必要であり、今年度、地区防災計画作成のもとに福祉課把握の要支援者リスト以外の要支援者の把握を行い、救護者を決める、など先進地区としての取組を始めた地区もあり、その活動を各地域に広げていきたい、との答弁がありました。

また、図書館・公民館のトイレの洋式化の予定があるかただしたのに対し、公民館については、洋式化の工事済みであり、図書館については、多目的トイレが1か所洋式になっているが、

ほかは予算状況等を見ながら考えていく、との答弁がありました。

この際、第二中学校育館のトイレの改修についての要望もありました。

また、第二中学校体育館の調査設計業務委託料の支出はあるが、工事請負費の支出がないのは 修繕には取りかかっていないのかただしたのに対し、抜本的な改修工事を今年度行う予定だった が入札不調となり、再入札に向けて準備している、との答弁がありました。

決算委員会といたしましては、長きにわたり生徒に不便をかけてきた事実を踏まえ、今後、生徒が雨の日でも安心安全で快適に過ごせるよう、緊張感をもった業務の遂行をいただき、1日も早い確実な履行を要望いたします。

また、国民健康保険料水準の統一を見据えた時に、日頃の健康や早期発見などの予防対策を進めて、医療費削減に努めるのが好ましいがどうかただしたのに対し、まさにここが一番大事なところだと思っており、いきいきヘルスプランの見直しが今年度のため、疾患になる前の予防と生活習慣など保健指導を強化していく議論をしているところである、との答弁がありました。

また、グリーンスポーツの維持管理委託や利用状況についてただしたのに対し、サンビレッジに委託しており、一番使われているのは保育園であり、人吉警察犬訓練所とも協定を結んだこと、今後は市内外の方が気軽に利用できるような公園の形で利用促進を行いたい、との答弁がありました。

また、長寿命化修繕事業の現在の状況をただしたのに対し、幸橋の点検の中で緊急に措置を講ずべきという判定が出たため、架け替え事業の測量設計業務の予算にて、現在測量設計を実施しているところである、との答弁がありました。

また、水俣花の名所再生事業について、令和3年度と比較して決算額が減っているのはなぜかただしたのに対し、湯の児海岸の桜は、同時期に植えられているものが多く、令和3年度に大木化・老朽化した危険木等の伐採・伐根等の業務が多かったことによるもので、なかなか更新が追いついておらず、来年度予算で調査ができないか検討している、併せて、水俣川堤防線や中尾山線等の桜の調査も行い、今後の管理方法等を検討していきたい、との答弁がありました。

また、農業委員と推進委員について、農業者の高齢化が進み、農地面積も減っているはず。ならば委員の定数削減を行い、実情にあった運営を検討してはどうかただしたのに対し、実際に面積的に減っていることから、次の改選に向け委員会の中でもその話が出るのではないか、今後は法律も踏まえ、最適な人数がどうなるのかを決定していくことになる、との答弁がありました。

併せて、農業委員と推進委員の仕事内容の違いと、何のために推進委員を設けているのか、理由をただしたのに対し、農業委員は、各種農地の売買等に対しての審議を行うのが一番の業務であり、推進委員は、主に現場の活動で農地利用意向の確認や利用推進を主に行うものとあり、基本的にはどちらも同じような活動をするため、審議権の有無が一番の違いになるとの答弁があり

ました。

最後に、令和4年度においては、「外貨を稼ぐ水俣市」、「選ばれる水俣市」、「活力生まれる水 俣市」の3つのビジョンに、それぞれの課が独自に取組を検討し、予算の組立てののちに、具体 的な施策を実行してこられたことが、この一般会計決算の報告の中で随所に見られました。

今やれることをすぐやろうという努力も見られ、業務に取り組んでこられた皆様に敬意を表します。次年度はさらなるステップアップを期待しています。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で、一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年10月13日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考	
議第81号	令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成	
議第82号	令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定について	認定	全員賛成	

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年10月16日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件 名	議決の	結果	備	考
議第80号	令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決		全員賛成	
議第84号	令和4年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認	定	全員	賛成
議第85号	令和4年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認	定	全員	賛成
議第86号	令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認	定	全員	賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年10月25日

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の	結果	備	考
議第83号	令和4年度水俣市一般会計決算認定について	認	定	全員	賛成

○議長(岩村龍男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第80号令和4年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、及び議第81号令和4年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上2件を一括して採決します。 本2件に対する委員長報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第82号令和4年度水俣市公共下水道事業会計決算認定についてから、議第86号令和4年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明12月1日から12月11日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月12日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月4日正午まで、議案質疑の通告は12月12日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後4時31分 散会

令和5年12月12日

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録 (第2号)

一般質問

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録(第2号)

令和5年12月12日(火曜日)

午前9時30分 開議

午後1時54分 散会

(出席議員) 16人

平岡 朱 君 迫 一 樹 君 上美 緒 君 杉 淵 吉 野 誠 君 杉 本 康 宏 君 森 Ш 武 治 君 村 木 戸 江 君 岩 龍 男 君 尚 朱 美 君 理 髙 藤 本 壽 子 君 小 路 貴 紀 君 桑 原 知 君 真 野 頼 隆 君 牧 下 恭 之 君 \mathbb{H} 憲 雄 君

松本和幸君

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 4人

事務局長(岡本広志君) 主 幹(橋本 晃君)

主 任 (宮 﨑 聖 子 君) 主 任 (森 ちひろ 君)

(説明のため出席した者) 16人

市 長 (髙 岡 利 治 君) 副 市 長 (小 林 信 也 君)

総務企画部長 (原 弘 樹 君) 福祉環境部長 (堤 茂 君)

産業建設部長 (本 田 聖 治 君) 教 育 長 (小 島 泰 治 君)

総務企画部次長 (岡本夫美代君) 産業建設部次長 (田中真也君)

上下水道局長 (永 田 久美子 君) 総医療センター事際総務賬 (上 田 敬 祐 君)

総務企画部市長公室長 (白 本 亮 君) 総務企画部総務課長 (岩 井 浩 昭 君)

総務企画部地域振興課長 (柿 本 英 行 君) 福祉環境部市民課長 (鎌 田 みゆき 君)

福祉環境部環境課長 (岩田幸哉君) 産業建設部農林水産課長 (山村良一君)

○議事日程 第2号

令和5年12月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

1 真野頼隆君 1 世界へつながる水俣について

2 デジタルの力を活用したまちづくりについて

2 藤 本 壽 子 君 1 水俣市の農業者、漁業者への物価高騰支援について

2 水俣市役所1階フロアの展示及び利用状況について

3 大型風力発電会社「肥薩ウインドファーム」の準備書に対する市 長意見及び熊本県主催の公聴会について

3 平 岡 朱 君 1 大規模風力発電計画について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 改めまして、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、鎌田市民課長、岩田環境課長、山村農林水 産課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(岩村龍男君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さんおはようございます。真志会の真野頼隆です。

12月9日、突然明るいビッグニュースが飛び込んできました。エンゼルスの大谷翔平選手が、10年総額7億ドルで、ロサンゼルス・ドジャースに移籍することになりました。日本円で約1,015億円。単純計算で1日当たり2,781万円となり、1時間で116万円、1秒なら322円で、毎秒ごとに蜂楽饅頭が約3個買えます。

また、大谷選手は、全国の約2万ある小学校にグローブを3個ずつ寄付するというニュースも 以前ありました。世界中の人々をきっと楽しませてくれるものと思います。

昨年2月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が始まって約1年10か月になりますが、いまだに終息の兆しが見えません。また、今年10月7日にイスラム組織ハマスによるイスラエルへの大規模攻撃を端に発生したイスラエルによるガザ侵攻で、双方で罪もない人々が殺されています。さらにアジアに目を向けると北朝鮮によるミサイル発射による威嚇、中国による台湾有事など日本も紛争に巻き込まれる可能性を秘めています。

現在、日本は第二次世界大戦後78年間平和な日々が続いています。この平和な時代がこれから も続くことを願いつつ、通告に従い順次質問いたしますので、執行部の明解なる答弁よろしくお 願いいたします。

- 1、世界へつながる水俣について。
- ①、水俣市は国際交流に関する認識、果たす役割など基本的にどう考えているか。
- ②、市長は10月30日から11月3日までベトナム・台湾を訪問したが、その目的と内容はどのようなものか。また、訪問の結果を市長はどのように受け止めているか。
 - 2、デジタルの力を活用したまちづくりについて。
- ①、デジタルの力を活用して地方創生を推進するためのメニューの1つとして、「デジタル田 園都市国家構想交付金」があるが、これまで市はこの交付金をどのように活用してきたか。ま た、その効果はどうだったか。
- ②、地域のデジタル化を進めるためには、マイナンバーカードの活用が必須と考えるが、市では現在、どのようなものに活用しているのか。また、マイナンバーカードの活用について、市民からはどのような要望があっているのか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

(市長 髙岡利治君登壇)

○市長(髙岡利治君) 初めに、世界へつながる水俣について、順次、お答えします。

まず、水俣市は国際交流に関する認識、果たす役割など基本的にどう考えているか、との御質

問にお答えします。

これまでの本市の対外的な国際交流の取組としては、昭和59年頃から競り舟を通じて台湾の台北市体育文化協会との相互交流が始まっております。また、平成7年度にはオーストラリアのデボンポート市と姉妹都市を締結しております。デボンポート市とは、両市の人口規模・地勢が似ていることや環境に配慮したまちづくりを進めていることなどの理由で姉妹都市を締結しており、環境、芸術、文化、スポーツ、教育などの各分野における幅広い交流を促進し、市民の親善と相互理解を深め相互の発展に寄与することとして盟約を結び、約30年間にわたって文化交流など相互に行ってまいりました。

また、民間での交流促進を図るため、平成7年度に水俣国際交流協会を立ち上げ、デボンポート市からの受入れに伴うホームステイや日本文化の体験などを行ったり、市民向けには国際人セミナーや外国の文化を学ぶ講座、英会話教室、小中学生の国際交流事業など様々な事業を展開してまいりました。

さらに令和3年度からは、市内在住の外国人技能実習生などが日本人ボランティアサポーターと一緒に、やさしい日本語で日本の文化を学んだり、レクリエーション活動を行ったりする「地域日本語教室」みなもんくらぶを、月1回開催しているところです。今年度においては、8月にみなまた競り舟大会やSDGs未来都市フェスタにも参加しました。今後についても、スリランカ人の技能実習生らとスリランカで親しまれているクリケットを、市民と一緒に行う交流事業を来年3月に計画しているところであり、ボランティアサポーター以外の市民とも交流する機会も増やしており、市としては、これまでの国際交流をさらに深化させていくため、経済分野や学術交流など、時代のニーズに合わせた国際交流を推進し、市民の国際理解や姉妹都市をはじめとする、世界の人々との友好親善を深めていくことが、国際交流の役割であると考えております。

次に、市長は10月30日から11月3日までベトナム・台湾を訪問したが、その目的と内容はどのようなものか。また、訪問の結果を市長はどのように受け止めているか、との御質問にお答えします。

今回の渡航に当たっては、大きく3つの目的をもって公務に臨みました。

1つ目は、SDGs未来都市としての水俣の知見を、国外現地で情報発信することで環境問題や地域再生に対して寄与すること。

2つ目は、経済面における国外と水俣の新たな連携を創出すること。

3つ目は、グローバルかつ高度な人材育成に向けた、国外との連携を創出すること。

このように環境・経済・社会各分野で広く海外とのネットワークを拡充し、今後の水俣発展に 結びつけていくよう、働きかけを行ってまいりました。

今回のベトナム及び台湾訪問の内容について概略を申し上げます。

初めに、ベトナムでは、日本企業の支援を行う「JETROハノイ事務所」、そして昨年10月 には本市と交流に関する協定を締結した「日越大学」を訪問しました。

まず、JETROハノイ事務所では、所長と面会し、水俣の企業がベトナム進出などを考える際にはJETROハノイ事務所が窓口になること、環境関係の研修が水俣でできることを日系企業に周知するなど、御支援いただける旨の言葉をいただきました。

続いて、日越大学では、水俣市長として初めて、ベトナムの現地学生に対し、水俣の歴史と現 在の取組について講演させていただきました。

経済的発展を目指しながら環境問題と向き合うベトナムにおいて、現地学生たちの国際理解と協力の精神の醸成が必要となる中で、水俣市の知見を直接発信できたことは大きな意義があったと認識しています。

講演後は、学長から来年2月に水俣市で実施する、さくらサイエンスプランへの研修生派遣な ど、今後の交流発展をお約束いただきました。

加えて、ベトナムでは、以前から日越大学とオンライン交流を行っている水俣高校からも、学校長や高校生5人などが同行し、JETROでの意見交換や日越大学でのプレゼンテーション、大学生との交流、現地フィールドワークを行いました。高校生からは次のような感想を聞いておりますので御紹介します。

「ベトナム研修に行ってみて、水俣のよさを再認識することができた。水俣の環境に対し、もっと知識を深め発信して水俣に貢献していこうと思う」、「毎日生活している水俣だから、きれいなのが当たり前だと思っていたが、水俣市民の取組によって、水俣のまちがきれいなんだなと思った」、「異文化に触れ、多くの文化を偏見なく受け入れていきたいと思った」、このような感想を聞いております。

高校生は、事前学習を念入りに重ねて現地での研修に臨んだそうで、この訪問によって視野が 広がり、今後につながる貴重な経験ができたとともに、市としてもグローバルな人材育成に寄与 できたものと感じております。

続いて、台湾では、現地の在外公館にあたる「日本台湾交流協会」、そして台湾の環境行政を 所管する「台湾行政院環境部化学物質管理署」、さらに、台湾の工学系最高学府である「国立台 北科技大学」を訪問しました。

まず日本台湾交流協会では、副所長に面会し、台湾の自治体との学術面や環境面などでの連携の可能性、そして台湾観光客誘客のためのアプローチについて、様々な情報交換を行い、引き続きの御支援をお願いしてまいりました。

次に、台湾行政院環境部化学物質管理署では、署長はじめ幹部の方々と面会し、台湾の水俣条約に関する取組「台湾の水銀管理戦略」について説明を受けた上で、台湾政府で企画する研修や

セミナーを、水俣で受け入れるなどの交流も行いたい、と申出を行いました。

署長からは台湾と水俣双方の交流を深めていきたいとお言葉をいただきました。

また、国立台北科技大学では、学長と面会し、台湾本土でエンジニア育成の先端を行く台北科 技大学と、水俣の高校生の留学や企業へのインターンシップなど、ハイレベルな交流をできない か、という考えをお伝えしました。

これに対し、「水俣市とは環境面に限らず、専門家の領域で交流を深めたい」、「水俣市が半導体人材の育成を目指すのならば協力していきたい」との心強いお言葉を学長からいただきました。

さらに、「大学として積極的な議論をさせていただきたい。市長として再度訪台いただきたい。」とのお言葉もいただき、私としてはこの台北科技大学の水俣に対する熱い思いを重く受け止めているところです。

加えて、水俣市に観光施設の建設を検討している企業への訪問や、同行職員による積極的な営業活動も実施しています。

職員の熱烈なアプローチにより J R東日本系列の旅行代理店や、日本と台湾のビジネス交流を 推進する団体の幹部に面会が実現しました。

水俣の観光資源を直接紹介したほか、台湾における観光需要についての聞き取りを実施したことで、観光客誘客に向けた大きな足がかりとなる、新たなつながりが生まれました。

最後に、訪問の結果に対する私の受け止めとしまして、市長として私がベトナム、そして台湾を訪問したことで、各方面のトップの方々と面会することができ、学術面や経済面において、新たな事業展開に結びつく機会を作り出せたと認識しています。

今回の訪問を1つの契機とし、世界とつながりながら、水俣市の発展に向けた取組を、着実に 進めてまいります。

- ○議長(岩村龍男君) 真野議員。
- ○真野頼隆君 丁寧なる答弁ありがとうございました。髙岡市長の熱意を感じます。

それでは2回目の質問に入ります。

水俣市はこれまで台湾との競り舟を通じての交流だったり、人口規模・地勢が似ていること や、環境に配慮したまちづくりを理由にオーストラリアのデボンポート市と姉妹都市提携し、交 流を行ってきたとのことでした。

台湾とはスポーツ、デボンポートとは環境というキーワードがあったものと考えます。国際交流には異文化交流はもとより、留学、企業間交流、スポーツ、医療・看護など多種多様な交流があります。その中で何を軸に交流を進めていくのかということが大事だと考えます。

私の国際交流に対する認識は、他国の人と交流する中で文化や生活様式、ものの見方や考え方

の違いを知ることで、今までとは違った価値観が生まれ、これまで持っていた固定概念が覆され、より洗練された地域社会や文化の再構築につなげていくことだと思っています。また、果たす役割は、水俣のストロングポイントを活かし、相手国と良好な関係を築き、お互いの発展と平和な社会を享受することだと考えます。

今回、髙岡市長はベトナム・台湾を訪問されましたが、おそらく市長としての訪問は初めてだ と思います。しかし、報告を聞いてみると、ベトナムでは以前から交流があった日越大学で講演 されたり、さくらサイエンスプランへの研修生受入れの約束、水俣高校生と大学生との交流、そ れに水俣の企業がベトナムへ進出する際の現地窓口の確保など、堅実な歩みを築かれています。

また、台湾では現地の在外公館にあたる日本台湾交流協会を訪問され、台湾の自治体との連携の布石を打たれたり、おそらく日本の環境省にあたると思いますが、台湾行政院環境部化学物質管理署で意見交換され、署長から台湾と水俣の交流を深めていきたいとの言葉を引き出されました。また、国立台北科技大学では、学長との面会で、「水俣市とは環境面に限らず、専門家の領域で交流を深めたい」、「水俣市が半導体人材の育成を目指すのならば協力していきたい」などの交流へ向けての心強いお言葉もいただいているとのことでした。

いずれの国でも大変実り多き訪問であったと感じます。

高岡市長は就任2期目の令和4年度に、3つのビジョン「外貨を稼ぐ水俣」、「選ばれる水俣」、「活力生まれる水俣」を示されました。そして令和5年度はグローバル社会に対応するべく「世界へつながる水俣」という新たなビジョンを加えられました。今回のベトナム・台湾訪問は、世界へつながる水俣の施策を推進するための初めの一歩だったのではないでしょうか。両国との交流を願いつつ質問に入ります。

TSMCの熊本進出決定以降、県内の各市町村が観光面における台湾との交流人口拡大に向けて動いております。このことに対し水俣市はどのような取組を行ってきたか。また、今後どのように進めていく考えか、質問します。

また、現在県内のいくつかの市町村が台湾との交流を深めたいということで、姉妹都市提携とまではいかなくても、友好交流協定や国際交流促進覚書なるものを締結しております。本市としてもSDGsの理念である環境、経済、社会それぞれの柱を活かすため、世界へつながる水俣の観点からも、ぜひとも台湾のどこかの都市と友好交流協定を結んで、積極的に国際交流を促進していただきたいと考えます。水俣市議会としても台湾との友好促進に賛同する議員をもって、友好促進議員連盟を組織し支援してまいりたいと思いますので、水俣の強みである環境を軸に経済、異文化、スポーツ、医療・看護、留学など幅広く交流を図っていただきたい。そこで、今後、経済、観光、学術などの分野に特化した交流促進に向けて、台湾の自治体との連携協定など締結する考えはないか。できれば、一次質問の答弁であったように台湾行政院環境部化学物質管

理署並びに国立台北科技大学とも良好な関係構築ができそうなので、思い切って台北との連携協 定も考えられると思うがどうか、質問します。以上2点です。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。
- ○市長(髙岡利治君) 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

今回の訪問ですけれども、我々行政としてやってまいりました。今、真野議員からの御質問に ございましたように、議員の皆様方もですね、議員連盟をつくって、今後後押しをしていきたい という心強いお言葉をいただいたところでもございます。

そういった中で、TSMCの熊本進出を契機としてですね、観光面においての交流人口の拡大、こういったものに対する水俣市の取組はどのように行ってきたのかと、また今後どのように進めていくかということが、まず1つ目の御質問だったかというふうに思っております。

TSMCの熊本進出におきます県南地域への効果波及を図るために、本市としましては、TSMC関係者をはじめとした台湾の方々が水俣に来ていただき、観光消費を生み出していくことが重要であると考えております。

そのような中、今年3月に「台湾人観光客向けモニターツアー」を2回、実施をいたしまして、本市の魅力ある観光資源を延べ21名の参加者に体験いただきながら、誘客促進のための検証を行ってまいりました。

また、10月には、「インバウンド向け接客セミナー台湾編」というものを開催しました。セミナーでは、市内事業者約40名に御参加をいただき、台湾の文化や風習、言語の伝え方を学び、接客の対応を含む研修を行ったところであります。

さらに11月には、台湾メディア27社、総勢46名の演者やスタッフによる台湾の旅行番組の収録が、主に湯の児地域を舞台とし実現をいたしました。台湾での放送は来年夏頃の予定と伺っておりますけれども、放送後の反響を大いに期待をしているところでございます。

そのほかに11月には、台北駐福岡経済文化弁事処の処長にも本市を御訪問いただき、道の駅みなまたをはじめ市内の各所を視察をいただきまして、台湾との交流に向け、取組を進めているところです。

今後は、引き続き、台湾の方々に届くような媒体を活用したプロモーションを研究するととと もに、魅力的な旅行商品の造成や各媒体を通じた情報発信、関係機関との連携など随時検討して いきたいと考えております。

市としましても、TSMC操業開始に向けまして、引き続きインバウンド対策を進めてまいります。

2点目の、今後の経済、観光、学術の分野で台湾の自治体、こういったところとどこかと連携 協定などを締結する考えはないか、という御質問でございます。 先ほどの答弁でも申し上げましたが、台北科技大学や台湾行政院環境部を訪問した中で、専門 的な分野での交流について歓迎をいただいたところであります。

特に台北科技大学では、半導体人材の育成に関する連携や、高校生の留学、企業へのインターンシップについても、今回の渡航の結果、積極的な議論ができる環境が生まれたと思っております。

まずは、台湾の団体などとの連携につきまして、模索、具体化していくとともに、そのつながりの中で、台湾のいずれかの自治体と連携する必要が生まれれば、連携協定も視野に入れていきたいと考えております。

○議長(岩村龍男君) 真野議員。

○真野頼隆君 インバウンド対策として、台湾人観光客向けモニターツアーや接客セミナーなどを 早速実施されていること、また、台湾メディアによる旅番組の収録をされたということで、私た ちとしてもどういう反響があるのか大変楽しみですし、明るい未来がやってくるのではとワクワ クします。このことは大いに評価したいと思います。

台湾の自治体との連携協定ですが、二次質問でも言いましたように水俣の強みである環境を軸 に進めたら、おのずと道は開けるかもしれません。少なくとも台湾行政院環境部と国立台北科技 大学とは今後も良好な関係が続くことを望みます。

最後に水俣市の国際交流の流れですが、競り舟の台湾交流に始まり、環境のデボンポートとの姉妹都市、そして今回のベトナム・台湾訪問と、時代のニーズに合わせた国際交流へと発展していっているようです。一次質問の答弁で国際交流の果たす役割は、経済分野や学術交流など時代のニーズに合わせた国際交流を推進し、市民の国際理解や姉妹都市をはじめとする、世界の人々との友好親善を深めていくことだと述べられました。唯一姉妹都市関係にあるデボンポートとも締結してやがて30年になります。

そこで、姉妹都市であるデボンポートとのこれまでの交流をどのように評価しているのか。また、今後どのように進めていくつもりか質問します。

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

○市長(髙岡利治君) 真野議員3回目の御質問にお答えします。

デボンポート市との交流について、どのように評価をしているか、また今後どのように進めていくかという御質問でございますが、平成7年度に姉妹都市を締結いたしまして、中・高生を含む訪問団の派遣などを行い、スポーツや文化面で相互交流を重ねてまいりました。デボンポート市から水俣を訪れ、水俣の再生に向けた取組や文化、歴史を知り、直接体験してもらうことは、国際的に本市のイメージアップにもつながってきたと考えております。また、本市からデボンポート市への訪問団の派遣につきましては、水俣市民が異文化を直接体験する機会となり、特に

子供たちにとっては、国際感覚を養い、視野を広げるよい機会となっており、訪問が進路選択の きっかけとなったという子供もいると聞いておりますので、若い世代を含む多くの市民が交流を 行い、文化や習慣の違いを直接体験できることは、大変意義があることだと考えております。

コロナ禍もあり、平成30年度のデボンポート高校と水俣高校の姉妹都市交流事業を最後に、対面での交流は行っておりませんが、双方の市民が創作した作品の交換・展示などを行い、交流について継続して実施しているところであります。なお、今年度中には双方の市職員及び水俣国際交流協会、デボンポート市の姉妹都市協会によるオンラインでの顔合わせも計画しており、令和7年度には姉妹都市締結から30周年を迎えるところでありますので、デボンポート市の姉妹都市協会の御意向を確認しながら、交流を進めてまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 次に、デジタルの力を活用したまちづくりについて、答弁を求めます。 (「議長」と言う者あり)
- ○議長(岩村龍男君) 白本市長公室長。

(総務企画部市長公室長 白本亮君登壇)

○総務企画部市長公室長(白本 売君) 次に、デジタルの力を活用したまちづくりについて、順次お答えします。

まず、デジタルの力を活用して地方創生を推進するためのメニューの1つとして、「テジタル 田園都市国家構想交付金」があるが、これまで市はこの交付金をどのように活用してきたか。また、その効果はどうだったか、との御質問にお答えします。

本市においては、令和4年度に「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用して、2つの 事業を実施しました。

まず、「選ばれる水俣推進事業」として、市のホームページを改修し、ホームページと市公式 LINEアプリとの連携を可能にしました。これにより、SNSの中でも利用者数と認知度の高 いLINEを活用して、市政や災害に関する情報、各種イベント情報などを、登録者へダイレク トかつタイムリーに発信できるようになりました。なお、12月1日現在、3,648人の方が登録し、 利用されています。

次に、本市への移住定住を推進するため実施している「外貨を稼ぐ水俣推進事業」として、移住定住に関するマーケティング調査、その調査結果などを踏まえた移住PR動画の制作、空き家バンクの情報発信強化を目的とした空き家バンク物件のVR映像化事業を実施しました。市の公式YouTubeに掲載した移住PR動画は11月末現在で累計2,000件を超える視聴回数があり、また、空き家バンクの登録・成約及び相談件数も増加傾向となっています。

なお、令和4年度に実施した本事業や、その他移住定住支援策により、令和5年4月以降、11 月末現在で、13人の方が本市に転入し、また、今後転入予定という相談も複数いただいてい ます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 鎌田市民課長

(福祉環境部市民課長 鎌田みゆき君登壇)

○福祉環境部市民課長(鎌田みゆき君) 次に、地域のデジタル化を進めるためには、マイナン バーカードの活用が必須と考えるが、市では現在、どのようなものに活用しているのか。また、 マイナンバーカードの活用について市民からはどのような要望があっているのか、との御質問に お答えします。

まず、マイナンバーカードの活用につきましては、国が進めています保険証としての利用が、一番多くの市民の方々に関係するものとなりますが、そのほかとしては、マイナポータルによる「引越しワンストップサービス」やパスポート申請、オンラインによる各種証明書の請求、人間ドックや30歳検診の申込み、介護保険などの申請などがございます。

次に、マイナンバーカードの活用に対する市民からの要望についてですが、カードの交付率が70%を超えました今年の6月頃から、窓口での各種証明書の請求時に、マイナンバーカードのみで取得できないかといったものや、窓口で発行している各種証明書をコンビニエンスストアで発行できないか、といった声が多く聞かれるようになっております。

- ○議長(岩村龍男君) 真野議員。
- ○真野頼隆君 デジタル田園都市国家構想交付金、通称デジ田交付金ですが、本市ではその前の「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を使って市公式LINEアプリの活用による市政や災害に関する情報、各種イベント情報の提供、また、移住定住に関する空き家バンクの情報発信強化に活用して、一定の成果は出ているとのことでした。

今回この問題を取り上げた背景には、行政のデジタル化は予算さえあれば間違いなく進んでいくでしょうが、いずれデジタルに置き換わる住民サービスを、果たして、全ての住民が安心して利用できるだろうかと思ったからです。このことは水俣市に限らず、全国の全ての市町村が抱える問題でもあります。では、ほかの市町村がどんな取組をしているか一例をあげますと、人口4,800人の高知県日高村では、スマホ普及率100%を目指す村まるごとデジタル化事業を行っています。この事業は今後の人口減少に備え、行政サービスのコスト削減の必要がある、そのためには住民自らができることを増やし、自助・共助・公助の再構築が重要だということで始まったそうです。最初は本事業に多くの住民が無関心だったにもかかわらず、全82の自治会に直接出向いて、次のように説明されたそうです。「村はこれからデジタル化を進めていきます。行政サービスが効率化すれば全体の利益につながります。そのためには住民へのスマホの普及は不可欠です。」。そうすると、スマホの普及率は事業を始める前約65%だったものが、2年で約80%まで上

がったそうです。また、歩くことでポイントがたまる健康アプリの開発、LINE公式アカウントの開設、県の防災アプリの導入など、スマホの活用機会の拡大も積極的に展開されたそうです。このようにスマホの普及率を上げることで、デジタルの力を活用したまちづくりの推進が図られるものと考えます。水俣でもスマホを手にする様子を多く見かけるようになりました。地方においてデジタル化を進める中で、高齢者のスマホ普及率のさらなる向上は重要と考えます。そこで、高齢者のスマホ利用に対する支援として、市ではどのような取組を行っているか質問します。

マイナンバーカードの活用については、保険証の利用が一番で、そのほかにはマイナポータルによる引越しワンストップサービスやパスポート申請、オンラインによる各種証明書の請求などがあるとのことでした。

実際マイナンバーカードを保険証代わりに使われている人を多く見ますし、市民としてもマイナンバーカード1つでいろんなことができれば便利だし、地域のデジタル化を進めるためにも、活用できるものから実施していただきたいと考えます。

市民からの要望ですが、窓口での各種証明書の請求時にマイナンバーカードのみで取得できないか、また、各種証明書をコンビニエンスストアで発行できないかなどの声が上がっているとのことでした。9月議会で、小路議員からも市役所の出先機関の位置づけとなるような施設での交付を望むとの提案がありましたが、コンビニ発行ができるのであれば課題は解消し、市民サービスはより一層図られるものと考えます。

そこで、市民からの要望である印鑑証明書交付やコンビニ交付について、今後どのように応えていくのか質問します。

以上、二次質問は2つです。

- ○議長(岩村龍男君) 原総務企画部長。
- ○総務企画部長(原 弘樹君) 真野議員の2回目の御質問にお答えします。

1点目でございますが、地方においてデジタル化を進める中で、高齢者のスマホ普及率のさらなる向上のため、高齢者のスマホ利用に対する支援として、市ではどのような取組を行っているか、との御質問にお答えいたします。

本市におきましては、令和4年度から、総務省のデジタル活用支援推進事業の採択を受けた民間事業者と協力して、高齢者などを対象としたスマートフォン教室を開催しております。教室の内容は、電源の入れ方といった初歩的な内容に始まり、アプリのインストール方法、安全なインターネットの利用法、SNSの利用法などの応用的なものまで、スマホを日常的に安心して活用できることを目指したものです。令和4年度は4会場、計5回の開催に、40人の参加、令和5年度は3会場、計5回の開催に、約20人の参加見込みとなっております。

- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 続きまして、市民からの要望、印鑑証明書交付やコンビニ交付について、今後どのように応えていくのかについてお答えいたします。

マイナンバーカードでの印鑑証明書の交付につきましては、去る6月議会において、桑原議員からも御提案いただき、その内容について協議を進めております。

具体的には、現在の条例では印鑑登録証の提示が証明書発行の必須事項となっておりますので、3月議会への条例改正の上程などが必要であると考えております。また、コンビニ交付につきましては、テジタル化を進めるにあたり、時代に即した行政サービスを実現する方策の1つと考えておりますので、市民の要望などを踏まえ、検討を行ってまいります。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 真野議員。
- ○真野頼隆君 桑原議員が6月議会で提案したマイナンバーカードでの印鑑証明書の交付については、現在のところ、まだ印鑑登録書の提示が必要とのことですが、こちらも3月議会までにはできるのではないかと期待しています。コンビニ交付などを含め、様々な行政サービスのデジタル化は、人口減少が進む時代において避けて通れないことであり、この先水俣が存続していくためにも必要な施策の1つであると考えます。国が後押しをしているこの機を逸することなく1つでも進めてほしいと思います。

スマホの基本的な扱い方については、スマホ教室で行っているようですが、スマホの普及率を 上げるためには、既に使い始めている人がキーパーソンとなって、地域に広げていくことも重要 と考えます。

そこで、各地域で実施している介護予防事業「まちかど健康塾」で、スマホのアプリなどを 使って、参加者が楽しみながら機器の使い方も学べる取組を実施し、キーパーソンを増やすこと も有効と考えるがいかがか質問します。

- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 真野議員3回目の質問にお答えいたします。

スマートフォンのアプリなどを使って、参加者が楽しみながら機器の使い方も学べる取組を実施し、キーパーソンを増やすことも有効と考えるがいかがか、との御質問いただきました。

スマートフォンのアプリの活用については、本年度、民間事業者の協力による実証事業として、高齢者の方々を対象に「健康になるスマホ講座」の取組を実施しているところです。

この事業は、「みんチャレ」というアプリを活用し、参加者でチームを作り、文字入力や写真撮影、歩数計測を行うことで、スマートフォンの操作に慣れるとともに、楽しく運動習慣も身につくことを目的として実施しているもので、現在36名が利用されております。この利用者の方々がスマートフォン利用のキーパーソンとなり得ると期待しており、本年度の事業を検証し、次年

度の事業実施についても検討してまいります。

また、介護予防事業「まちかど健康塾」など高齢者の方々が多く集まる機会に、市公式LIN E登録の支援などを通じて、高齢者の方々がスマートフォンの使い方に慣れていただく取組の実施も併せて検討しておりまして、庁内の関係部署が連携し、キーパーソンを増やす取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 以上で真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際休憩し、10時30分から再開します。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

(藤本壽子君登壇)

○藤本壽子君 こんにちは。 I's 水俣の藤本壽子です。

今年も師走となり、この1年間を振り返る大切な時期となってきました。来る年、国民の生活は、よくなっていくのか。その前に、国政そのものが危ぶまれる状況にあるのではないかと危惧しております。この間の自民党派閥のパーティー券販売。ノルマを超えた売上げからキックバック。還流を受けたとされること。この安倍派の問題は、国会閉会後も、東京地検は捜査を本格化させると言っております。政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするということであり、まさに政治は自らの利益のためではなく、国民全体の利益のためになければならない。私自らも肝に銘じるべきだと考えております。

さて、国民は生活を切り詰めながら物価高にあえいでいます。世界で起こる紛争、戦争、私たちの国にも物価高騰の要因を招いています。ウクライナとロシアの戦争は2度目の冬を越えようとしており、イスラエル・ガザ、目の前にあるこの戦争の悲惨な状況を見るとき、何よりも戦争を終わらせるように、政府には動いていただきたい。また、国内でこの間、南西諸島においてミサイル、弾薬庫と配備が進んでおりますが、現実は、先日のオスプレイの墜落など、住民が配備による苦痛と不安の中にある。真の防衛は住民自治、住民意見を基にしたものではなければならないと私は考えます。

11月23日、沖縄那覇では、「沖縄を再び戦場にするな」を合言葉に、1万人集会が行われました。若い人たちが、沖縄を平和のハブへと訴えました。日本政府は平和憲法のもとにあるということを忘れないでほしい。近隣の国々とは、平和と友好のための外交を繰り返し、繰り返し続けていくよう、切に願い質問に入りたいと思います。

質問、第1項目です。

水俣市の農業者、漁業者への物価高騰支援について。

- ①、米農家への支援はあるのか。
- ②、玉ねぎ、お茶、果樹生産者への支援はあるか。
- ③、畜産農家への支援はあるか。
- (4)、漁業者への燃料高騰などへの支援はあるか。

大項目の2です。

水俣市役所1階フロアの展示及び利用状況について、お聞きをいたします。

- ①、1階フロアの常設展示はどのようになっているか。
- ②、常設展示以外の展示はどのようになっているか。
- ③、市民の利用はどのようであるか。
- ④、売店は今後どのようになる見込みか。

最後に、大項目3です。

大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の準備書に対する市長意見及び熊本県主催の公聴会に ついて、お尋ねします。

- ①、準備書に対する市の意見では、建設予定の24号機、鬼岳東側付近について、どのように述べたのか。
 - ②、保安林の解除については、水俣市の意見はどのように述べたか。
 - ③、工事車両のうち、平町についてはどのように述べたか。
 - (4)、湯の鶴温泉の工事車両については、どのような意見であったのか。
- ⑤、お茶の生産者などが一番心配している超低周波音、低周波音には、どのように述べた のか。
- ⑥、鳥類の風車ブレードへの衝突のうち、「市長意見19ページ②の環境保全措置について」は、 どのように述べたのか。

最後の質問⑦です。熊本県の主催した「肥薩ウインドファーム」の公聴会には、何人公述し、 どのような年代層の市民が公述したのか。

以上、本壇からの質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長 | と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 山村農林水産課長。

(産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇)

○産業建設部農林水産課長(山村良一君) 初めに、水俣市の農業者、漁業者への物価高騰支援に

ついて、順次お答えします。

まず、米農家への支援はあるのか、との御質問にお答えします。

米農家に限られた制度ではございませんが、国が物価高騰の影響により経営が悪化した農林漁業者への資金融資を行う「農林漁業セーフティネット資金」などがあります。

次に、玉ねぎ、お茶、果樹生産者への支援はあるか、との御質問にお答えします。

本市の支援としましては、令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 を活用し、「水俣市農業資材等価格高騰対策支援事業」を行っております。

本事業は、生産資材などの価格高騰の影響を受けている農業者が、経営の改善・安定化の取組を行う場合、直近年の農畜産物の売上高に100分の1を乗じて得た金額を、上限額50万円以内で支給するものです。

また、先ほど申しました、国の農林漁業セーフティネット資金や、燃油・ガスの価格が一定の価格を超えた場合に、国と農業者が積み立てた基金から補填金を交付する「施設園芸セーフティネット構築事業」、及び「茶セーフティネット構築事業」があります。

そのほか、県の事業としましては、生産資材価格高騰の影響を受けた農産、園芸、特産の生産者に対し、燃油、肥料などの生産資材コスト低減につながる資機材導入に必要な経費を助成する「生産資材コスト緊急低減事業」などもあります。

次に、畜産農家への支援はあるか、との御質問にお答えします。

本市の支援としましては、令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 を活用し、「水俣市畜産飼料価格高騰対策支援事業」を行っております。

本事業は、畜産飼料価格高騰の影響を受けている市内畜産農家が、営農継続・安定化の取組を 行う場合、畜産配合飼料価格高騰分の年間使用料2分の1相当額を支給するものです。

今年度におきましても同交付金を活用し、9月議会において議決されました補正予算にて、同様の事業を予定しているところです。

また、国の事業としては、配合飼料の価格が基準価格を超えた場合に生産者や飼料メーカー、 国などの積立金から補填金を交付する「配合飼料価格安定制度」があります。

次に、漁業者への燃料高騰などへの支援はあるか、との御質問にお答えします。

本市の支援としましては、令和4年度に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 を活用し、水俣市漁業協同組合の組合員などを対象に、漁船に使用する燃料の価格高騰分の一部 を補助する「水俣市漁業燃油高騰対策事業」を実施いたしました。

また、今年度におきましても同交付金を活用し、9月議会において議決されました補正予算に て、同様に同事業を実施しているところです。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をいたします。

様々な物価高騰支援策があることが分かりました。その上で、私が今回改めて質問したいと思いましたのは、国内の構造的な第一次産業の状況、これは水俣市も同じではないかと思ったからです。政府は国内自給率、食料の安全保障をうたっていますが、現実はどのようであるか。自給率は40%も満たず、5年前と比べ、全国的数値で言うと農家は15%減少。耕作放棄地の増加、高齢化、TPPによる競争激化が進んでいるとあります。

顕著に問題となっているのは、酪農家でございました。酪農家の85%が赤字経営、そのうち4割が月額100万円の赤字、6割が離農を検討するも、生活維持、借入返済、日本の食料の基盤を守るという使命のため、踏ん張っている。しかしながら、様々な問題が重なったとき、現実には、自ら命を絶つということも起こっています。

さて、水俣市の畜産業の方々からお話を伺いました。きっかけになったのは、私の家に配達してもらっていた牛乳が、11月末で配達できなくなったということからでした。我が家では、この牛乳に至極満足して、購入させてもらっておりました。なぜなら、水俣市が環境モデル都市として生まれ変わるその時期、食の安全、こだわり、人間に有用な腸内細菌を保持できる殺菌温度にこだわり、瓶はリユース、そして何よりおいしい牛乳でした。だが立ち行かなくなった理由を聞くと、想像していたものでした。牧草の高騰、飼料、ガソリン代、瓶代などの高騰で経営が困難になった。現在は1頭だけ残し、市内大型店などで販売すると言われました。また、子牛の価格が下がっていることや、様々な要因で経営が厳しくなっている。「先の希望が見えません」とポッリと言われました。

また、養豚農家の方にもお話を聞きましたが、いきなり、「日本の農業はあと4、5年で終わりじゃなかろうかと思う」と、ショッキングな話を言われました。つまり、米を豚の餌にしているが、その米農家が高齢化で辞めていく。現実的には、県北のほうで米農家からお買いになっていたということでしたが、先日はNHKの「クローズアップ現代」で放映をしていましたが、名だたる米生産地ですら、米の生産をやめる人が増えており、日本の食糧事情が危ぶまれるということでした。この養豚農家さんは、餌代を水俣市からの補助は受けていますが、それでは及ばず、赤字が続いていると言われていました。

そこで質問につなげます。

この畜産農家の現状をすぐに解決するということは難しいと思いますが、水俣市の農業の方向を有機的なものにできないか。クラスター政策ということを伺っています。農業者がブドウの房のように結束して、ここでいうと飼料米などを地元で作るという取組であるということですが、休耕地をなくすことができるので、このような取組ができないかと思います。

そこで、具体的に質問をいたします。

米農家への今後の物価高騰支援はあるか。加えて、飼料米を作る生産者への支援などは、農林 漁業セーフティネット資金から出ているのか。

次に、2番目の質問ですけれども、畜産農家への牧草代、飼料代については、今後も支援があるのか。

さらに、他市では、農業者支援物価高騰緊急対策として、国の補助対象とならなかった場合、 市からも支援するということでありますが、水俣市はこの対策についてどのように思われるか。 これが3番目の質問です。

最後に4番目です。物価高騰対策の長期にわたる対策として、牧草、トウモロコシ、飼料用米 を作ってもらうため、農業者と畜産農家との懇談会などを企画できないか。以上4つ質問をいた しました。

- ○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。
- ○産業建設部長(本田聖治君) 藤本議員2回目の御質問にお答えします。全部で4点ございました。

まず、米農家への今後の物価高騰支援はあるのか。加えて飼料用米をつくる生産者への支援などは、農林漁業セーフティネット資金からも出ているのか、との御質問にお答えします。

本市の米農家におきましては、自給的農家が多く、活用できる国・県などの支援策がほとんどないのが現状です。議員御質問の米農家に対する今後の物価高騰支援については、まずは、国・県の動向や他市町の事例などを参考にしながら、必要性を見極めていきたいと思います。

農林漁業セーフティネット資金については、農林漁業による所得が主である借入対象者が、経営状況などが悪化しているなどの借入条件を満たした場合、融資を受けられる制度です。したがって、条件を満たす飼料用米の生産者がいれば、支援は可能と思われます。

次に、畜産農家への牧草代、飼料代については、今後も支援はあるのか、との御質問にお答え します。

今後の畜産農家への牧草代、飼料代への支援につきましては、今後の物価高騰の推移や、畜産 農家の経営状況の情報収集に努め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、活用 可能な国の支援制度を考慮し、対応を見極めていきたいと思います。

次に、他市では、農業者支援物価高騰緊急対策として、国の補助対象にならなかった場合、市からも支援するということがあるが、この対策についてどのように思うか、との御質問にお答えします。

国の補助対象とならない部分について、市からも補助するという取組は、農業者からすれば、 幅広い支援策であると思いますので、他市の事例について情報収集してまいりたいと思います。 次に、物価高騰対策の長期にわたる対策として、牧草、トウモロコシ、飼料用米などを作って もらうため、農業者と畜産農家との懇談会などを企画できないか、との御質問にお答えします。 農業者と畜産農家とのマッチングや、耕畜連携につきましては、市内のみの連携ではなく、水 侯・芦北地域や熊本県内はもちろん、県外の近隣市町村を含めた広域的連携が必要と考えており ますので、JAあしきたや水俣・芦北地域農業再生協議会、県などのマッチング支援の相談窓口 と連携し、取り組んでいけたらと考えております。以上になります。

- ○議長(岩村龍男君) 藤本議員。
- ○藤本壽子君 3回目の質問いたします。

2回目ではですね、農業者、畜産農家への支援について申し上げましたが、私は畜産農家だけではなく、一番今心配しているのは、漁業者の減少を心配しております。魚市場にはかつてのにぎわいはなく、毎日魚市場に私の家人は行きますが、「今日もあまり上がっていなかった」とため息をつきます。

ある漁師さんより、漁網についての5年前との価格についての資料をいただきました。約2割ほど上がっていました。厳しい状況が分かります。ただ、定期的に行われている漁師市は、にぎわいを見せており、市民も楽しみにされています。この希望のあるところ、心をつないでいくためにも、漁業者への手厚い支援をお願いしたい。これは要望にしたいと思います。

水俣市の農業ということで、水俣市の農業を調べてみました。全国1,117位、熊本県では37位。 農業産出額は14億7,000万、畜産3億7,000万、加工農産物5,000万となっています。畜産農家は農 家数としてはわずかですが、産出額においては、割合的に多く、貴重な農業生産者といえます。

また、私の若いときからの経験でいうと、私たち低農薬、有機のみかんを作るための堆肥を作っていました。もう半世紀ぐらい前の話ですけれども、その頃は配合肥料のようなものしかなく、自分たちで牛の糞や、ニワトリの糞を混ぜ合わせたものを牛小屋近くで作らせてもらっていました。これはですね、土壌の微生物が増えるということで、臭いは本当にきつかったのを覚えていますけれども、これこそ畜産連携ということかもしれません。今でも加工した後の甘夏の皮は、畜産農家さんが取りに来られる。私の経験だけでなく、たくさんの方たちが、すでに連携をされていると思いますが、先ほどの答弁の中に、JAあしきたや水俣・芦北地域農業再生協議会、県などのマッチング支援の相談窓口と連携し取り組むということでありましたが、最後に1つ質問いたします。

広域連携ということでありますが、まずは水俣市の畜産農家からしっかりと話を聞いていただ きたいと思いますがいかがでしょうか。質問は以上です。

今後とも、水俣市の自給、地産地消が進んでいくよう、共に力を合わせたいと思います。以上です。

○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。

○産業建設部長(本田聖治君) 藤本議員3回目の水俣市の畜産業の方から、しっかり現状を聞いていただきたいと思うがいかがか、との御質問にお答えします。

畜産農家の現状につきましては、これまで J A あしきた畜産部会の会合や、本年10月に開催しました J A あしきたとの意見交換などでお話を伺っておりますが、今後も関係団体と連携しながら進めていきたいと思います。以上です。

○議長(岩村龍男君) 次に、水俣市役所1階フロアの展示及び利用状況について、答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 岡本総務企画部次長。

(総務企画部次長 岡本夫美代君登壇)

○総**務企画部次長(岡本夫美代君)** 次に、水俣市役所1階フロアの展示及び利用状況について、 順次お答えします。

まず、1階フロアの常設展示はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

1階フロアの常設展示につきましては、「若かった患者の会」の方々が歌手の石川さゆりさんから贈られた、元メジャーリーガーのイチロー選手のバットを展示しているほか、本市出身の漫画家江口寿史氏がデザインしたデザインマンホール、南九州センコー株式会社の観光PRラッピングトラックの模型やイメージパネル、水俣の特産品である水俣茶、和紅茶などの展示を行っています。

また、デジタルサイネージで、移住定住のPR動画、コロナワクチンの接種周知、各種イベントの告知などの情報提供を行っています。

次に、常設展示以外の展示はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

常設展示以外の展示につきましては、使用許可申請をしていただくことにより、使用許可を得て、利用することができます。

これまで、中尾山コスモス会の写真コンテスト展示、ローズフェスタ実行委員会のスケッチ大会入賞作品展示、公益社団法人熊本被害者支援センターによる犯罪被害者啓発パネル展示、里親家庭支援センターのパネル展示、市内小中学校の児童生徒が作成した食に関する作品の展示、久木野山上遺跡発掘調査の出土遺物、豊臣秀吉の朱印状などの展示を行ってきました。

現在は、市民参加型の21団体で構成する「水俣健康づくり推進協議会」が、健康まつりの展示を行っています。

次に、市民の利用はどのようであるか、との御質問にお答えします。

市民の利用としては、統計を取っていませんので、詳しくは分かりませんが、転入者や観光客の方々が観光情報コーナーのパンフレットなどで情報収集していたり、市民の皆様の待合場所と

しての利用や、小学生の子供たちが親御さんのお迎えを待つまで自習して待っている姿などが見 受けられます。

またこれまで、マミーコールによるコンサート、華道家による生け花紹介、「お世話好き会」 によるひな祭りなどの市民交流イベントが行われています。

次に、売店は、今後どのようになる見込みか、との御質問にお答えします。

市役所売店は、長年にわたり水俣市ひとり親の会が運営してきましたが、令和4年8月末で閉店しております。その後、コンビニ事業者や水俣商工会議所、みなまた観光物産協会、水俣市飲食業同業組合などを通じて、会員への情報提供などを依頼し、出店者を募ってまいりましたが、出店希望者はありませんでした。また、公募型プロポーザル方式により広く出店者を募りましたが、募集期限とした10月末までに残念ながら応募者はありませんでした。

今後は、常設の売店ではなく、子供たちの自習スペースを整備するなど、市民交流フロアを拡 充する方向で検討しています。

- ○議長(岩村龍男君) 藤本議員。
- ○藤本壽子君 答弁をいただきました。

いろいろな使用があることがよく分かりました。それから売店は応募者がなかったということで、残念だったなというふうに思っています。

ちょっと違った観点から2番目の質問に向かいたいと思うんですが、まず、市役所の玄関は水 俣川に面していて、徳富蘇峰先生の銅像があります。とても来られた方にはインパクトのあるも のだと思います。そして、旧淇水文庫があります。明治期の思想を誘引した偉大な思想家であり ますが、日本は、一般国民の側から西洋文明を取り入れるべきと平民主義を唱えられました。女 性に対する新しい見地、考えのもと、水俣に婦人会を創設されました。

また、その当時は、ここが私はこの頃勉強させていただきましたが、男性知識人が廃娼制度について意見を言うのは、まれであったということですが、市井の弱き人の立場に立たれました。 晩年は先生に対して、国家主義のことだとか批判をされるような方もおられましたが、私は先生のこの初発の思想というのは、明治期を本当に誘引したものだと考えております。

そしてまた、この思想、その後の水俣から輩出した先人も、水俣の歴史、自然に影響を受けながら、外から来る人を拒まず、歩み続けてきたのではないかと思っております。

水俣はその名のとおり、水が豊かで、森林が深く、市民を包み込むようにまちが成り立っていると感じます。現在は、環境モデル都市の歩みを学習に来られる人が多く、それ以外にも他市と 比較して、訪れる人が多いまちとなっています。

市役所を訪れる方には、水俣の歴史、風土、自然、それをお知らせするのが、必要ではないか と思ってまいりました。 そのため、私は、近辺の町や市を巡ってみましたが、隣町津奈木、それから芦北は、役場の玄関にはスポーツ大会などの優勝の盾や賞状などが飾られていました。これも誇ることだと思います。そして、出水市は鶴の置物があり、名誉市民の紹介がされていました。また、八代市は八代の簡単な歴史、概要を書いたパネルが置いてあり、地元企業などの紹介がありました。水俣もぜひ、八代のようなものがあるとよいかなというふうに思って帰ってきました。

一つ一つの展示を見ると、なるほどと思うのですけれども、水俣に来られた方が、その展示の 意味が深まるようなもの、パネルなどでよいので玄関に置くことができないでしょうか。これが 1番目の質問です。

それから2番目の質問をいたします。以前は、原爆投下の日時前後に原爆展などをされておりましたけれども、現在は展示があるのでしょうか。

3番目は、いつもおられるのかなというふうに思って見かけるんですけれども、記者クラブの 部屋がございます。誰もおられないことが多いといいますか、誰もおられないのでお聞きします が、記者クラブの部屋は現在使用されておられるのでしょうか。

また、売店の今後について、答弁をいただきました。質問が重なることになってしまいますが、私が心配するのは、市民もですが、職員の皆さんが不便ではないかなということです。食品や弁当など、日替わりで販売することを募集できないかと思いますがいかがでしょうか。4つ質問いたしました。

- ○議長(岩村龍男君) 原総務企画部長。
- ○総務企画部長(原 弘樹君) 藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。4点ございました。

1点目ですが、水俣市の歴史、自然などを簡単にまとめたパネルを玄関入口に常設できないか、との御質問にお答えします。

パネルでの常設展示ではなく、デジタルサイネージで対応していきたいと考えています。

2点目、以前は原爆展をされていたが、現在は展示があるのかとの御質問にお答えします。 常設での原爆展の展示は実施しておりません。

3点目、記者クラブの部屋は使用されているのかとの御質問にお答えします。

市役所1階にある記者クラブにつきましては、水俣報道記者クラブに所属されている6社において、取材や記事をまとめる作業場、記者クラブの打合せの場のほか、定例記者会見前後の控室として使用されています。

最後の質問です。市役所職員や市民、市外からのお客様に対応するため、食品などを販売する 業者、店などを日替わりで募集できないか、との御質問にお答えします。

すでに現在、昼休み時間帯を中心に、市内業者5店舗に、弁当、パン、総菜など、日替わりで

提供いただいております。以上でございます。

- ○議長(岩村龍男君) 藤本議員。
- ○藤本壽子君 市役所玄関に水俣市の紹介をするということで、よかったと思います。デジタルサイネージということですが、このデジタルサイネージは具体的に、外玄関近くになるのか、それとも常設してあるものなのか、このことを1つ目の質問にします。

それから最後の質問ですが、これも答弁の中に少しありました。以前ですね、議員の間からも古いピアノなどを置いて、昼休みなどに来られた方が弾かれる。そのようなことは、昼休みであればいいのではないかという意見がありましたが、現在、市役所ではミニコンサートなどはやっているのか、また、昼休みに、もしそれがあるとすれば、職員も聞くことができるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。質問は以上です。

私は、水俣市役所は水俣病の経験を経て、心豊かな環境のまちになるよう努力してきた水俣市 民の思いが詰まった、よそから来訪された方には、その思いが伝わるような場所としてあってほ しいと願っています。

- ○議長(岩村龍男君) 原総務企画部長。
- ○総務企画部長(原 弘樹君) 藤本議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目、デジタルサイネージは玄関近くにあるのか、常設されているのか、との御質問に お答えいたします。

デジタルサイネージにつきましては、1階の市民交流フロアに常設されております。

2点目の質問です。ミニコンサートは、申請があればされているとのことだが、市職員も参加 できる時間帯になっているのか、との質問にお答えします。

主催者の提案内容によりますが、過去実施されたミニコンサートは、市職員の昼休憩の時間帯に開催され、多くの職員が足を運んでいました。

○議長(岩村龍男君) 次に、大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の準備書に対する市長意見 及び熊本県主催の公聴会について、答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 岩田環境課長。

(福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇)

○福祉環境部環境課長(岩田幸哉君) 次に、大型風力発電「肥薩ウインドファーム」の準備書に 対する市長意見及び熊本県主催の公聴会について、順次お答えします。

まず、準備書に対する市の意見では、建設予定の24号機、鬼岳東側付近についてどのように述べたのか、との御質問にお答えします。

24号機計画地の南側、鬼岳東側斜面に土砂崩れの跡があることから、地形改変による土砂崩れ

や土石流の可能性を調査する必要があると思われ、詳細な地質調査を実施し、熊本県と協議を行い、懸念が払拭されない場合は、事業計画の見直しを行うことと述べました。

次に、保安林の解除については、水俣市の意見はどのように述べたのか、との御質問にお答え します。

森林法第26条第2項の保安林解除要件である「公益上の理由」について、風力発電事業が解除 要件を満たすのか疑問であると述べました。

次に、工事車両のうち、平町についてはどのように述べたのか、との御質問にお答えします。 幅員が狭く、住宅密集地であり、普段でも交通量の多い通称「平通り」に、大型車の通行が1 日約300台も増加すれば、安全面や交通渋滞などにより市民生活への影響があると思われるため、 配慮を行うよう意見を述べました。

次に、湯の鶴温泉の工事車両についてはどのような意見であったのか、との御質問にお答えします。

平通りよりさらに幅員が狭く、観光地でもある湯の鶴温泉街に、大型車の通行が1日約300台も増加すれば、交通面、安全面、観光面及び騒音において影響があると思われ、特に観光面では、大型車の多量通行が「静かでひなびた湯の鶴温泉」のイメージを損なうのではないかと懸念されるため、配慮を行うよう意見を述べました。

次に、お茶の生産者などが一番心配している超低周波音、低周波音には、どのように述べたのか、との御質問にお答えします。

まず、風車稼働に伴う超低周波音及び低周波音の影響評価について、超低周波音部分の調査結果のみを採用し、低周波音部分の評価がなされていないこと。次に、低周波音部分の予測において、風車稼働後の数値予測表が準備書に未掲載であること。そして、低周波音部分の予測結果のグラフについて、多くの調査地点において「低周波音の心身に係る苦情に関する参照値」を超過している部分があり、よって、全ての地点で参照値以下となるように、事業計画の見直しを求める意見を述べました。

次に、鳥類の風車ブレードへの衝突のうち、市長意見書19ページ「②の環境保全措置について」では、どのように述べたのか、との御質問にお答えします。

まず、「準備書についての意見の概要と事業者の見解」において、鳥類希少種の風車への衝突を懸念する住民意見に対し、「環境保全措置として3本の風車を取りやめた」と書いてあるが、 実際は取りやめたのではなく位置の変更であること。

次に、環境保全措置後のクマタカの衝突リスクの変化について、計画地周辺に存在するクマタカ9ペアのうち、3ペアのみしか評価しておらず、残り6ペアが評価されていないこと。そして、1つのクマタカペアの風車への衝突リスクが、環境保全措置後にもかかわらず、「20年間に

10羽衝突する」となっており、高い確率であること、について指摘をいたしました。

次に、熊本県の主催した「肥薩ウインドファーム」の公聴会には何人公述し、どのような年代 層の市民が公述したのか、との御質問にお答えします。

まず、公述人は65人です。また、公述人の年代に関するデータはありません。傍聴時の印象を 申し上げますと、小学生から高齢者まで様々な年代の市民の方や市外の方が公述されました。

○議長(岩村龍男君) 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきました。

本年5月に、肥薩ウインドファームより環境アセスメントに係る準備書が提出されました。御存じのように、配慮書、方法書、それらに市民は業者説明会などでも意見を言い、水俣市のほうからも市長意見を提出していただきました。今回の準備書においては、事業者の市民向け説明会を経て、改めて、市民からも意見を聞いていただき、その内容はここにございますが、本当に苦労なさったことと思います。24ページにも及ぶ内容でございます。

11月25日に行われた「郷土の森と水を守るために」の講演の集いに来られた他市の方が言われておりました。「うちの意見書は4ページでしたが、水俣市の意見書の多いのには驚きました」。また、集まった117名の方々からは、市民の懸念を詳細に把握、その範囲においても、土砂災害、水源、水質、工事車両、低周波による住民への影響、希少動物など、広範囲に及んでいると、高い信頼が聞こえてきました。まずもって、1,800ページに及ぶ準備書を読み、方法書に対する意見書と比較しなければならない。新しく出てきた事柄について、精査が必要であること、受け取った熊本県のほうでも評価の声があったと聞いております。

そこで改めて質問をいたしますが、その中で幾つかを改めて質問します。

質問1、肥薩ウインドファームの方法書に対する市長意見では、森林伐採による土砂災害及び 土砂流出について、十分な調査検討を行うこと、また、山林の保水機能低下による下流域の影響 について、十分な調査を行うことと意見を述べているが、準備書ではどのように答えたのか。

それから2番目が、方法書に対する市長意見では、事業地域では自然水、湧水ですね、生活用水と農業用水の取水が行われており、それを使っているとのことですけれども、水脈などへの評価をする必要があると述べているが、準備書では湧水量の調査はあったのか。

質問の3番目です。準備書、風車の影について、市長意見では、鬼岳集落にかかる風車の影に ついて、どのように述べたのか。

4、工事車両の通行では、頭石から石飛に行く県道というのが上がっているんですけれども、 頭石から石飛に行く県道ですね、そのことについて、市のほうとしてはどのように述べられた のか。

5、方法書の県知事留意事項では、県有林では地域の公益性、公共上必要と認められる範囲で

しか、土地の貸付けを行っておらず、特定の企業の利益につながるような事業については、貸付けを認めていない、とあるが、これについて、水俣市の意見はどのようか。

最後に、熊本県主催の公聴会についてですが、当初85名の申請があったということでありました。公述日が1日間。記憶にあられると思いますが、水俣市の産業廃棄物処分場のときは、2日間の公述だったんですね。それが1日間ということでした。午後からと限定され、仕事の都合などで、欠席者が増えました。それでも、小学生から若い人たち、94歳という御高齢の方もおられ、職業も様々でした。山々がつながる、また、水俣に特別な思いを持つ市外の方の発言もありました。特に山間部の方々にとっては、暮らしと生活がかかっているという発言が相次ぎました。そこで質問をします。

6番目の質問です。熊本県主催の公聴会では、市民からどのような公述があったのか、特に水 俣市として考慮するべきところがあったのか。これが6番目の質問です。

- ○議長(岩村龍男君) 岩田環境課長。
- ○福祉環境部環境課長(岩田幸哉君) 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。全部で6点ご ざいました。そのうち、まず私から1番目から5番目までの質問について順次お答えします。

まず1点目、肥薩ウインドファームの方法書に対する市長意見では、森林伐採による土砂災害及び土砂流出について、十分な調査検討を行うこと、また山林の保水機能低下による下流域の影響について十分調査を行うこと、と意見を述べているが、準備書ではどのように答えたのか、との御質問にお答えします。

準備書では、土砂流出による濁水の発生については、沈砂池やフトンカゴの設置などで低減を 図るとなっておりますが、土砂災害については、改変区域のボーリングなどによる地質調査の記 載は確認できませんでした。ただし、事業者が開催した地域説明会において、風車設置箇所の地 質調査は、実施すると説明しておりました。

また、森林伐採による保水機能低下についての記載は、確認できませんでした。

次に2点目、方法書に対する市長意見では、事業地域で自然水による生活用水と農業用水の取水が行われており、水脈などへの評価をする必要があると述べているが、準備書では、湧水量の調査はあったのか、との御質問にお答えします。

事業実施区域付近の水道水源において湧水調査は実施されておりますが、これは水質調査であって、水量調査については確認できませんでした。

次に3点目です。風車の影について、市長意見では、鬼岳集落にかかる風車の影をどのように 述べたのか、との御質問にお答えします。

準備書において、鬼岳集落にかかる風車の影の時間は、最大で年間29時間31分と予測されており、海外のガイドラインの指針値である年間8時間を超過しているため、風車の影がかかる時間

がガイドライン指針値以下になるように風車の位置変更を求める意見を述べました。

次に4点目、工事車両の通行では、頭石から石飛へ行く県道について、どのような意見を述べ たのか、との御質問にお答えします。

ほかに舗装道路があるにもかかわらず、幅員が狭い上、アスファルト舗装されていない県の林道を、メインの工事用車両通行路に設定しているが、工事車両がほかの道路を走行するものとして騒音調査をやり直すべきこと。また、この道は大型車が通行できるとは思えず、事業者に尋ねたら拡張するとのことであったが、この林道は急傾斜地崩壊危険箇所内であるため、道路拡張などの開発行為は不可能ではないか、との疑問について意見を述べました。

次に5点目、方法書の県知事留意事項では、県有林では、地域の公益性、公共上必要と認められる範囲でしか土地の貸付けを行っておらず、特定の企業の利益につながるような事業については、貸付けを認めていないとあるが、これについて、水俣市の意見はどのようか、との御質問にお答えします。

県有林の貸付けについては、本市でお答えする事項ではございません。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 続きまして、6点目の質問にお答えいたします。

熊本県主催の公聴会では、市民からどのような公述があったのか、特に水俣市として考慮すべきと思ったことはあるか、との御質問をいただきました。

この公聴会における公述は、低周波による影響及び生態系の変化、土砂災害の懸念、工事車両の通行など、この事業への懸念を述べる内容でした。

また、特に本市として考慮するべきと考えたことについては、工事車両台数の矛盾、シカとイノシシの動向の変化について評価すべき、と公述された方がいらっしゃいましたので、市長意見に盛り込ませていただきました。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 藤本議員。
- ○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

この中で特に水質、水量、水源への影響、土砂災害があると思いますが、これについては公聴会でも、山間部の太陽光発電から、土砂が農地に流れ出たという公述がありました。また残土、工事車両については、建設業関係の方から指摘があり、市長意見に活かしていただいたということでよかったと思います。シカとイノシシのことも、今述べられたことでございました。

そして発言はいろいろございましたけれども、日頃から聞いていることとして、公共工事だとかですね、再生可能エネルギー事業などによる車両の多さについては、特に16区の方々からも指摘を受けておりました。様々なことは市民の不安になっております。また準備書では解決できていないということがたくさんあったかと思います。

さて、水俣市の公聴会には県議会議員の傍聴もあり、先日12月6日ですけれども、県議会の代表質問において、岩田智子議員が、肥薩ウインドファームの事業計画について、質問をされました。付け加えますが、岩田智子議員は、お母様が水俣で、お父様が芦北の出身ということで、特に水俣のことを心配しているということでの質問でございました。岩田議員の質問趣旨としては、全国の県レベルで規制の動きが強まっていること、県民の幸福度に寄与しないことを述べられ、熊本県として厳しい意見を国に述べてほしいということでありました。質問に対し、知事は、公聴会での水俣市民の懸念、市長意見での生活面、環境面での懸念は同じと受けとめ、国に意見をしたいというふうに言われました。

ここから質問をいたします。以前申し上げたことがあったかと思いますが、風力発電による被害に遭われている所に、ぜひ市長自ら行っていただけないかということのお願いです。

これについては、2009年に西日本プラント工業という会社が7基の風力発電を、山間部のほうに建設しようとしました。当時の市長は、再生エネルギーだから賛成という立場でございましたが、住民からの様々な懸念を受け、風力発電により健康被害に遭っている所などを視察に行かれたということでしょう。場所としては、熱海ですね、それから長野県の川内村だったと聞いております。市長にもぜひですね、風力発電によりトラブルがある所の現状を視察に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これが質問の1番です。

最後に、肥薩ウインドファーム準備書では、森林伐採による消失面積は示されているが、湧水量は示されていません。さらに、土砂災害、工事車両への懸念、鳥類、希少種などの保護への懸念、地域説明会では、建ってから対処すると答えたものもありました。このような、正直に言いまして、不誠実で不確実な事業を認めてよいのか、この事業が市民にとって、本当に資するものになるのか。市長におかれては、今後も市民に寄り添った意見と明確な判断をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。以上、2つ質問をして終わります。

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

○市長(髙岡利治君) 議員3回目の質問にお答えします。

まず1点目が以前も、風力発電の計画があって、その当時の市長も賛成の立場だったと、ただ 住民の不安なども受けて、被害に遭っているところを見てきたけども、そういったところを視察 に行く気はないか、という御質問でございます。

住民の方々の懸念につきましては、可能な限り意見を述べさせていただいておりますので、視察については考えておりません。

2点目の、このウインドファームの準備書において、様々な懸念が示されているけれども、市 民に本当に資するものなのか、また市民に寄り添った意見というもので判断をしてもらいたいと いうことでありますけども、環境アセスメントの制度にのっとりまして、可能な限り準備書を精 査をし、事業計画の懸念すべき点につきましては、意見を述べさせていただいておりますので、 今後の動きを注視してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、休憩に入り、午後1時30分より再開します。

午前11時24分 休憩

午後1時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

(平岡朱君登壇)

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

水俣市の山間部に計画中の大規模風力発電事業については、これまでも様々お尋ねしてきました。

電源開発株式会社が進めている計画については、環境アセスメント手続の準備書によって、新たに分かったこともあり、逆に水俣の地質のことなど、大変重要であるにもかかわらず、準備書できちんと触れられていないこともあります。

建設予定の風車は、地上からの高さ150メートル、ビルでいうと42階の高さ、熊本城の5倍の高さに及びます。こんなにとんでもない大きさの風車建設がある中、近隣住民はもちろんのこと、準備書の内容が伝わるにつれて、市民からの不安の声が増しているように感じます。

今日は改めて、現状と、水俣市の考えについてお聞きしたいと思います。

それでは以下、質問に入ります。

大規模風力発電計画について。

- ①、本市で計画中の大規模風力発電事業のうち、電源開発株式会社の環境アセスメント手続は、今後どのように進んでいくか。
- ②、電源開発株式会社の環境アセスメント手続の準備書に対し、市民からどのような意見が出されていたか。
- ③、熊本県が10月20日に、電源開発株式会社が進める「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」に係る公聴会を開催したが、その際、市民からどのような意見が出されていたか、市は把握しているか。把握していれば、どのような意見が出されていたか。
- ④、水俣市が10月26日付で熊本県知事へ提出した「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書に関する市長意見書」にはどのようなことが書かれているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 岩田環境課長。

(福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇)

○福祉環境部環境課長(岩田幸哉君) 大規模風力発電計画について、順次お答えします。

まず、本市で計画中の大規模風力発電事業のうち、電源開発株式会社の環境アセスメント手続は、今後どのように進んでいくか、との御質問にお答えします。

今後は、県知事意見書の公表と、経済産業大臣へ提出した後、経済産業大臣勧告が公表されて、環境影響評価準備書段階が終了します。その後、事業者は県知事意見と、経済産業大臣勧告に従って、事業計画を見直し、環境影響評価書を作成して、環境アセスメント手続を終えることになります。

次に、電源開発株式会社の環境アセスメント手続の準備書に対し、市民からどのような意見が 出されていたか、との御質問にお答えします。

(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書に対する意見書は、低周波音による影響及び生態系の変化、土砂災害の懸念、工事車両の通行など、この事業への懸念を述べる内容でした。次に、熊本県が10月20日に、電源開発株式会社が進める「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」に係る公聴会を開催したが、その際、市民からどのような意見が出されていたか、市は把握しているか。把握していれば、どのような意見が出されていたか、との御質問にお答えします。

公聴会での公述の内容については、熊本県から情報提供をいただいておりますので、把握して おります。その内容につきましては、環境影響評価準備書の意見と同じような内容でした。

次に、水俣市が10月26日付で、熊本県知事へ提出した「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書に関する市長意見書」には、どのようなことが書かれているか、との御質問にお答えします。

市長意見の内容を簡単に申し上げますと、地形改変による土砂災害及び水質の変化、工事用車両の通行、騒音及び低周波音、風車の影、動植物及び生態系、埋蔵文化財、景観などへの影響について、調査の追加、準備書の記載の疑問点や矛盾点について、意見を述べさせていただきました。

- ○議長(岩村龍男君) 平岡議員。
- ○平岡 朱君 まずは、電源開発の事業計画に必要な環境アセスメント手続についてですが、計画に対して、市民が意見を出せる場、そして水俣市が意見を出せる場が、終わった段階です。

11月25日、「水俣の環境を考える市民会議」の主催で、「郷土の森と水を守るために・風力発電

の何が問題なのか」と題し、風力発電についての講演会が行われました。自然資源法を専門とされている、弁護士の市川守弘さんによるお話に、100名を超える参加者が熱心に耳を傾けておられました。参加者の中には、これは市民の方ですけれども、「水俣に、こんな大変な計画があるなんて知らんかった。みんなに大きく関わることだから、市報に載せたり、説明会を開いたり、今からでももっとちゃんと市民に伝わるようにしたほうがいい」と言われている方もおられました。これだけ大きな事業計画ですが、「知らなかった」という市民がまだまだおられるのが現状です。

一方で、この計画のことを知り、様々なことが明らかになればなるほど、計画の中止を望む声 が広がっているように感じます。

先ほど答弁いただいたように、10月20日に開催された熊本県による公聴会では、市民から事業への懸念を述べる、つまり、計画に反対の立場から様々な意見が述べられていました。午前中の質問でも触れておられましたが、県の公聴会では65名もの方たちが、意見を述べたとのことでした。

また、水俣市が10月に熊本県知事へ提出された水俣市長意見書にも、様々な見地からの疑問点・問題点が記載されています。あの膨大な量の準備書に対し、各分野で調査、確認をされてきた職員の皆さんには頭が下がる思いです。ちなみに、この市長意見書の内容については、水俣市のホームページでも公開されており、確認することができます。

先ほどの答弁では、市長意見書の内容について、随分と間接に述べられていましたが、この意見書では、実に多くの問題点が指摘されています。例えばまず、工事車両についてですが、1日当たり332台もの大型トラックが平通りまた湯の鶴温泉街を通ることになると言います。今年6月議会で藤本議員の一般質問でも明らかになりましたが、これは衝撃の数字だと思います。

このことについて、平町の住民からは、「平通り、また旭町の交差点付近は日常的に渋滞している。通学路にもなっている。1日300台の通過が許されるなら、事故につながる」といった意見。また別の住民も「普段から車のすれ違いが大変な場所で、しかも生活道路になっている。そんな場所を使って、なぜ建設工事をするのか。いいことは何一つない。建設には大反対です」という意見を述べられています。平通りは私も毎日のように通行していますし、通られた方は分かると思いますが、今でさえ、大型車両が通る際には、車を歩道に乗り上げる形で、離合を行い、やっとですれ違う状況で、そのたびにプチ渋滞が発生しています。また、電柱にぶつかる車も多く、道路沿いの住民は、今でも頭を悩ませている状態です。平通りには病院もあり、お寺もあり、子供たちの支援施設もあり、近隣住民のみならず、多くの市民が通行し、子供たちも行き交う道です。1日に300台以上もの大型トラックが通行するなどということになれば、生活に大きな支障が出ます。

平通りのことだけでも大変ですが、さらに道路幅の狭い湯の鶴に関しては、市長意見書にはこのように書かれています。「県道117号は、湯の鶴温泉街を通過するが、幅員が狭く、普通車同士の離合も難しい状態である。ここに大型車が1日当たり332台増加すると、交通量が現状の約5倍となり、平通りと同じく交通渋滞を引き起こす可能性が極めて高い。しかも、当該地域は観光地であり、大型車が多数通行し、交通渋滞を引き起こす状態は、静かでひなびた温泉街である、湯の鶴温泉のイメージが崩れる懸念がある」と記載されています。本当にこの市長意見書の言うとおりだと思うんです。

実際に湯出地域にお住まいの方々も、「工事車両が通る道路は、小学校へ通う通学路でもあり大変心配している。1日300台もの大型トラックが通行することになれば、畑に行くことも困難になる。排気ガスなどの影響で商売に影響も出て、死活問題になってしまう」、また、「計画が強行されれば、少なくとも工事期間中は観光どころではない」と、大変不安に思われています。本当に、特に地元の皆さんは、生活道路として機能しなくなってしまいますし、観光どころじゃなくなると思うんです。

そして、低周波についてです。今回の計画では、市民が生活するわずか1キロ先に風車が建設 予定です。シャドーフリッカーの影響や低周波による健康被害の不安を感じるのは、当然のこと です。「茶畑のすぐそばに、巨大な風車が建てば畑仕事もできなくなる」、「東京の一事業者のた めに苦しむことになる。容認できない」とおっしゃっていました。

環境省は、「国内外の風車建設と人への健康影響について、風車発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認できない」といいます。 しかし、先日の講演会で学んだことですが、因果関係が不明ということは、因果関係がないということではありません。特に水俣は二度と公害を起こしてはならない、新たな公害を起こさせないという視点で動くべきだと思います。

それから、クマタカへの影響も深刻です。絶滅危惧種のクマタカについて、野鳥の会のメンバーを中心に、調査チームを結成し、3年間にわたり調査をしています。調査期間中、クマタカの姿は58回も確認されています。水俣の山々がいかにすばらしい自然環境であるかを証明していることにほかなりません。この調査チームが、電源開発に提出した意見書の中では、風車への衝突リスクに触れた上で、次のように述べています。「絶滅につながるような衝突リスクが明確な構造物を作ってはならない。今回の電源開発の計画では、事業者自身が作った準備書でも、衝突リスクが述べられており、危険性は事業者も承知している。危険性が分かったら事業は止めることが、水俣病の教訓である。今回の計画も、危険性が分かった以上、事業計画を止めるべきである。人間が人為的にクマタカや絶滅危惧種の生存を脅かしてはならない」と述べています。クマタカだけではなく、そのほかの希少生物や希少植物を守るためにも、計画を進めるべきではあり

ません。

そして、また別の視点からですが、私先週、亀嶺峠に登ってきました。天気も大変よく、本当にすばらしい眺望を堪能してきました。頼山陽や徳富蘇峰も感銘したというこの水俣の宝の景色を、私たちの世代で台なしにするわけにはいきません。

また、土砂災害のリスクについてです。このことについても大変心配をしています。

2003年7月に発生した水俣の土石流災害では、100か所以上で、斜面崩壊が起きたとされています。水俣の地形は、もともと斜面崩壊や土石流の危険性が高く、風車の建設は、そのリスクをさらに高めるものであると、地質の専門家が警鐘を鳴らし続けておられます。加えて、作業用道路の建設についても同じように懸念されています。林道は、大切な役割を担っているものですが、これまでとは雨の降り方が違うため、排水についてはこれまで以上に、真剣に対応しなければなりません。土石流災害が起きた宝川内の土砂崩壊現場の上にある道路もそうですが、道路に降った雨水は、一定道路上を流れるような仕掛けになっており、その合間合間で山の斜面に水が流れ込むようになっています。排水の構造は様々あるにせよ、山に道路ができれば、道路部分に降った雨水は、それまで直接山に染み込んでいた水が、山の別斜面に流れ込み、山の斜面は、その分大きく水の影響を受けることになります。加えて、地球沸騰化ともいわれる中、全国各地で線状降水帯による水害が、毎年のように発生しています。

まだ風車が建っていないこの状況でも、住民はただでさえ大きな不安を抱えながら生活しています。風車建設が進めば、今まで以上に災害のリスクが高まり、不安が増大することは間違いありません。

ある市民は、「水俣市民は電気が足りないと困っているわけじゃない。それなのに、水俣はリスクだけ負わされる。異常気象が続く中、梅雨時期には、ただでさえ怖い思いをしているのに、これ以上におびえながら生活するのは嫌だ」と言われていました。

このように、本計画については、たくさんの懸念があり、市長意見書の中では、今申し上げた ほかにも、さらに多岐にわたる分野について触れてあります。

そこで、1つ目の質問です。市長意見書の中でも触れられている内容で、特に、平通り及び湯の鶴、特に温泉街の工事車両の通行の問題について、低周波について、また、クマタカの衝突リスクについて、そして亀嶺峠からの景観について、土砂災害のリスクについて、このそれぞれのことについてどのように思われているのか、お尋ねします。

また2つ目に、このような大きな懸念事項がある中、このまま計画が進んでいってよいと思われるのか。以上2点お聞きします。

- ○議長(岩村龍男君) 岩田環境課長。
- ○福祉環境部環境課長(岩田幸哉君) 平岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。全部で2

点ありました。

1番目の御質問は、平通り及び湯の鶴、特に温泉街の工事車両の通行の問題について、低周波について、クマタカの衝突リスクについて、亀嶺峠からの景観について、土砂災害のリスクについて、それぞれのことについてどのように思われているか、との御質問でした。

平通り及び湯の鶴温泉街の工事車両の通行について、1日300台以上の大型車の通行の増加による影響はあると思われ、交通渋滞などによる生活環境の悪化と、特に観光地である湯の鶴温泉街のイメージ低下が懸念されます。

低周波については、予測グラフが、多くの調査地点において低周波音の心身に係る苦情に関する参照値を超過しているにもかかわらず、超低周波音の予測結果のみで、環境影響を評価していることは疑問です。

クマタカの衝突リスクについては、準備書の計画のままであれば、クマタカをはじめとする鳥 類希少種の生存環境に影響を及ぼすと思われます。

亀嶺峠からの景観については、準備書の写真では正しい判断ができないと思われます。

土砂災害のリスクについては、準備書に記載がなく、調査を実施するよう意見を述べさせていただきました。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 続きまして、2点目の御質問にお答えいたします。

懸念事項がある中、計画が進んでいってよいと思われるか、との御質問をいただきました。 懸念すべき点があることから、様々な項目について意見を述べさせていただいております。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 平岡議員。
- ○平岡 朱君 以前も申し上げましたが、私は再生可能エネルギーそのものを否定はしません。気候危機を真剣に考えるこの時代に、原発や石炭火力に代わるエネルギーはむしろ必要ですし、再生可能エネルギーは進められるべきものです。

しかし、本計画は、準備書の中身を見る限り、水俣市民の生活に大きなリスクを与えるだけで メリットがありません。

再生可能エネルギーは本来、地域が主体となり、住民の合意の上で、そのエネルギーも地域が 恩恵を受けるような、そういう在り方が望ましいと思います。自然のエネルギー源は、その地域 固有の資源であり、その地域の住民の利益につながるべきものであるはずです。

今日も、幾つか直接市民の声を紹介させていただきましたが、公聴会でも、住民の皆さんから様々なお話がありました。土砂災害のリスク、工事車両の通行により生活環境が壊されてしまうような事態、水脈への影響を心配する声もありました。低周波による人体への影響、希少生物が

絶滅の危機に陥るかもしれないという状況、市長意見書の中では、さらに別の角度からの問題も 指摘されています。こういう幾つもの懸念を完全に払拭できる対応策があるでしょうか。例え ば、一部は午前中の質問の際にも言われていましたし、市長意見書の中でも触れてありますが、 拡張する予定であるとの林道は、急傾斜地崩壊危険区域内であるため、道路拡張などの開発行為 は不可能であるとか、工事のときに通行する大型車の通行車両について、整合性が取れない数が 出されていたり、また、絶滅危惧種が死亡した後に調査を行うとか、そういう小手先の対策で、 このままアセスメント手続が粛々と進み、工事が着工され、何か問題が起きてからという状況で は困ります。風車が建ってみないと分からない。そんなことでは困るんです。

水俣だからこそ、予防原則に立って動くべきであり、市長としてはっきりと、この計画は中止するべきだ、とメッセージを発信していただきたいと思っています。市長の態度は、建設許可の是非に大きく影響すると考えます。もしも、このまま大規模な風車の建設が進み、もしも、恐れていた様々な問題が起きてしまえば、その影響を受けるのは、その時代を生きている人たちです。私たちは、未来を生きる者のためにも、あのときしっかり反対と言ったんだよ、という姿勢をはっきり示していくべきではないかと思います。

自治体は、特定の会社の利益ではなく、住民の財産、命と健康を守るのが使命であり、当然ながらその責任は将来この地で暮らす子や孫たちにも及びます。豊かな自然を残す、住民生活に不安を与えない、その立場に立てば、やはりこの計画は進めるべきではありません。

そこで質問です。これだけの問題が心配されている以上、午前中の答弁にあったような、準備 書に対して意見を述べたとか、今後の動きを注視するとかいうことではなく、やはり市長の態度 をはっきりとさせるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、このことをお聞きし、質問を終わります。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。
- ○市長(高岡利治君) 私の態度をはっきりすべきと思うがいかがか、という質問ですけれども、環境アセスメントの制度にのっとって、可能な限り準備書を精査し、事業計画の懸念すべき点については、意見を述べさせていただいておりますので、今後の動きを注視していきます。以上です。
- ○議長(岩村龍男君) 以上で平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問を行います。

なお議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時54分 散会

令和5年12月13日

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録 (第3号)

一般質問

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録(第3号)

令和5年12月13日(水曜日)

午前9時30分 開議

午前10時57分 散会

(出席議員) 16人

平岡 朱 君 杉 迫 一 樹 君 上美緒君 淵 吉 野 誠君 杉 本 康 宏 君 森 川武治 君 岩村 木 戸 理江君 龍 男 君 髙 岡 朱 美 君 藤 本 壽 子 君 小 路 貴 紀 君 桑原 知 君 真 野 頼 隆君 牧 下 恭 之 君 田口憲 雄君

松本和幸君

(欠席議員) なし

(職務のため出席した事務局職員) 4人

事務局長 (岡本広志君) 主 幹 (橋 本 晃 君) 主 任 (宮 﨑 聖 子 君) 主 (森 ちひろ 君)

任

(説明のため出席した者) 17人

市 長 利 治 君) 副 市 (髙 岡 長 (小 林 信也 君)

総務企画部長 福祉環境部長 (原 弘 樹 君) (堤 茂 君)

產業建設部長 (本 田 聖治君) 教 育 長 (/) 島 泰治 君)

病院事業管理者 (坂 本 不出夫 君) 総務企画部次長 本 夫美代 君) (岡

産業建設部次長 (田中 真 也 君) 上下水道局長 (永 田 久美子 君)

総合医療センター事務部総務課長 (上 田 敬 祐 君) 総務企画部市長公室長 (白 本 亮 君)

総務企画部総務課長 (岩 井 昭 君) 総務企画部地域振興課長 浩 (柿 本 英 行 君)

福祉環境部いきいき健康課長 (赤 司 和 弘 君) 産業建設部農林水産課長 (山村良一君)

産業建設部土木課長 (永 松 正 治 君)

○議事日程 第3号

令和5年12月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- 1 田 口 憲 雄 君 1 市内道路のグランドデザインについて
 - (1) 南九州西回り自動車道袋インターチェンジ(仮称)開通後の市内へのアクセスについて
 - (2) 市内の道路について
 - 2 安心安全な医療提供体制について
 - (1) 総合医療センターについて
 - (2) 市民の健康づくりについて
 - (3) 今後の医療体制について
- 2 桑 原 一 知 君 1 農業用水について
 - 1 展示的がこう。
 - 2 高齢者の買物支援について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(岩村龍男君) おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司いきいき健康課長、山村農林水産課長、永松土木課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(岩村龍男君) 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、田口憲雄議員に許します。

(田口憲雄君登壇)

○田口憲雄君 皆さん、おはようございます。自民新未来、田口でございます。

それでは、通告どおり質問していきます。

大きな1番、市内道路のグランドデザインについて。

水俣市の人口は、本年11月末に約2万2,000人となり、今後も減少していくと予想され、高齢 化率も約43%となり、人口減少、高齢化が今後も進んでいくと思っております。

近年の日本も急激な人口減少を見据え、国土交通省により、国土グランドデザイン2050が掲げられ、その課題として、買物、医療などのサービスを維持するためには、一定の移住者を呼び込むことができれば、地域を持続的に維持できる可能性があるとしています。

また、基本戦略の1つに、田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出があり、地方においては、多様な産業の振興を通じて、若者や子育て世帯を含めたUJIターンを促進すべきとなっております。

本市においても人口減少は課題であり、多様な産業の振興を通じ、若者や子育て世帯を含めた UIIターンを促進すべきと考えます。

現在、市内では南九州西回り自動車道の工事が進められておりますが、既にある水俣インターチェンジに加え、袋インターチェンジ付近の供用開始が、数年のうちに行われる予定と思われ、それを見据えた地域活性化策も必要になると思われます。

また、市内には未活用地が多くなり、それを活用するためには、大小問わず、道路の整備は必要と考えます。

そこで通告に従い質問に入りたいと思います。

- (1)、南九州西回り自動車道袋インターチェンジ(仮称)開通後の市内へのアクセスについて。
- (1)、侍台地・湯の鶴温泉方面へのアクセスはどのようになるのか。
- ②、国道3号・エコパーク方面へのアクセスはどのようになるのか。
- ③、新たな道路ネットワークができることで、市民や市民以外の人にどのような効果が期待で きるのか、お尋ねします。
 - (2)、市内の道路について。
 - ①、道路とは、どのような種類があり、どこが主に管理を行っているのか。
- ②、市道等に関し、最近は市民からどのくらいの要望等があり、どのくらい対応をしているのか。
 - ③、市道の新設や改良の状況及び予定は、どのようになっているのか。
 - ④、道路法以外の道路の整備に対する助成制度はあるのか、お尋ねします。

次に、大きな2番、安心安全な医療提供体制について。

(1)、総合医療センターについて。

総合医療センターは、芦北医療圏唯一の急性期病院であり、住民が安心・安全に暮らしていく ためには、必要不可欠な病院であります。

しかし、新型コロナウイルス感染症のパンデミック発生以降は、患者数の減少により、病院経 営が厳しくなっていると聞いています。

9月22日の熊日新聞の記事に、「八代市の熊本総合病院に産婦人科医を増員し、県南のハイリスク妊婦を受け入れる拠点として整えていく」との記事が掲載されました。また、9月議会で10月1日から総合医療センターの小児科医が3名から2名に減員されるとの答弁がありました。

産婦人科、小児科とも医師のなり手が少なく、医師不足のため、医師確保が難しいと聞いています。

老朽化した東館の病棟の改修も必要になると思います。

少子高齢化、人口減少が進み、今後の医療提供体制がどうなっていくのか心配するところです。

そこで、以下質問します。

- ①、新型コロナ感染症5類移行後の患者数や経営状況はどのような状態か。
- ②、今後の小児・周産期医療はどうなっていくのか。
- ③、今後の病棟リノベーションはどうしていくのか。
- ④、総合医療センターの今後の展望はどうなるのか、お尋ねします。
- (2)、市民の健康づくりについて。

市民が心身ともに健康で、元気に暮らすことが重要であります。

そこで質問します。

- ①、市民の健康づくりや病気の予防のために、本市ではどのような取組を行っているのか。
- ②、病気の予防という観点で、予防接種があります。予防接種のうち、予防接種法に基づいて 市が主体となり、実施する定期接種とはどのようなものか。
- ③、定期接種以外にも、希望者が各自でワクチンを接種することができる任意接種とは、どのようなものか、お尋ねします。
 - (3)、今後の医療体制について。

今後、高齢化が進み、医療機関への通院などが難しくなる受診難民の発生が予測されます。 そこで質問します。

- ①、新たな取組として、医療の未来におけるICTの活用はどのようになるのか。
- ②、医療機器を備えた車で、通院が難しい患者を遠隔診療する医療MaaSの取組を、どのよ

うに考えているのか、お尋ねします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 永松土木課長。

(産業建設部土木課長 永松正治君登壇)

○産業建設部土木課長(永松正治君) 初めに、市内道路のグランドデザインについての御質問の うち、南九州西回り自動車道袋インターチェンジ(仮称)開通後の市内へのアクセスについて、 順次お答えします。

まず、侍台地・湯の鶴温泉方面へのアクセスはどのようになるのか、との御質問にお答えします。

現在、市道野川・袋線の道路改良工事を行っておりますが、整備後は道幅が広くなり、その先は市道江添・袋線とつながって、侍台地や湯の鶴温泉方面へアクセスされます。

次に、国道3号・エコパーク方面へのアクセスはどのようになるのか、との御質問にお答えします。

現在、市道袋インター線の道路新設工事を行っておりますので、整備後は国道3号につながり、エコパーク方面へアクセスされます。

次に、新たな道路ネットワークができることで、市民や市民以外の人にどのような効果が期待できるのか、との御質問にお答えします。

整備中の南九州西回り自動車道、水俣インターチェンジから出水インターチェンジ間が供用開始されることで、九州の縦軸がさらに強化され、市内外のアクセス向上と、買物や観光等の利便性が向上することから、観光振興や地域経済の活性化、災害時の代替道路機能拡大等が期待されます。

次に、市内の道路について、順次お答えします。

まず、道路とはどのような種類があり、どこが主に管理を行っているのか、との御質問にお答えします。

道路法に基づく道路には、国道、県道、市道等があります。道路法以外の道路には里道、農道等があります。なお、それぞれの主な管理は、国・県道は国土交通省又は熊本県、市道や里道は水俣市、農道は水俣市または受益者が管理しています。

次に、市道等に関し、最近は市民からどのくらいの要望等があり、どのくらい対応しているのか、との御質問にお答えします。

市道等に関する市民からの要望等は、令和2年度は489件、うち対応済みは418件、対応率約

85%、令和3年度は533件、うち対応済みは472件、対応率約88%、令和4年度は420件、うち対 応済みは381件、対応率約90%となっております。

次に、市道の新設や改良の状況及び予定はどのようになっているのか、との御質問にお答えします。

市道の新設としましては、袋インター線があります。道路の拡幅など既設道路の改良としましては、野川・袋線、八ノ窪・湯出線、牧ノ内・大迫線の道路改良工事を行っています。また、今後の予定としましては、市道幸町・牧ノ内線の幸橋の架け替えを予定しており、エコパークへのアクセス道路となる梅戸・明神町線、汐見町1号線の道路改良については、熊本県代行事業として整備を要望しており、協議を進めているところです。

次に、道路法以外の道路の整備に対する助成制度はあるのか、との御質問にお答えします。

本市におきましては、道路法以外の道路となる里道や農道等に対する助成制度はありませんが、里道については、生コン、防草シート等の原材料の支給を行っており、農道等については、 受益者 2 名以上からの申請により、里道と同様に、生コンや防草シート等の支給を行っております。

○議長(岩村龍男君) 田口議員。

○田口憲雄君 2回目の質問に入ります。

まちを元気にするために、道路の整備は必要不可欠と考えています。人間の血管で申しますと、動脈、静脈が道路法による道路、国道、県道、市道であり、毛細血管が道路法以外の道路、 里道や農道などと考えると理解ができると思います。

この水俣市では、高度経済成長期には、道路の整備が追いつかず、道幅が狭いにもかかわらず、道路に隣接する土地に家を建築し、その結果、緊急車両の通行の妨げとなっています。また、以前は畑や果樹栽培などに利用されていた土地が、高齢化や転出による人口減少で未活用の土地が増加しています。

このような土地も、車が通れるような道路があれば、再生できるのではないかと思います。

例えば、山手町や多々良町には段々畑が多く、人口減少が進んだ現在では、段々畑の石垣はイノシシによって崩され、里道や作業道が機能していない状態です。この地域は、特用林のハゼの原産地です。人口減少の現在、立派なハゼの木は、手つかずの状態でカズラにより機能していません。重機や軽トラが入れる作業道を整備することにより、生き返ってくると考えております。

また、県道では、エコパークからつながる臨港道路が、月浦橋までは整備されていますが、湯 堂漁港から新栄合板の横を通って国道3号に接続されれば、もっと利便性は高まると思います。

未活用の土地を利用することが、まちを活性化する方法だと考えます。袋インターチェンジ (仮称)の開通を機に、動脈、静脈となる市道の新設、改良を実施するとともに、毛細血管であ る里道や農道などの整備を、農林水産業の振興にも欠かせないものであると考えます。 そこで、質問したいと思います。2点質問します。

1点目は、道路の拡幅及び新設について。袋インターチェンジ(仮称)が開通すると、鹿児島県など以南からの観光客が増加し、国道3号の通行が予想されますが、エコパークでのイベントの開催時に、国道3号は慢性的な渋滞が予想され、また、地震等の災害により、電柱などが倒壊し、道路を通行できないことも予想されます。

このようなことから、ほかのルートとして、国道3号から臨港道路の月浦橋までの道路改良が必要と思われますが、国道3号以外でエコパークまで通行のルートの計画はないのか、お尋ねします。

2点目は、未活用地を利用した農林業の振興には、里道、農道などの整備が必要との認識でありますが、本市では、生コンや防草シートなど材料の支給のみであり、里道、農道などの道路拡幅や舗装補修などに要する費用については、現在、市から何ら助成がありません。

里道や農道等の整備に必要な費用を助成している制度を設けられている近隣自治体はあるのか、お尋ねします。

- ○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。
- ○産業建設部長(本田聖治君) 田口議員2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、ほかのルートとして国道3号から臨港道路の月浦橋までの道路改良が必要と思われるが、国道3号以外でエコパークまで通行できるルートの計画はないか、との御質問にお答えします。

現在、南九州西回り自動車道の整備が行われ、それに伴い、袋インターチェンジ(仮称)周辺 の市道の改良を進めており、整備後は国道3号の交通量は分散されると思われます。

また、本市ではその他事業として、幸橋の架け替えなど、緊急を要する事業に取り組んでおりますので、国道3号以外でエコパークまで通行できる新たなルートの計画はありませんが、御質問にあります、国道3号から臨港道路の月浦橋までの道路改良については、開通後の国道3号の交通量の推移を注視しながら、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に里道や農道等の整備に必要な費用を助成している制度を設けられている近隣自治体はあるのか、との御質問にお答えします。

近隣の自治体に伺ったところ、里道については、出水市、阿久根市で里道等の整備に対する補助金制度があり、受益者が管理する農道については、熊本県内では、人吉市、芦北町、津奈木町、鹿児島県内では、出水市、阿久根市で補助金制度が設けられています。

以上です。

○議長(岩村龍男君) 田口議員。

○田口憲雄君 3回目の質問に入ります。

袋インターチェンジ(仮称)が開通することにより、未活用地を利用した農業振興の推進がま ちを元気にし、また、高齢者の生きがいとなっていくと考えます。

袋インターチェンジ(仮称)周辺の幹線道路は改良が進み、道路環境が改善していくものと推察されます。引き続き、計画的に道路の整備を進めて行ってもらいたいと思います。

また、今後の取組としては、主要道路の整備のほか、里道や農道などの整備が、農業振興の発展には欠かせないものであり、「みんなが幸せを感じ、笑顔あふれる元気なまち水俣」を目指すためにも、ぜひとも里道、農道等の整備を実施していただきたいと思います。

そこで質問になります。2点あります。

1点目は、今後、里道や農道等の整備に対し、何らかの措置を講じていくことと思いますが、 どのようなことを考えているのか、お尋ねします。

2点目です。いろいろ聞いている中で、お金がないといろんなことをしていかないかんという ことなんですけれど、市内の道路のグランドデザインを考えていくことは、このまちにとって、 大切なことだと思っておりますので、これをどのように考えているのかですね、考えていくのか お尋ねして、道路の質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。

○産業建設部長(本田聖治君) 田口議員3回目の御質問にお答えします。全部で2点ございました。

まず、今後、里道や農道等の整備に対し何らかの措置を講じていくと思うが、どのようなこと を考えているのか、との御質問にお答えします。

まずは、生活基盤となる市道の維持管理を優先的に実施する必要があると考えておりますので、里道につきましては、現状の制度を維持しつつ、他自治体の事例を参考にして、財源の確保や新たな制度設計を研究していきたいと考えております。

また、農道等につきましては、農業振興を目的とした一体的整備を行う場合には、受益者の意見を参考にしながら、国、県等の補助金を活用し、対応していきたいと考えております。

次に、今後の市内道路のグランドデザインを考えていくことは大変大切なことと思うが、市と してどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

本市では、水俣市総合計画や水俣・芦北地域振興計画に基づき、「市民が幸せを感じ、笑顔あ ふれる元気なまち水俣」となるよう、安全で安心して暮らせる生活基盤づくりのための道路整備 や改修工事など計画的な整備を進めているところです。

また、現在、将来のまちづくりの方向性を示す「都市計画マスタープラン」の改定作業を進めておりますが、その中で、市内道路のグランドデザインをしっかりと位置づけるとともに、今後

も道路の必要性、有効性、経済性の観点から、将来を見据えた計画的な整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 次に、安心安全な医療提供体制について、答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 次に、安心安全な医療提供体制についての御質問のうち、総合医療センターについて、順次お答えします。

まず、新型コロナ感染症の5類移行後の患者数や経営状況はどのような状態か、との御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症が、5類感染症に移行した令和5年5月以降の1日当たり平均患者数は、入院225人、外来627人となっております。対して、令和4年度の1日当たり平均患者数は、入院225人、外来662人であり、昨年度と比較して、外来患者数が35人ほど減少しております。

令和4年度の医業収支は、7億2,400万円の赤字となっておりますが、令和5年5月以降の医業収支は、8,400万円の赤字となっております。

コロナの影響がなかった令和元年度の1日当たり平均患者数は、入院278人、外来785人、医業収支3,800万円の黒字でしたので、コロナの影響による患者数の減少が、医業収支の悪化に大きく影響していると考えられます。また、5類感染症移行後についても患者数がコロナ前に戻っておらず、経営的に厳しい状況が続いております。

次に、今後の小児・周産期医療はどうなっていくのか、との御質問にお答えします。

当院において周産期医療を担っている、産婦人科、小児科、どちらの医師も確保は厳しい状況 にあります。

産婦人科につきましては、現在医師2名体制となっております。緊急出産などに対応するためには、複数の医師が必要でありますが、当院に在籍している医師は2名とも定年を過ぎており、2名の医師の了解を得て、任用期間を延長して勤務してもらっております。今後も2名体制を維持したいと考えておりますが、いつまで当センターで産科を維持することができるか、課題となっております。

小児科につきましても、9月末に医師が1名退職し、現在2名体制で診療しております。そのため、非常勤医師に外来診療してもらい、常勤医の負担軽減に努めているところです。今後もこの地域で安心して子育てできる環境を提供するためにも、派遣元である熊本大学に医師確保の要望を行い、医師3名体制を確保したいと考えております。

次に、今後の病棟リノベーションはどうしていくのか、との御質問にお答えいたします。

当センターの東館は、建築後35年が経過し、現在の医療ニーズに合わなくなってきているところが目立ってきております。このため、現在の医療水準に合うよう、また、感染対策の強化及び施設設備の長寿命化に資することを目的として、本年度、病棟リノベーションの設計を行っております。

まず、病棟のスタッフステーションの近くに、看護師のサポートがより必要な重症患者や高齢の患者を多く配置できるよう、適正な病室の配置に変更します。また、病棟内の感染対策を考慮して、病室内で空気の給気と排気を完結できる構造に変更します。トイレについても、これまで病棟中央部に集約していたものを、各病室の近くに配置することで、感染リスクを分散する構造とします。そして、このような病棟レイアウトや病室の構造の変更等に伴い、各設備を更新することで、施設設備の長寿命化を図ります。このことにより、東館の各病棟の病床数は56床から50床に減少する予定です。

現在、患者数や看護師の減少により、東館5階の病棟を休床としておりますが、リノベーションを行うのは、東館の4階及び5階の2つの病棟です。6階の病棟につきましては、今後、許可病床を返納する予定ですので、リノベーション後の許可病床数は、361床から293床に減少することとなります。なお、リノベーションに係る改修工事につきましては、令和6年度中に完了する予定です。

次に、総合医療センターの今後の展望はどうなるのか、との御質問にお答えします。

熊本県が本年度に策定し、令和6年度から6年間の計画期間で施行される第8次熊本県保健医療計画では、現在の医療圏は維持される見込みです。

しかしながら芦北医療圏は、人口約4万1,000人の県内最少の医療圏であり、将来は医療圏の 再編対象となることが考えられ、その場合、当院が急性期病院としての医療体制を維持すること は困難になると思っております。

今後、芦北医療圏及び当センターの医療体制を維持するためには、芦北医療圏だけでなく、県境を越えて、高度医療を提供する病院としての実績や、上位の施設基準の取得などにより、急性期病院としての存在意義を高め、当センターが高度医療を提供している病院であり、地域住民にとって必要な病院であることを示す必要があると思っております。

また、より効率的に高度医療を提供できる体制づくりを目的に、ICT技術の活用により、救 急患者のオンライントリアージ、熊本大学病院などの高次医療機関との高度医療の連携、地域の 一次医療機関及び介護施設との連携強化など、医療DXの推進に取り組んでおります。

このような取組により24時間365日の救急医療を提供する、急性期病院としての医療体制を維持し、地域住民に良質な医療及び高度医療の提供を継続していきたいと考えております。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 次に、市民の健康づくりについて、順次お答えします。

まず、市民の健康づくりや病気の予防のためにどのような取組を行っているのか、との御質問 にお答えします。

本市では、水俣市健康づくり条例、いきいき・みなまたヘルスプラン等に基づき、市民の健康 増進に取り組んでおります。

本市の主要死因は、がん、心疾患、脳血管疾患が多く、生活習慣病の発症予防と重症化予防を 重点目標とし、がん、循環器疾患、糖尿病及び慢性腎臓病に対処するため、発症予防と早期発見 のための健診受診率向上や保健指導等に注力しています。

また、11月の「いきいき健康づくり月間」や「健康まつり」等を通じて、市民の意識啓発を 図っております。

次に、市が主体となり実施する定期接種とはどのようなものか、との御質問にお答えします。 定期接種とは、予防接種法に基づくワクチン接種で、集団予防、重篤な疾患の予防等に重点を 置くものです。

接種の努力義務と市町村による接種勧奨のあるA類と、努力義務や接種勧奨がないB類とに分類され、A類は集団予防に重点が置かれ、感染すると重症化する可能性の高い感染症や、後遺症を残す可能性のある感染症が中心です。また、B類は個人の発病や重症化の予防に重点が置かれ、インフルエンザや肺炎球菌があります。

次に、任意接種とはどのようなものか、との御質問にお答えします。

任意接種とは、医師との相談によって行われるもので、個人の感染予防や重症になるのを防ぐ ために受ける予防接種や定期接種を、対象年齢以外で受ける予防接種などがあります。例えば、 おたふくかぜや帯状疱疹、大人の風疹などがあります。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 次に、今後の医療体制について、順次お答えします。

まず、新たな取組として、医療の未来におけるICTの活用はどのようになるのか、との御質問にお答えします。

先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、現在、総合医療センターにおいては、ICT技術

を活用して、関係機関と連携することにより、高度医療や救急医療提供体制づくりなどに取り組んでおります。

また、様々な理由で医療にアクセスしづらくなった方たちや、自覚症状がないなどの理由により医療につながらない方たちについて、重症化予防の観点からも、ICT機器を使用することにより、医療に結びつけることはできないかなど、いきいき健康課や地域包括支援センター、訪問看護ステーションと意見交換を行い、実施方法を検討しているところです。

今後は、医療分野においても、ICTの活用が拡大し、様々な場面で利用されるようなっていくと考えておりますので、関係機関等と連携し、よりよい形でICTの導入や活用を進めてまいりたいと考えます。

次に、医療MaaSの取組をどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

昨年度に引き続き、山間地や医療機関が近くにない地域について、公共施設でのオンライン受 診相談や薬剤師会と連携したオンライン服薬指導とそれに併せた公共交通機関での処方薬の配送 に関する検証を行います。

医療MaaSに関しましては、熊本県内では八代市や小国町が取り組まれております。

本市は両自治体に比べ、面積が小さく、民間医療機関もあることから、まずは、地域の拠点において、ICTなどの活用による地域住民の医療アクセスの確保について、検証を進めてまいりたいと考えております。

○議長(岩村龍男君) 田口議員。

○田口憲雄君 2回目の質問に入ります。

人口減少、そして高齢化の本市において、県境を越えた他市町村と、今後はいろいろな方面で の連携・協力が必要となってくると思っております。

医療センターについては3点です。

1点目は、令和5年5月8日から5類感染症に移行後の患者数や経営状況について、患者数が減少し、経営状況は厳しいとのことですが、経営改善するために、どのような対策を考えているのかが1点です。

2点目です。産婦人科医は、2名とも定年後に、任用期間を延長しているとのことですが、いずれは退職されていかれると思います。その後はどうするのか、お尋ねします。

3点目です。急性期病院として、医療体制を維持するために、医師の確保が必要と思いますが、今後の医師確保の見通しはどうか。また、看護師の見通しはどうか、お尋ねします。

市民の健康づくりについては、1点です。

任意接種について、本市が取り組んでいるものは何か。他自治体での取組と比較してどうか、 お尋ねします。 今後の医療体制については1点です。

医療の未来については、医師会の理解と協力が必要と考えますが、定期的な医師会との打合 せ、会議などを考えていくべきと思いますが、いかがかお尋ねします。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 坂本病院事業管理者。
- ○病院事業管理者(坂本不出夫君) 田口議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、経営改善の対策でございますけれども、現在、総合医療センターでは、入院基本料の上 位取得に取り組んでいるところです。併せて、診療報酬加算等の適切な取得などにより、医業収 支の改善を図ってまいりたいと考えます。

次に、産婦人科医の確保でございますけれども、熊本大学からの派遣は厳しい状況であります。2名の医師が退職した後の確保のめどは立っておりません。

熊日新聞において、八代市にハイリスク妊婦を受け入れる拠点を整えていくと報道されている ところですが、その状況を注視しながら、当院の産婦人科の今後について、関係機関と協議して まいりたいと思っております。

次に、急性期病院として医師の確保、または看護師の確保の見通しでございますけれども、医師につきましては、大都市に医師が集中し、地方で勤務する医師は減少傾向にあるといった、医師の地域的偏在問題や、特定の診療科に医師が偏ってしまう問題もあり、年々医師の確保は厳しくなっておりますが、大学等の関係機関に要望し、協力を求めながら、医師確保に努めてまいりたいと考えております。

看護師につきましては、今年の3月末に病棟を1つ休床したことにより、看護師配置を集約するとができ、マンパワー不足をある程度解消することはできました。しかしながら、採用試験の応募者は減少傾向が続いておりますので、昨年度から奨学金貸付制度を再開して、将来の看護師確保に努めているところです。

- ○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。
- ○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 田口議員の2回目の質問のうち、任意接種について、本市が取り組んでいるものは何か、他自治体の取組と比較してどうか、との御質問にお答えします。

任意接種に係る本市の取組につきましては、18歳以下の季節性インフルエンザについて、自己 負担なしで実施しております。また、成人の風しん予防接種助成事業を実施しています。なお、 任意接種について、おたふくかぜワクチンなどにも、助成している自治体があるなど、各自治体 で取組に違いがございます。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 坂本病院事業管理者。
- ○病院事業管理者(坂本不出夫君) 次に医師会との連携の必要性でございますが、議員がおっ

しゃるとおり、地域の医療体制の維持や確保に関しては、医師会の理解と協力が必要です。

現在、水俣市芦北郡医師会には、当センターの医師15名が会員となっております。うち2名は 理事として、毎月1回開催される理事会に出席しており、定期的に意見交換や、必要に応じて、 当センターの取組に関する協力依頼などを行っております。

今後も引き続き、様々な取組の推進に向けて、連携を図ってまいりたいと考えます。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 田口議員。
- ○田口憲雄君 3回目に入ります。

総合医療センターの状況はよく理解しました。今後とも市民の安心安全な医療体制をよろしくお願いします。今後、高齢化が進むことで、たくさんの問題や課題が出てくると考えますが、知恵を出し合っていければと思います。

最後の質問になりますが、帯状疱疹ワクチンですね。前回も牧下議員の方からありましたけれども、私の周りにもですね、M議員がちょっと帯状疱疹になってですね、すごい患部を見た記憶があります。市長も副市長も教育長もですかね、65歳、その辺が一番なるみたいなので、気をつけていただければと思います。

そこで、帯状疱疹ワクチンを助成する自治体が出てきていますけれども、本市においても、その取組ができないか、お尋ねして質問を終わります。

- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 田口議員3回目の質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンを助成する自治体が出てきているが、本市においても取組ができないか、と の御質問をいただきました。

帯状疱疹ワクチン助成につきましては、水俣市芦北郡医師会からも助成の必要性についての御 意見をいただいておりまして、市民の発症状況や、他自治体の状況も踏まえ、検討してまいりた いと考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

この際休憩し、10時30分より再開します。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

(桑原一知君 登壇)

○桑原一知君 皆さんこんにちは。真志会の桑原一知です。

どうもこの後、議運が11時から予定されているということで、少し遅れるかもしれませんが、 御了承ください。

それでは、通告に従い質問に入ります。

大きい1番、農業用水について。

日本の農業は、今や深刻な高齢化の問題を抱えています。1970年代から農業の高齢化は指摘されておりましたが、その世代からさらに持ち上がることにより、高齢というよりは、老齢となってきております。米づくりの工程は、苗を植える前から様々な準備が必要になります。特に田植前は、農業用水路や取水口の泥上げや草払い、そして補修等、数日かけて行います。山間部では数キロにわたっており、重機など、入ることができない場所もありますので、人力で作業をいたします。また、大雨や台風後も、修復など行いますので、大変な作業であります。

さらに今後は、就農者の高齢化や離農など、農業用水に関わる維持管理が困難になっていくことも避けられない現実と考えます。

このことを踏まえ、以下質問いたします。

- ①、農業用水路を維持する上で、水俣市の課題は何か、お尋ねします。
- ②、水俣市が行っている農業用水路の維持補修で、原材料支給に係る経費の推移は、どのようになっているか、お尋ねします。

次に、大項目2番、高齢者の買物支援について。

近年、高齢者が買物に不便さや苦労を感じる方が増えてきております。背景には、高齢になり 身体能力の低下や免許返納、近隣にお店がないという様々な理由があるのではないかと考えま す。また、この問題は、過疎地域だけではなく、都市部においても問題になっております。

国においても、この買物に困られている方々の支援対策を、中心となって取りまとめる明確な 所管府省はなく、関係府省が各所管行政で進めている施策が、結果的に高齢者の買物支援対策に 資するものとなっています。

このような背景の中、以下質問いたします。

- ①、買物に困られている高齢者の実態はどのようになっているか、お尋ねします。
- ②、水俣市の買物支援の取組はどのようになっているか、お尋ねします。
- ③、水俣市での移動販売車や移動スーパーの状況はどのようになっているか、お尋ねします。 以上、本壇からの質問を終わります。
- ○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 山村農林水産課長。

(産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇)

○産業建設部農林水産課長(山村良一君) 初めに、農業用水について、順次お答えします。

まず、農業用水路を維持する上で、水俣市の課題は何か、との御質問にお答えします。

水俣市内では、農業用水を確保するため、ほとんどが直接河川から取水しています。特に山間部の用水路の取水口は、河川水位と高低差が比較的小さいため、大雨のたびに、取水口から土砂が流入したり、山林を流れる区間では、日常的に周囲から崩れた土砂が入り込んだりしています。もともと重機も入らないことから、人力による土砂除去作業が必要な水路も多く、水路そのものの老朽化も進み、補修作業も年々必要となってきており、ほとんどの地域で、農業従事者の高齢化や離農等が進むなか、維持管理作業に係る負担の増大が課題であると考えております。

次に、水俣市が行っている農業用水路の維持補修で原材料支給に係る経費の推移は、どのよう になっているか、との御質問にお答えします。

本市では、農業従事者が将来にわたっても維持管理しやすくなることを考慮した上で、農業用水路の維持補修に必要なパイプや側溝蓋、コンクリート蓋などの原材料を支給していますが、直近の経費の推移を見ますと、令和2年度は約141万3,000円、令和3年度は約119万7,000円、令和4年度は約187万3,000円となっております。

- ○議長(岩村龍男君) 桑原議員。
- ○桑原一知君 ありがとうございました。

本市は、就農者の高齢化と地形により、非常に長い農業用水路や取水口の維持管理に課題を抱えているとのことでした。毎年の補修のため、原材料は少しずつ増加をしておりますが、この点はやはり天候に左右されたりということがあって増減をするかもしれません。ただ全体的には老朽化というものが進んでいるという部分で、増加をしているのかなというふうに思っています。そういった意味でも、毎回御支援をいただいております。

前回質問したときに、技術面の支援も行っていくということで、御答弁をいただいておりました。この点については、私がちょっと携わった久木野地区でも、そういった部分で、担当課の方が来られて、技術的な支援をしていただいて、その点については、その地域の方も大変感謝をされておりましたので、お伝えしておきます。

ただ、今後のことを考えますと、高齢化、それに伴い離農者が増加していきますと、農業用水の維持管理に限界が来てしまいます。高齢化が進む現実を直視し、今できることを行政だけでなく、農業に携わる人たちも考えないといけないというふうに考えております。

そこで、私たち東部・久木野地域の数件ではありますが、水俣の米をアピールするために、2 年ほど前から「九州のお米食味コンクール」にエントリーをさせていただいております。米の評価というものが、よく一等米とか言われますが、簡単に言いますときれいなお米ということで、 くず米が少ない、それに水分量と、ある一定の比率を基準としてですね、その中に入ったものが一等米と呼ばれます。私たちがエントリーしておりますのが、食味の評価です。同じ条件で米を炊いて、食味分析計というもので、水分と、たんぱく、アミロース、それと脂肪酸度を測定していただき、評価をされるということであります。九州地域だけではありますが、毎年1,200以上の検体がエントリーされております。今年度も、私たちが出しておりますけど、まだその結果は来ておりませんが、聞いたところによると、優勝が球磨郡の多良木町のお米が優勝ということでありました。

そのようにこういったものにエントリーすることで、水俣で誰かが優秀な成績を収める、そして新聞やメディア等で取り上げてもらえれば、水俣の米はおいしいとPRできます。

出している目的というのは、そういった分析表でいただいたものを参考にして、品質向上というものを役立てる、そして米づくりのモチベーションをアップさせる、そして少しでも所得が上がるように、あと次の世代に、若い方にも米づくりをしていただきたいという思いを込めて、エントリーをさせていただいています。

このように東部・久木野地区から水俣川、そして久木野川に沿うように、田んぼがありますが、先ほどの話でも、地形的な問題で、取水口の課題や用水路の維持管理など、課題があるということでありました。そういったものを少しでも解決できないかということで、水道事業で不用になったポンプを農業用水の整備として利活用できないか。併せて中山間地域は日本一長い運動場が貫いております。長野まで、市内まで行くんですけれども、日本一長い運動場線について、大規模な改修がある場合は、長期的に施設の集約、そして再編も視野に、農業用水設備の整備や、もしくは消防の水利が不足する地域では、その解消も併せて実施できないか、1点お尋ねいたします。

○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。

○産業建設部長(本田聖治君) 桑原議員2回目の御質問にお答えします。

水道事業で不用になったポンプの農業用水施設の設備としての利活用、それから日本一長い運動場線の改修に伴う農業用水施設の集約・再編と、消防水利が不足している地域の課題解決についての御質問でした。

農業用水の確保を目的として、ポンプを活用することは、維持管理に係る負担の軽減に寄与することが考えられます。

水道事業者である上下水道局に確認したところ、「中長期計画に基づき、耐用年数を超えたポンプについては、通常処分している。処分には費用が発生し、譲渡した方が経営上有利ということであれば、庁内で協議を行い、農業用設備として譲渡することは可能である」とのことでした。

今後は、処分対象となるポンプの数量や型式等を水道事業者と情報共有しながら、御要望があれば、農業用水の設備として利活用できるよう、制度設計を研究してまいりたいと考えております。

それから、日本一長い運動場線につきましては、深川から久木野にかけて、その周辺には水田が広がっており、集落農地ごとに異なる水利系統を集約・再編することは、負担軽減につながるとともに、消防水利に恵まれない地域の解消も有効であると考えております。

今後、日本一長い運動場線において大規模な改修を行う場合は、道路管理者や関係部局、地域の方々と情報共有を図り、農業用水施設の集約・再編も視野に入れた改修ができないか、探ってまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 桑原議員。
- ○桑原一知君 ありがとうございました。

水道事業のポンプ利活用ということは、今まで処分をしてきたということでありますけれども、ぜひ利活用して、農業用のポンプとして生まれ変わり、その地域で活躍してもらうという役割を、水道ポンプの利活用というのは、ぜひ進めていってほしいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

日本一長い運動場線での整備ですが、農業用水でなく、消防水利としての機能も果たせるということで、今日本一長い運動場という部分の改修というのは、今、計画自体はないのかもしれませんけれど、熊本県などが行っていますサイクリング関係のそういった整備とか、そういった部分で、もしも国や県の補助金も活用することができるとしたら、そういったものも併せて精査をしていただいて、検討していただきたいというふうに思っております。

ただこの課題は、農業用水路をただ単に整備してほしいという話ではなく、要は農地の集積を図りながら、この水路というものを維持し、将来につなげていってほしいという考えであります。

長期的な米づくりという、そういった部分の継続も重要ではあるんですけれども、どうしても整備をしてくる場合には、離れた農地と水がどうしても難しいという農地が出てきます。今でも耕作放棄地等が出てきていますけれども、そういったところで、米づくり以外の転作ですね、例えば、じゃがいもだったりとか、サツマイモであったりとか、そういったものを推奨、推進していくことも必要であると思いますし、果樹、水俣はかんきつ類が有名ですけども、栗なのか、梅なのか、その他の果樹も検討できないかっていう部分も含めてですね、今はハゼの木もあります。そういったものを含めて、私たち就農者もともに考えて、これは努力しないといけない問題というふうに考えておりますので、将来の水俣の農業飛躍のために、今後も、この農業に対しては向き合っていきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 次に、高齢者の買物支援について答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 次に、高齢者の買物支援について、順次お答えします。

まず、買物に困られている高齢者の実態はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

高齢者の買物につきましては、福祉の会等の地域の情報共有の場に出向いたり、御本人や御家族、高齢者を見守る関係者の方々から、困りごとの相談等をお受けする中で、状況をお聞きしています。

少子高齢化が進行する中で、山間部では、担い手不足による地域の商店等の撤退から、買物の ために、市街地まで出かけていかざるを得ない状況も生じています。また、高齢者は、公共交通 などの移動手段がない、家族などの買物支援者がいないなどの状況も見受けられます。

次に、水俣市の買物支援の取組はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

本市では、地域の支え合いの推進のために、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置し、人と人をつなぎ、地域の力を高める活動に取り組んでおり、そのコーディネーターが移動販売を希望する事業者と、支援を必要とする地域の高齢者とをつなぐお手伝いもしております。具体的には、地域住民から移動販売の相談があった場合、ニーズの把握のため、時間や場所の希望、利用人数の見込み、停車場所の有無などをお聞きした上で、民間事業者と調整しています。地域の御希望等は、事業者も加わったところで、事前に話合いを行いながら、参入していただいております。また、話合いの段階から住民にも参加していただくことで、地域の見守りの力や支え合いの力が生まれるものと考え、この過程を大事にしています。

また、市街地への買物については、75歳以上の高齢者や障害のある方を対象とした、みなくるバスの無償化を令和3年9月から実施しており、買物支援にもつながっていると考えています。なお、公共交通の空白地域については、ボランティアドライバーによる移動支援の地域実証事業を実施し、今後の展開を検討中です。

次に、水俣市での移動販売車や移動スーパーの状況はどのようになっているか、との御質問に お答えします。

現在、社会福祉協議会で調整を行っている移動販売の民間事業者は3社あります。そのうち、「生活協同組合くまもと」におかれましては、自宅から店舗への送迎による買物支援として、「お買い物サポートカー」の運行も行っていただいております。

- ○議長(岩村龍男君) 桑原議員。
- ○桑原一知君 ありがとうございました。

過疎化や人口減少など、社会全体の変化が大きく影響していることや、高齢化に伴い、健康状態の悪化などの影響等で、高齢者が買物に困られているという実態があります。私が住んでいます地域でも、昔は商店が数軒あったそうですけども、今では東部には1軒しかありません。久木野地域には、現在お店はありません。まさに高齢化率も高く、需要が縮小し、採算がとれない、もしくは後継者がいないなどの理由で、撤退されたんじゃないかなというふうに推測されます。

答弁にもありましたように、地域の商店等が撤退し、買物のために、市街地へ出かけないといけないと。高齢者の中には、移動手段がないという実態があるということでございました。このような中、取組として、答弁をいただきましたけれども、私がこの高齢者の買物支援で考えておりますのが、買物の楽しみを提供するということであります。そういう楽しみがなければ、高齢者の方の生きがいとか、そういったものにも寄与するんじゃないかなと思うんですけど、まずは楽しんで買物をしていただくということが一番だと思います。

近くにお店をつくれれば、それも選択肢としてあると思いますけども、逆に家から出かけやすくするということ、この2点だと私は思っています。

この2点を考えたときに、本市では75歳以上の方や障害をお持ちの方は、みなくるバス無料を 実施されています。乗合タクシーも実施されております。もう1点が高齢になり、足腰が悪くな り、長い距離歩けないと家に閉じこもりがちになります。そのような高齢者の方が、楽しく買物 ができるサービスをと考えたときに、この移動販売っていうのは、有効だと考えます。要は、近 くにお店ができるわけですから、すごく有効だと思います。

このときに買物を楽しみながら、また隣の方、近所の方としゃべる、もしくは自分のお金を使う、ストレス発散っていうか、自分のお金で買物できると、自分で料理を考える。自分で食べるのもそうでしょうけれど、孫や子供に食べさせたいというものを自分で考えて作る。そうして少し外に出るなどですね、そういった買物支援プラス健康維持という部分も、この買物できる楽しみがあるその移動販売車っていうのは、すごく効果的じゃないかなというふうに考えています。

現在では、民間事業者3社が、移動販売を取り組んでおられるということでした。また、生活 協同組合くまもと様においては、自宅から店舗への送迎の取組もされています。

このように、民間事業者が独自に移動販売車を巡回する取組を行っていますが、高齢者の見守りや防犯にも、これは貢献されているんじゃないかなというふうに考えます。

このいい取組を継続していただくために、福祉的観点からも公的支援を実施するべきと考えますけども、御見解をお尋ねいたします。 1 点です。

○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。

○福祉環境部長(堤 茂君) 桑原議員の2回目の質問にお答えいたします。

民間事業者の移動販売の取組を継続していただくために、福祉的観点からも公的支援を実施すべきと考えるがいかがか、との御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、移動販売を行っている民間事業者の方々におかれましては、買物支援を 通じ、高齢者の見守りや防犯にも寄与いただいているものと認識しております。

本市としましても、事業実施への支援としまして、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、 引き続き、地域住民のニーズを把握しながら、時間や場所などの調整を行うことで、民間事業者 の方々の円滑な事業の実施・継続につなげてまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長(岩村龍男君) 桑原議員。
- ○桑原一知君 ありがとうございました。

ぜひ、ほかの自治体等の支援も参考にしていただいて、検討していただきたいと思います。

そして、先ほど申し上げましたように、国においても、中心になって取りまとめを行っている 明確な所管府省がこの問題にはありませんので、関係府省が各所管行政で進めているという状況 であります。

例えば農水省ではですね、食料品アクセス確保として、お店屋さんから商品を輸送する手段として、巡回バス、あと移動販売車、あとタクシーなどを使って、地域に運ぶという事業を行ってます。これにプラスして、自動配送とかですね、無人店舗、あと置配ボックスっていうそういったプラスして新しい技術を取り入れた食品等の流通持続化モデル事業というのがあります。いろんな各府省で様々な施策があります。

今回は福祉的観点からという部分での質問でありましたが、ぜひ、市役所の皆さんの関係する 課の皆さんにおいてはですね、今よりも、もっと高いアンテナを張っていただき、この高齢者の 買物支援のみならずですね、経済や地域コミュニティ構築っていう部分にも波及するように、取 り組んでいただくよう提案しまして質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明14日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。 本日はこれで散会します。

午前10時57分 散会

令和5年12月14日

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録 (第4号)

一般質問・質疑

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録(第4号)

令和5年12月14日(木曜日)

午前9時30分 開議

午前11時11分 散会

(出席議員) 16人

平岡 朱 君 杉迫一樹 君 上美 緒 君 淵 吉 野 誠 君 杉 本 康 宏 君 森 Ш 武 治 君 村 木 戸 理江君 岩 龍 男 君 尚 朱 美 君 髙 藤 本 壽 子 君 小 路 貴 紀 君 桑 原 知 君 恭 之

君

田 \Box

(上 田

敬 祐 君)

憲

雄君

牧 下

頼 松本和幸君

上下水道局長

真 野

> (欠席議員) なし

隆君

(職務のため出席した事務局職員) 4人

事務局長 (岡本広志君) 主 幹 (橋 本 晃 君)

主 任 (宮 﨑 聖 子 君) 主 (森 ちひろ 君) 任

(説明のため出席した者) 15人

市 長 利 治 君) 副 市 君) (髙 岡 長 (小 林 信 也

総務企画部長 樹 君) 福祉環境部長 君) (原 弘 (堤 茂

(小 島 產業建設部長 (本 田 聖 治 君) 教 育 長 泰 治 君)

総務企画部次長 (岡 本 夫美代 君) 産業建設部次長 真 君) (田 中 也

総合医療センター事務部総務課長

総務企画部市長公室長 (白 本 亮 君) 総務企画部総務課長 (岩 井 浩 昭 君)

総務企画部地域振興課長 (柿 本 君) 英 行 総務企画部危機管理監 (長谷川 勝 君)

福祉環境部いきいき健康課長 (赤 司 和 弘 君)

(永 田 久美子 君)

○議事日程 第4号 令和5年12月14日 午前9時30分開議 第1 一般質問 1 髙 岡 朱 美 君 1 空き家を活用した移住者向け住宅整備について 2 中尾山保健保安林について 国民保護訓練について 3 2 牧 下 恭 之 君 予防対策(帯状疱疹ワクチン接種助成)について 1 2 医療用ウィッグ購入費助成について 3 総合経済対策について (付託委員会) 第2 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について (厚生文教) 第3 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について (総務産業) 議第93号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の 第 4 制定について (総務産業) 第5 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業) 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号) (各委) 第6 第7 議第100号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) (厚生文教) 第8 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教) 第9 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号) (総務産業) 第10 議第105号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号) (総務産業) 第11 議第106号 工事請負契約の変更について (総務産業)

第12 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第13 議第108号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号) (各委)

第14 議第109号 工事請負契約の締結について (総務産業)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 改めましておはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から、補正予算1件及び議決案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、長谷川危機管理監、赤司いきいき健康課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長(岩村龍男君) 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、髙岡朱美議員に許します。

(髙岡朱美君登壇)

○髙岡朱美君 皆さんおはようございます。日本共産党の髙岡朱美です。

2003年にイラク戦争が始まったとき、私は3人の子育て真っ最中でした。爆撃で傷つく子供の姿が自分の子供と重なり、戦争について真剣に考えるようになりました。講演会、映画上映会などを繰り返し取り組み、戦争と軍需産業の成長が結びついていること、根底に民族や宗教による差別意識が存在すること、その一方で全ての軍隊を放棄し、その後一度も戦争していない国があることも学びました。こうした学びが、私の思想を形成してまいりました。

戦争をなくすために発言し、行動することは私の信念であり、政治家としての使命であると考えております。

一刻も早いガザ、ウクライナの停戦、そして日本の平和が守られることを願いつつ、以下、通 告に従って質問いたします。

大項目1、空き家を活用した移住者向け住宅整備について。

- ①、本市の移住定住支援メニューを利用して、実際移住した人の人数、平均年齢及び水俣を選んだ理由はどのようなものか。また、就農を目的としての移住実績はあるか。
- ②、外国人技能実習生を受け入れている事業所が増えている。どのようなところで何人くらい働いているか把握しているか。

大項目2、中尾山保健保安林について。

- ①、中尾山公園に至る道沿いに「保健保安林」と書かれた看板があるが、どのような意味か。
- ②、現在中尾山公園はどのような団体にどのように利用されているか。

- ③、観光客向けに本市が紅葉の美しさをPRしている場所はあるか。 大項目3、国民保護訓練について。
- ①、災害時に命を守る行動の基本は、まず自助、次に共助、公助だと言われている。自助を実行するために最も重要なことは何か。
- ②、8月5日に本市で行われた国民保護訓練は、弾道ミサイルが飛来することを想定していた。実際に水俣に着弾したとしたら、通常の弾道ミサイルの場合と核弾頭だった場合、それぞれどのような被害が想定されるか。また、このような事態はどのような情勢下で起きると考えられるか。
- ③、市民向けのチラシには、近くにミサイルが落ちたら口と鼻をハンカチで覆い、密閉性の高い屋内、または風上に移動すると書いてある。このような行動をとる意味は何か。
- ④、日本に影響があると思われる弾道ミサイルの発射確認、着弾時間、着弾場所の予測情報は どこがつかみ、どのように自治体に伝えられるのか。自治体はその情報を得た段階でどのような 役割を求められるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 柿本地域振興課長。

(総務企画部地域振興課長 柿本英行君登壇)

○総**務企画部地域振興課長(柿本英行君)** 初めに、空き家を活用した移住者向け住宅整備について、順次お答えします。

まず、本市の移住定住支援メニューを利用して、実際に移住した人の人数、平均年齢及び水俣を選んだ理由はどのようなものか、また、就農を目的としての移住実績はあるか、との御質問にお答えします。

令和5年度は11月末時点で、本市が実施している移住定住支援策を利用して、本市に転入した人数は13人で、平均年齢については把握可能な範囲とはなりますが、42.7歳となっています。本市を選んだ理由としては、各転入者によって様々な理由がありますが、おおむね希望する住居や就職場所があったと伺っております。また、就農を目的としての移住実績について、本市と芦北地域振興局、JAあしきた、芦北町、津奈木町で構成する「芦北地方農業振興協議会」においては、デコポン・甘夏などかんきつ類での新規就農希望者を受け入れて、準備研修及び就農支援を行っております。令和2年以降、市外から本市に移住して就農された方が、Uターンの1人を含めて4世帯5人おり、現在本市に移住して、就農準備研修を受講中の研修生が3人おられます。

次に、外国人技能実習生を受け入れている事業所が増えている。どのようなところで何人くら

い働いているか把握しているか、との御質問にお答えします。

本市在住の外国人技能実習生の人数について、全て把握はしておりませんが、市で開催している「地域日本語教室」みなもんくらぶに参加している市内在住の外国人技能実習生は、製造業や介護職等に従事しており、約60人となっております。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 若い世代を中心に13人の移住者があったというのは大変うれしいことです。事前にお聞きしたところ、4世帯が住居取得支援補助金を利用されており、うち1世帯が新築住宅補助で、残り3世帯が中古住宅補助を使われたとのことです。まだ収入が少ない、子育て中で出費が多い若い世代にとって、住居費用はできるだけ抑えたい支出です。私も収入の少ない方のアパート探しを何度かお手伝いしたことがありますが、何とか3万円以下に抑えて可処分所得を増やしたいのですが、なかなか見つけることができません。

一方で、住宅街を歩いてみれば空き家とおぼしき住宅が目につきます。家は人が住まなくなれば傷むだけで、もったいないなぁと感じてきました。

空き家を貸したがらない理由で多いのは、セカンドハウスとして利用の予定のある人は別として、荷物を片づけるのが大変、リフォームにお金をかけたくない。人に貸すのが不安などです。

この不安を一気に解決して、空き家を移住者専用の住宅として提供し、移住人口を増やしている高知県梼原町のことを以前御紹介いたしました。その後、総務産業委員会で実際に梼原町を視察してまいりましたので、もう1度紹介させていただきます。

梼原町では、移住相談が専門の「移住定住コーディネーター」1名を配置しています。視察に 行ったときには、後継者と紹介のあった女性との2名体制でした。

空き家の活用方法ですが、まず所有者から10年ないし12年間、町が空き家を借り受けます。その後、町で水回りを中心に最低限のリフォームを行います。リフォーム費用の上限は960万円くらいですが、その財源には、国の空き家対策総合支援事業補助金と県の補助金を国50%、県25%、町25%の割合で充当します。そして、移住者限定の賃貸住宅として、家賃1万5,000円から2万円で貸し出します。町が負担したリフォーム費用は、この家賃収入で回収をし、契約期間終了後に、元の所有者に返します。空き家の提供を促すために、空き家に家具などが残っている場合には、10万円の片づけ費用が補助されます。また、町に貸している間は、固定資産税が免除、リフォーム内容には、耐震化工事、トイレの水洗化工事、町の下水道と接続または合併浄化槽の設置工事も含まれます。さらに「ゆすはら安心光ネット」への接続も行います。

この方法で10年間に53棟を改修し、その他の移住促進住宅などと合わせて105戸、223人の移住者を受け入れています。

保育料、学校給食費を無料にするなど、子育て支援が充実しているという魅力もありますが、

移住の決め手になっているのが、低廉ですぐに住める住宅があることだと聞いてまいりました。

前回この方式を取り入れてみないかと提案した際に、本市には民間不動産会社があり、市が取り組む必要はないとお答えになられました。この点について梼原町でお尋ねしてきたのですが、 実は梼原町には民間の不動産業者がおらず、競合の心配がないことが分かりました。

一方、高知県のどの自治体でも同様の事業に取り組んでいるという情報を頂いてきました。それで、本市と同程度の人口規模の南国市に電話をしてみました。そうしましたら、南国市では、民間があまり扱わないような中山間地域の物件を市が梼原町方式で移住者に提供しているとのことでした。現在までのところ10棟を改修し、全て利用されているとのことでした。

本市の中山間地域にも空き家を多く見かけます。またこういう地域では同時に田畑を相続している場合があります。この制度を導入することで、就農希望者に利用してもらいやすくなるのではないかと考えます。

先ほどの御答弁で、芦北地方農業振興協議会を通じて本市に移住し、就農準備研修中の研修生が3名おられるとのことでした。研修を終えて、本格的に就農となれば、様々な準備費用が必要かと思います。既にリフォームを終えた低家賃の家があることは、水俣でスタートする動機になるのではないでしょうか。

そこで1点目の質問で、梼原町では、この仕組みの効果を見るために、まずはモデル事業から 始めておられます。水俣でもまず試験的にこの梼原町方式のモデル事業を実施してみてはいかが でしょうか。

次に、外国人技能実習生は、現在分かっているだけで60名おられるとのことです。これらの実習生との交流をしているみなもんくらぶに私も参加させていただいております。彼らは、日本で働いたお金を出身国にいる家族に送金しています。日本に来る前に日本語や日本の習慣、面接などの訓練をする送り出し機関に支払うお金が多額なため、借金をしている人もいます。その返済も必要になってきます。こうした生活をしている彼らにとって、やはり固定支出である家賃はできるだけ安い方がいいということになります。

雇用主が社宅などの専用住宅を所有しているケースもありますが、中には一般のアパートを借り上げているところもあり、3万5,000円のアパートを2人でシェアし、家賃を半分ずつ払っている人もいます。

外国人技能実習制度は、初期は奴隷的な労働実態が告発され、問題の多い制度でしたが、近年制度改正が行われてきています。今後は、一定の技術及び日本語能力があれば、同じ企業で働かなくてはならない期間が3年から1年に短縮されることになります。つまり、就労先が気に入らなければ、同種のほかの事業所に転職できるようになりました。

今や、外国人労働者は、人手不足で困っているあらゆる業種で貴重な存在になっています。し

かし、日本は英語が通用しにくい、円安である、そして先進国の中でも賃金が安く、外国人に とって魅力的な就職先ではなくなってきています。そのような中、国内の企業は少しでも条件を よくして長く働いてもらわなければなりません。実習生に水俣に住んだ感想を聞きますと、お給 料には少々不満があるようですが、水俣の人はとても親切だといいます。都心部で働いている友 人は、日本人と話すことがほとんどないそうです。都心部に比べて賃金が安くても、支出が少な ければ手元に残るお金は同じで、外国人技能実習生は、人口減少が止まらない本市にとって大切 な移住者でもあります。

先ほど紹介した梼原町方式を使って低家賃の住宅を提供できれば、事業所の支援にもなるのではないでしょうか。まずは彼らの住まいについて、事業所がどのようなニーズを持っているか調査してみてはいかがでしょうか。質問は以上2点です。

- ○議長(岩村龍男君) 原総務企画部長。
- ○総務企画部長(原 弘樹君) 髙岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。2点ございました。

1点目、水俣市でも空き家活用の高知県の自治体のモデル事業を学んで始めてみてはいかがか、との御質問にお答えいたします。

市内不動産業者からの聞き取りによりますと、本市では空き家に限らず、民間のアパートなどの賃貸住宅においても、空きが増加している状況となっています。本市としましては、まずは現在市内で流通が滞っている賃貸住宅の流通促進に向けた施策を優先すべきと考えており、現段階では、議員御提案の事業を実施する考えはございません。

ただし、議員からお話がありました高知県梼原町や南国市などの事例を含め、本市への移住定住及び空き家対策に有効な施策を構築するため、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、外国人技能実習生の方たち外国人人材を求めている事業所のニーズ調 査をしてはどうか、との御質問にお答えいたします。

現在、外国人技能実習生を雇用している幾つかの事業所に住宅確保の状況についてお話を伺っております。状況としましては、事業所でアパートを借り上げ、家賃等も事業所が一部負担する場合や、空き家を事業所で購入しリフォームを行い、光熱費以外は事業所が負担している場合など、各事業所で外国人技能実習生の負担を少なくするために、できる限り努力されております。ただ課題として、安いアパートや空き家の確保、リフォームの費用等もあるとお聞きしております。

外国人技能実習生は、事業所の労働力確保のためにも、今後ますます必要な人材となってくる と考えておりますので、引き続き事業所に対して、住宅確保の状況等確認を行ってまいりたいと 考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 次に、中尾山保健保安林について答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 本田産業建設部長。

(産業建設部長 本田聖治君登壇)

○産業建設部長(本田聖治君) 次に、中尾山保健保安林について、順次お答えします。

まず、中尾山公園に至る道沿いに「保健保安林」と書かれた看板があるが、どのような意味 か、との御質問にお答えします。

保健保安林とは、森林法第25条第1項に基づき、農林水産大臣または熊本県知事が指定する17種類の保安林の1つで、森林の持つレクリエーションなどの保健、保養の場としての機能や、局地的な気象条件の緩和機能、じんあい、ばい煙等のろ過機能を発揮することにより、公衆の保健、衛生に貢献することを目的とした保安林です。

次に、現在、中尾山公園はどのような団体にどのように利用されているか、との御質問にお答 えします。

中尾山公園では、コスモス園の植栽管理などを行っている市民団体「中尾山コスモス会」が開催する桜まつり・コスモス祭りのイベント会場として利用されたり、市内の中学校の立志式や保育園等の遠足などの行事で利用されています。また、四季折々の花や不知火海などの風景を楽しめる憩いの場とし、市内の介護施設、福祉施設等の方々や、市内外の観光客などに御利用いただいているところです。

次に、観光客向けに本市が紅葉の美しさを PRしている場所はあるか、との御質問にお答えします。

本市では、これまで市が観光PRのために作成している「みなまた漫遊散策マップ」と市公式 インスタグラムを通じて、湯の鶴地域の紅葉を観光客向けにPRしています。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 保健保安林の意味を御説明いただきましたが、中尾山公園は、そのような目的を持った森林の中に位置づけられた公園であることが分かりました。公園内は常に芝生が美しく管理され、春は菜の花、桜、チューリップ、秋はコスモスが目を楽しませています。展望台を備えており、水俣市街地の全景を眺めることができる貴重な場所でもあります。美しい花と眺望を求めて、市内外から散策客が訪れると共に、展望台につながるスカイロードは、桜の花の中を車椅子でも散策できるように設計されており、介護事業所からの見学をよく目にします。

コスモス園の管理を委託されているボランティアグループ中尾山コスモス会は、長きにわたって毎年コスモスを咲かせ続けておられます。夏になると、市民に草取り作業を呼びかける看板が

現れますが、集まってきた市民同士、作業をしながら会話が弾み、顔見知りが増え、大変よいコミュニケーションの場となっています。まさに保健保安林の目的に沿った利用のされ方をしていると思いました。

団体としての利用状況、お答えいただきました。今御紹介いただいた以外にも、昨年からアーチェリー協会が秋の例会の会場として利用されていましたので、その理由をお聞きしましたら、安全確保の面で条件がいいそうで、市外から参加された方の評判もいいとのことでした。ちょうど秋のローズフェスタの時期と重なるのは幸運です。このように、ボランティアと担当課の努力によって、少しずつ公園の設備がよくなり、利用の幅が広がっています。

これをさらに広げるために、11月には紅葉が楽しめる場所にすることができないかというのが 今回の提案です。先ほどお答えいただいたように、現在水俣市で紅葉をPRしている場所は湯の 鶴温泉だけです。紅葉は、大人の楽しみのようですが、子供たちは落ち葉がたくさんあると、そ れを踏む音を楽しんだり、葉っぱに埋まってみたり、いろいろ工夫して遊びます。中尾山の芝生 の上で思いっ切り遊ぶことができたら、幼稚園、保育園の利用も増えるのではないかと思いま す。保健保安林の目的にぴったりの使い方ではないでしょうか。

そこで質問です。公園内に紅葉する木を植樹し、紅葉狩りができる場所として、新たな観光スポットにしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。質問はこの1点だけです。

- ○議長(岩村龍男君) 田中産業建設部次長。
- ○産業建設部次長(田中真也君) 髙岡議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

中尾山公園に紅葉する木を植樹して、紅葉狩りができる場所として、観光スポットとすること はできないか、との御質問でした。

現在のところ、中尾山公園を紅葉狩りができる観光スポットとするような具体的な計画はありませんが、中尾山公園沿線の桜や梅の木の老木化が見られることから、今後の植栽整備について、庁内関係課と協議を進めているというところでございます。紅葉等の紅葉する木も植樹する樹種の1つとして考えていきたいと思います。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 現在のところ計画はないけれども、梅の老木化も見られるので、紅葉の植樹も選択 肢の1つとして考えるというお答えでした。

植樹というのは10年先、50年先に役立つことを考えて行う気の長い取組ですが、先代がそう やって取り組んでくれたおかげで、私たちは森の恵みをいただいております。この公園で、将来 たくさんの人が澄んだ空気を吸いながら紅葉を楽しみ、子供たちが葉っぱで遊んでくれるように なることを願います。

少ない職員体制で、広い公園整備の仕事は大変御苦労が多いかと思います。中尾山公園は、市

民ボランティアがずっと関わってきた公園であり、市民の力を借りて、植樹などを行える環境に あると考えます。紅葉狩りができる公園づくりを計画する際には、ぜひ市民ボランティアと一緒 にプランを考え、共に汗をかきつつ進めてほしいと思いますが、この点について市の考えを伺っ て、質問を終わります。

- ○議長(岩村龍男君) 田中産業建設部次長。
- ○**産業建設部次長(田中真也君)** 髙岡議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

公園づくりにつきまして、市民の方々に呼びかけをして、一緒に汗をかいて、考えていってほ しい、という御質問でございました。

市民に広く親しまれ、利用されている中尾山公園の植栽整備を進めるに当たりましては、市民 の御意見をお伺いすることは大切であると認識をしております。必要に応じまして、関係する中 尾山コスモス会や市民の方々の御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

○議長(岩村龍男君) 次に、国民保護訓練について答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 長谷川危機管理監。

(総務企画部危機管理監 長谷川勝君登壇)

○総務企画部危機管理監(長谷川 勝君) 次に、国民保護訓練について順次お答えします。

まず、災害時に命を守る行動の基本は、まず自助、次に共助、公助だと言われている。自助を 実行するために最も重要なことは何か、との御質問にお答えします。

阪神淡路大震災、東日本大震災などの教訓から、災害時における自助、共助、公助の割合は7 対2対1と言われています。

行政の対応力には限界があり、災害の規模が大きくなればなるほど、自助の重要性が増します。このため、自助を実行するために最も重要なことは、自分の命は自分で守ることを意識した 普段からの備えになります。

具体的には、災害に備えて飲食物や物資を備蓄したり、家具などを固定したり、ハザードマップを参考に、自宅周辺の危険箇所を確認したり、最寄りの避難所までの避難経路を実際に歩いてみたりして、災害時に自ら状況を判断し、自分の命を守る行動がとれるよう、家族や近所で話し合ったりすることが大切です。また防災訓練や防災イベント、防災講演会などに積極的に参加して、自分の行っている備えに不備がないかを点検し、改善していくことも大切です。

次に、8月5日に本市で行われた国民保護訓練は、弾道ミサイルが飛来することを想定していた。実際に水俣に着弾したとしたら、通常の弾道ミサイルの場合と核弾頭だった場合、それぞれどのような被害が想定されるか。また、このような事態はどのような情勢下で起きると考えられるか、との御質問にお答えします。

8月5日に行った国民保護訓練においては、弾道ミサイルが我が国に飛来し、熊本県上空を通過し、太平洋上に落下するという想定でした。しかしながら、上空を通過するから安全というわけではなく、仮にミサイルから切り離された残骸の落下や、残骸に残る燃料等の有害物質による汚染など、人的被害への警戒も必要です。

水俣に着弾した場合の被害想定につきましては、日本政府も弾道ミサイル着弾時の被害想定を 公表していないため、お答えすることは困難です。弾道ミサイルは、昨年度だけでも31回、59発 が発射されている現状を考えますと、いつ起きてもおかしくない情勢下にあり、常に危機感を 持っておくべきと考えます。

次に、市民向けのチラシには、近くにミサイルが落ちたら口と鼻をハンカチで覆い、密閉性の高い屋内、または風上に移動すると書いてある。このような行動をとる意味は何か、との御質問にお答えします。

弾道ミサイルの弾頭には通常弾頭のほか、NBC兵器と言われる核、生物、化学弾頭を搭載することが可能です。核物質、生物剤、化学剤は、風下方向に流動することを踏まえ、身体内部・外部への汚染を避けるため、口と鼻をハンカチで覆うこと、密閉性の高い屋内に退避すること、風上方向に移動することが必要です。詳しくは内閣官房の国民保護ポータルサイトの「武力攻撃やテロなどから身を守るために」で確認することが可能です。

次に、日本に影響があると思われる弾道ミサイルの発射確認、着弾時間、着弾場所の予測情報 はどこがつかみ、どのように自治体に伝えられるのか。自治体は、その情報を得た段階でどのよ うな役割を求められるのか、との御質問にお答えします。

防衛省令和5年版防衛白書によりますと、弾道ミサイル防衛として、日本の領域に向けてミサイルが発射された場合に備えて、自衛隊のイージス艦やレーダーサイトが警戒監視しています。ミサイルが発射された場合は、レーダーなどで瞬時に探知、直ちに落下地点を予測し、内閣官房がJ-ALERT (全国瞬時警報システム)により、ミサイルの発射情報や通過情報を、関係する市町村の防災行政無線や緊急速報メール等で、住民に直接、音声などで知らせます。同時に、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) により、全国の自治体や関係機関に、緊急情報を文字情報で伝達する体制となっています。

この情報を受けた自治体は、住民避難のために、警報の伝達、避難指示の発令、避難住民の誘導、国民保護対策本部の設置、消防等の指揮、警察・自衛隊等に誘導を要請するなどの役割が求められます。また、国や県の国民保護対策本部が行う救援を補助すること、被害の最小化を図るため、消防・救助等の処置、警戒区域の設定などを行う役割があります。

これら国民保護の措置は、住民に協力を求めることもでき、協力を求められた住民は、努めて協力するよう、国民保護法に定められています。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 今年8月5日、本市で国民保護訓練が行われました。県内では2例目だったと聞いています。この訓練は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づいたもので、万が一武力攻撃があった場合に備えて、市町村は国民保護計画をつくり、実際にそういう事態に至ったときは、先ほど御説明ありましたように、直ちに対策本部を設置し、住民の避難誘導や関係機関に対応を要請するなど、市民の生命、財産を守るために責任を果たすことが求められています。

新たに自衛隊基地が置かれ、迎撃ミサイルなどが配備された沖縄南西諸島の島々では、交戦国から反撃を受ける可能性が高まるため、どうやって住民を島外に避難させるか頭を悩ませています。

水俣市も82ページにわたる国民保護計画をつくっておられます。次々と自治体に新たな仕事が加わり、御苦労をお察しいたします。このような、万が一に備える計画が必要ないと言うつもりはありませんが、武力災害というのは、国の行為が原因で周囲との摩擦を生み、発生するものです。ですから、自然災害のように起きたときの備えだけに徹し、成り行き任せでは、逆に災害を呼び込むことになります。国民の多くが「防ごう」と積極的に考え、行動することで「防げる災害」だということを念頭に質問したいと思います。

先日の国民保護訓練は、X国-

一が打った弾道ミサイルが上空を通過し、太平洋上に落下するという想定でした。 J − A L E R T のサイレンを聞いて、自分の身を守るために、もやい館の駐車場から緊急避難施設に指定されている文化会館のホールに入り、客席の間にしゃがんで頭を守りました。

北朝鮮が弾道ミサイルを飛ばすこと自体は、国連安保理決議違反であり、もちろん非難されなければなりません。しかし、その目的はアメリカに対する威嚇だと言われています。特に、最近発射回数が増えているのは、2022年から再開した朝鮮半島付近での米韓、あるいは日米韓の合同軍事演習への抗議行動だと専門家は指摘しています。日本を狙っているわけではないこのミサイルの打ち上げに対し、J-ALERTを鳴らして、避難を呼びかけられています。万が一の失敗で落ちてくることや、先ほどの説明ですと、ミサイルから切り離された残骸が落下する可能性、残骸に残る燃料等の核物質を含む有害物質などへの警戒からだということです。

もしそういうことに警戒する必要があるのならば、米軍や自衛隊の飛行訓練に対しても同様に 心配をする必要があるのではないでしょうか。むしろ頻度からすれば、こちらのほうは何倍も事 故の確率は高いはずです。先ほどミサイルの残骸には有害物質が付着しているという説明があり ました。これはミサイルに限ったことではありません。2004年に沖縄国際大学に接触し、墜落し たヘリコプターの機体を集めに来た米軍は、皆、防護服を着ていたそうです。ミサイルに限ら ず、軍用飛行機には有毒な物質が使われている可能性があります。しかし、周辺の住民にそうした情報が伝えられることはありません。そのような機体が住宅密集地でも飛行訓練をしています。

特に米軍の飛行訓練に関しては、日本の国内法が適用されません。国内では住宅密集地を飛行する場合、ビルの上空から300メートル以下を飛んではならないことになっています。ところが、東京では、六本木近くの市街地で、米軍機が150メートル程度の高さでの低空飛行を繰り返したり、沖縄県内では海抜44メートルの標識すれずれに飛ぶなど危険な訓練が後を絶ちません。沖縄県議会は低空飛行の中止を求める抗議決議と意見書を全会一致で可決しています。熊本市街地でもオスプレイが飛んでいます。先日、日本共産党熊本県本部の5階建てビルから撮影したオスプレイは、11月29日に墜落したものと同じCV22でした。しかも、翼が転換モードといって、比較的バランスを崩しやすい態勢で飛行しており、確認するよう県に申入れを行っています。

オスプレイはこれまで何度も死亡事故を起こし、構造的欠陥を指摘されていました。今回8人もの死者、行方不明者が出る事態になったというのに、日本政府は飛行停止を強く求めることをしていません。求めたようなことは言っていますが、完全に無視され、事故の翌日も普段どおり飛行が続けられました。しかしこれに対して抗議もしていません。国の姿勢は、国民を保護する立場からかけ離れています。そのような中、鹿児島県や国会、住民団体などから飛行停止を求める声が相次ぎました。恐らく米国内からも上がったことでしょう。6日後にオスプレイ全機の飛行停止が決まりました。こういう声を上げたことで、住民は自分たちの命を守ると共に、乗組員の命を守ったと思います。

そこで質問です。一般的に、住民が日頃から災害に備えるには、何よりも正確な情報が必要だ と思います。この点間違いないでしょうか。

2点目に、自衛隊、米軍基地由来の航空機が水俣市上空を通過しているかどうか、市は情報を 持っておられるでしょうか。あればその頻度はどれぐらいでしょうか、お尋ねいたします。

3点目です。国の2023年度の予算には、沖縄と九州6か所の自衛隊基地を地下化する予算が組まれました。この中に熊本健軍自衛隊基地も含まれています。なぜ熊本の基地を地下化するのか、御存じでしたらお答えください。2回目の質問は、以上3点です。

- ○議長(岩村龍男君) 長谷川危機管理監。
- ○総務企画部危機管理監(長谷川 勝君) 適切な避難行動をとるには、まず、正確な情報を得る ことが最も重要だと思うがいかがか、ということにお答えします。

避難行動においては、自分の命を守るために、正確な情報を得て、自ら状況を判断することが 重要です。そのためには、ハザードマップ等により、避難場所や避難所、避難経路を事前に確認 しておくなどの、普段からの備えが最も重要です。 次に、自衛隊、米軍基地由来の航空機が水俣市上空を通過する頻度はどれぐらいか、という御 質問にお答えします。

水俣市上空を通過する頻度については、資料がありませんので、お答えすることは困難です。 3つ目で、陸上自衛隊健軍駐屯地に所在する西部方面総監部、この地下化に着手すると公表されたが、なぜ地下化する必要があるのか、との御質問にお答えします。

地下化の必要性につきましては、水俣市として答弁する立場にありません。

- ○議長(岩村龍男君) 髙岡朱美議員。
- ○高岡朱美君 自助を実行するには、正確な情報が重要だと言われました。しかし、水俣市上空を 米軍や自衛隊が飛行訓練しているかは資料がない。最初の質問で、ミサイル着弾時の被害想定に ついてもお聞きしましたけれども、公表していないので答えられないということでした。そして 自衛隊の基地の地下化についても答える立場にない。新聞等で報じられているところによります と、重要な施設があるために地下に移すというような情報があります。こうやって、地下に移し て守らなければならない大変重要な施設があるとしたら、――攻撃対象にもなりやすいのではな いか、こういう心配をしたくなります。

このように軍に関係する情報は市民にはほとんど提供されません。本当のことは自分で調べる 必要があります。

それで、まず弾道ミサイルについて調べてきました。地上から、航空機から、船の上から、大きさも人が抱えて移動できるものから、高さ30メートルのロケットに搭載して飛ばすものまでいるいろあります。ミサイル自体にGPSを搭載しているものもあり、自ら目標に向かって飛んでいき、途中から目標変更もできるなど、頭がクラクラしそうなぐらい高性能で、破壊力のあるものがあふれています。保有数については、2023年6月時点で、核弾頭を搭載した現役のものだけで、ロシアが4,490発、アメリカは3,708発、中国410発、フランス290、イギリス225、パキスタン170、インド164、イスラエル90、そして北朝鮮は40発でした。ミサイルに対する迎撃能力はといいますと、アメリカは100基以上もの偵察衛星を宇宙空間で動かしています。これらの衛星は、地球上のどこであっても瞬時にミサイル発射の兆候を察知し、目標を解析し、撃ち落とす方法は3段構えで用意されているとのことです。現在、これだけの偵察・迎撃のシステムを持っているのは、アメリカ、ロシア、フランスだけです。ちなみに日本は、20年前に偵察衛星を打ち上げ、現在4基の衛星を運用しています。

こうやって調べてみますと、テレビで流されている情報は実に断片的で、一部の国に敵対心や 恐怖心を抱かせる伝え方をしているものがあるなと感じます。

ロシアとウクライナの紛争に終わりが見えません。紛争下では、国際人道法などないに等しい ことをガザが示しています。丈夫な建物に避難して、頭を隠すような避難訓練、もちろん、自治 体の立場ではせざるを得ないことは分かっていますので、非難するつもりはありませんが、その 前にもっとやるべきことがあるというのが私の主張です。

最初に申し上げたように、武力攻撃事態に発展させるかどうかは、私たちがそうさせない意思を持つかどうかにかかっています。かつて日本はアメリカとの国力に圧倒的な差があり、負けると分かっていたのに太平洋戦争に突入しました。なぜこんな無謀なことができたのか。戦争を支持する世論があったからです。逆にそれがなければできません。しかし、その世論は、政府の都合のいい情報によって作られたものでした。当時、日本は神の国だから絶対に負けないと、多くの国民が信じ込まされました。その結果は御承知のとおりです。

自衛隊員の命も含め、真の国民保護、最も現実的な国民保護は、戦争を起こさない関係づくり、仕組みづくりではないでしょうか。もちろんその主体は政府ですが、そのことを政府に求める、政府を動かすのは私たち国民です。広島、長崎の被爆者が中心になり、国連では核兵器禁止条約を発効させました。それは典型的な例です。ウクライナ紛争、ガザ侵攻に対して、世界各国で停戦を求める声が大きくなっています。政治は世論に敏感です。各地から平和外交を求める声を大きくしていくことが、武力事態に発展させない抑止力になると私は確信しております。

かつて戦争は合法でした。しかし現在193か国が加盟している国際連合は、戦争は違法だと明確に規定しています。2022年10月、史上最多の143か国が、ロシアは国連憲章違反だ、と非難決議を上げました。どんな理由があろうと、他国の領土を奪うことは国際法上許されません。大国といえども、世界中を敵に回し、経済的に孤立することになります。

日本も国連の一員として、その機能が有効に働くように行動し、武力によらずに解決すること が当たり前の国際社会を目指すべきです。

市長の積極的な外交活動によって、台湾との交流が始まろうとしています。大変よいことだと 思います。これも平和があってこそ続くものです。銃で脅すより、話し合う姿勢を求める、こう いう世論づくりに取り組むことを私は続けていく決意であり、この議場にいる全ての皆さんに呼 びかけしたいと思います。

最後に、国連憲章第2条第4項は、武力の行使をどう規定しているでしょうか。 これにお答えいただいて、質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 長谷川危機管理監。

○総務企画部危機管理監(長谷川 勝君) 国連憲章第2条第4項は、武力の行使についてどのように規定しているか、との御質問にお答えします。

国際連合憲章第1章第2条第4項において、全ての加盟国は、国際関係において、武力による 威嚇または武力の行使をいかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連 合の目的と両立しない、ほかのいかなる方法によるものも慎まなければならないと規定されてい ます。

○議長(岩村龍男君) 以上で髙岡朱美議員の質問は終わりました。

この際休憩し、10時30分に再開します。

午前10時17分 休憩

午前10時30分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

(牧下恭之君登壇)

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。

それでは通告に従い、順次質問いたします。

初めに、予防対策、帯状疱疹ワクチン接種助成について。

予防は極めて重要な課題であります。健康寿命が延びることで、本人の生活の質の向上はもとより、結果的に医療・介護費の増加を抑えることが期待されています。

しかし、帯状疱疹ワクチンの接種費用は、生ワクチンで1回8,000円程度、不活化ワクチンは 1回2万2,000円程度と高額で、しかも2回接種しなければなりません。

水俣市の国保のレセプトでは、帯状疱疹と診断された方は、令和3年度では195名の方が、帯 状疱疹と診断されております。

全国の自治体も10月時点で独自に助成している自治体が316にのぼり、来年度実施予定を含むと400自治体に迫る勢いです。多くの治療費がかかっていることを考えると、予防対策を進めて、市民の健康と命を守る対策に移行するときだと考えます。

6月議会での答弁で、「現在、国において定期接種化の検討が進められており、その動向を注視したい。助成の必要性や費用対効果などの十分な検証が必要になる。医師会の御意見や国や他自治体の状況も踏まえ、引き続き研究してまいりたい」でありました。

そこでお尋ねいたします。

①、本年6月議会で提案した医師会との検討はどうだったのかお尋ねいたします。 次に、医療用ウィッグ購入費用助成について。 この件については、2019年9月議会で取り上げました。現在、生涯でがんになる人の割合が2人に1人という時代を迎え、多くの方ががんと闘っている現状があります。がん治療の1つに抗がん剤治療があります。この抗がん剤治療の主な副作用として、ほとんどの人が影響を受けるのが脱毛です。目に見えるだけに、とてもつらい副作用です。

アピアランスケアにつきましては、がん治療により、外見の変化に起因するがん患者の苦悩を 軽減するケアであり、単に美容的な問題ではなく、がんとの共生社会を推進する中で、身体的、 心理的、社会的問題として包括的に支援するものであります。

医療用ウィッグ購入費助成を実施している自治体は、2019年当時は68自治体が取り組んでいましたが、2022年度では392自治体が制度の導入を始めています。2023年度も増えていると思います。

そこで2点質問いたします。

- ①、令和元年9月議会での答弁では、「がん診療連携拠点病院である総合医療センターと、情報を共有しながら、抗がん剤治療者の相談内容の把握が必要。助成につきましては、その状況を見ながら判断していきたい」でありました。その後どうなったのかお尋ねいたします。
- ②、厚生労働省は、がん診療連携拠点病院において、アピアランスケアに関する相談体制が不十分ということで、2023年度予算にアピアランス支援モデル事業を計上し、質の高いアピアランスケアの実施を求めるとされていますが、この事業につきましては、医療機関と県が連携して行うものとされています。実施期間は令和6年3月31日までとなっています。県内にこの事業を取り入れている医療機関はあるのかお尋ねいたします。

次に、総合経済対策について。

国会で11月29日に、新たな総合経済対策が決定しました。これには公明党が提案した3つの還元策や、中小企業の賃上げ促進策など、数多くの対策が盛り込まれています。還元策は、税の増収分約3.5兆円を、現役世代や中間所得層が多い納税者本人と扶養家族に対し、所得税・住民税合わせて、1人当たり4万円の定額減税を行います。また、物価高の影響が大きい住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を給付するようになります。

政府は、経済対策の閣議決定と同日に、地方公共団体に対し、年内に予算化に向けた検討を開始するように依頼しました。さらに、衆院本会議で岸田文雄首相は、給付はスピード感ある対応が重要とし、自治体と連携しながら、「年内の実施開始を目指す」としました。さらに、措置が十分に受けられないはざまの所得層は、丁寧に対応して支援することになります。

還元策はこれだけではありません。電気・ガス代、ガソリン・灯油などの補助が、来年4月末まで延長されます。また、物価高対策のための、重点支援地方交付金を増額します。

そこで3点質問いたします。

- ①、住民税非課税世帯への7万円の給付は、年内に給付できないのか、お尋ねいたします。
- ②、低所得者の子育て世帯・住民税均等割のみ課税所帯・定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる所得水準の方々も重点支援地方交付金による対応を中心に検討となっているが、対応はどうなるのかお尋ねいたします。

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業、効果的とされる推奨事業メニューを提示されているが、③、推奨事業メニューとして示された、生活者支援と事業者支援の8項目のメニューは何か。また、国は年内予算化と早期執行を求めているが、市はどのように対応するのか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 初めに、予防対策(帯状疱疹ワクチン接種助成) について、お答えします。

本年6月議会で提案した、医師会との検討はどうだったか、との御質問にお答えします。

水俣市芦北郡医師会の御意見としては、「帯状疱疹は50歳を過ぎたころから増加し、その合併 症や後遺症も問題視されている。発症した約2割程度の方が、痛みが3か月以上続く神経痛が残るとされている。このような直接医療費に加え、労働生産性の低下による損失も大きい。そのため、ワクチンによる予防対策が重要で、定期接種化の実現、ワクチン助成制度の創設が必要」との御意見をいただいたところです。

御意見を踏まえ、市民の発症状況や他自治体の取組状況等も調査しているところです。

- ○議長(岩村龍男君) 牧下議員。
- ○**牧下恭之君** 仮に実施するとすれば、帯状疱疹ワクチン接種予定人数と予算額をどのように見込まれるか、お尋ねをいたします。
- ○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。
- ○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 牧下議員2回目の御質問にお答えします。

仮に帯状疱疹ワクチン助成を実施する場合、本市ではどの程度の予算が必要になるのか、というお尋ねでございました。

接種希望者が選択するワクチンの種類、接種希望をどう見込むかということにもよりますけれども、仮に、不活化ワクチンと生ワクチンの割合を7対3とし、50歳以上の方が年間で1%接種した場合に、213万円程度必要になると見込まれます。

- ○議長(岩村龍男君) 牧下議員。
- ○牧下恭之君 帯状疱疹ワクチン接種の助成について、新年度の予算編成の中でも検討できないか、お尋ねをいたします。
- ○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。
- ○福祉環境部長(堤 茂君) 牧下議員3回目の質問にお答えいたします。

帯状疱疹ワクチン助成について、新年度予算編成の中でも検討できないか、との御質問いただきました。

帯状疱疹ワクチン助成につきましては、水俣市芦北郡医師会から先ほどの答弁の中でも触れましたように、御意見をいただいておりますので、市民の発症状況や他自治体の状況も踏まえて、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長(岩村龍男君) 次に、医療用ウィッグ購入費助成について、答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 赤司いきいき健康課長。

(福祉環境部いきいき健康課長 赤司和弘君登壇)

○福祉環境部いきいき健康課長(赤司和弘君) 次に、医療用ウィッグ購入費助成について、順次 お答えします。

まず、令和元年9月議会での答弁では、がん診療連携拠点病院である総合医療センターと情報 共有しながら、抗がん剤治療者の相談内容の把握が必要と考えます。助成につきましては、その 状況を見ながら判断していきたいとのことでした。その後どうなったのか、との御質問にお答え します。

水俣市立総合医療センターにおける相談件数は、令和元年度が約10件、令和2年度が約14件、令和3年度が約16件あり、相談は年々増加傾向にございます。これまで、助成の実施には至っておりませんが、現在、熊本県において、次期がん対策推進計画の検討の中で、がん治療に伴う脱毛や顔色・爪の変化、リンパ浮腫等の外見の変化を補完し、がん患者の苦痛を軽減するアピアランスケアについても検討されている、とお聞きしております。今後の県の支援内容も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

次に、厚生労働省は、がん診療連携拠点病院においてアピアランスケアに関する相談体制が不十分ということで、2023年度予算にアピアランス支援モデル事業を計上し、質の高いアピアランスケアの実施を求めることとされていますが、この事業につきましては、医療機関と県が連携して行うものとされております。実施期間は令和6年3月31日までになっています。県内にこの事業を取り入れている医療機関はあるのか、との御質問にお答えします。

この事業は、医療現場における適切なアピアランスケア体制を構築し、効果的な支援体制につ

いて検証することを目的とした事業です。

応募の要件は、がん診療連携支援拠点病院等であって、院内外のがん患者等からの相談に適切に対応できるよう、アピアランスケアの経験がある医療従事者、またはアピアランスケアに係る研修等を受講している医療従事者を自施設において確保し、情報提供や相談について個別に応じられる体制を整備する医療機関となっております。

事業内容としては、院内や地域の医療機関の情報交換の場の設置、県内の医療機関等を対象としたアピアランスケア全般に関する勉強会の開催、地域の理美容関連サービス等との連携、県内のアピアランスケアに関する相談支援及び情報提供体制の構築、また、ほかの医療機関で治療を受けているがん患者からの相談にも対応できる体制を整備するものです。

本事業の実施医療機関数は、全国で10か所となっており、熊本県に確認したところ、県内で実施している医療機関はないとのことでした。

- ○議長(岩村龍男君) 牧下議員。
- ○牧下恭之君 県の方向性を確認して、早急に医療用ウィッグ購入費助成が実現できることを期待 したいと思います。

ほんの数年前までは、がん治療の副作用や、合併症に伴う外見の変化は、仕方がないものとされてきました。しかし、術後の入院日数がどんどん短縮されて、外来薬物療法が当たり前に行われるようになり、日常生活を送りながらの治療が増えてきました。見た目の変化は、切実な悩みであり、命に関わらないのだからと切り捨てることはできません。がんとの共存が当たり前になった昨今、外見の変化に対するケアは、必要不可欠なものであります。外見のケアは、がん患者さんの治療意欲を維持し、日常生活を支えるため欠かすことができないケアなのであります。アピアランスが必要になった場合は、医療従事者に相談するということが多いと思います。

アピアランスケアの周知を図るために、市の公式ホームページで情報を発信することが、がん 患者の皆さんの希望になると思います。

アピアランスケアの周知につきましては、がん医療の進歩により、治療を受けながら、社会生活を送る方が増えている中、アピアランスケアの情報をより多くの方に伝えていくことで、がん患者の方々のつらさを共有し、悩みに寄り添い、つらさや不安の軽減を図るためには非常に有効であるものと認識しているところであります。

他市の公式ホームページに掲載されている、アピアランスケアリーフレットは、髪、爪、肌、 眉毛、まつげの変化の心構えや、セルフケア方法を解説するものであり、またウィッグの探し方 や選び方を解説する5種類のリーフレットがあります。これらのリーフレットにつきましては、 これから治療を行う、または治療中のがん患者の方々に向けて、横浜市と横浜市内でアピアラン スケアに取り組む医療者と、国立がん研究センターのアピアランスケア支援センターが協力して 作成されたものであります。

市公式ホームページにおいて、アピアランスケアに関する情報提供ができるよう、速やかに準備を進めていただきたい。また、リーフレットなどによる情報提供も取り組んでいただきたいことを強く要望しまして、医療用ウィッグ購入費助成の質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 次に、総合経済対策について、答弁を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 堤福祉環境部長。

(福祉環境部長 堤茂君登壇)

○福祉環境部長(堤 茂君) 次に、総合経済対策について、順次お答えいたします。

まず、住民税非課税世帯への7万円の給付は、年内に給付できないのか、との御質問にお答えします。

住民税非課税世帯に対する1世帯当たり7万円の給付金の実施に必要な財源の裏づけとなる国の補正予算が先月29日に成立しました。

これを受けまして、本市では、本給付金に係る補正予算案を、本定例市議会に追加提案する予定としており、補正予算が議決されましたら、速やかに給付に向けた準備に取りかかりたいと考えております。今回の7万円の給付方法につきましては、市民の皆様の利便性の向上を図ると同時に、迅速な給付を実現するため、前回同様、申請が不要なプッシュ方式で対応したいと考えております。その場合でも、スケジュールとして、年内の給付開始は困難であり、来年の1月以降、準備が整い次第、速やかに給付を開始してまいります。

次に、低所得者の子育て世帯・住民税均等割のみ課税世帯・定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる所得水準の方々も、重点支援地方交付金による対応を中心に検討となっているが対応はどうなるか、との質問にお答えいたします。

牧下議員御指摘のとおり、令和6年度税制改正による定額減税と住民税非課税世帯への支援 は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なっており、両支援のはざまにある方がい らっしゃることは承知しております。国においても、そのような方々に対して丁寧に対応するた め、重点支援地方交付金による対応を検討されているところです。

現時点では、国から具体的な内容が示されておりませんが、本市としましても、内容が示され 次第、適切に対応してまいりたいと考えております。答弁は以上です。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 白本市長公室長。

(総務企画部市長公室長 白本亮君登壇)

○総務企画部市長公室長(白本 亮君) 次に、推奨事業メニューとして示された、生活者支援と

事業者支援の8項目のメニューは何か。また、国は年内予算化と早期執行を求めているが、市は どのように対応するのか、という御質問にお答えします。

推奨事業メニューの生活者支援は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得者世帯 支援、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援、消費下支え等を通じた生活 者支援、省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援の4項目です。

推奨事業メニューの事業者支援は、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、農林水産業における物価高騰対策支援、中小企業等におけるエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援の4項目で、合わせて8項目となります。

また、国が年内予算化の早期執行を求めていることに対し、本市の対応として、本12月議会の 補正予算案を、当一般質問終了後に追加提案いたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(岩村龍男君) 牧下議員。
- ○牧下恭之君 日本は、今、コロナ禍で苦しかった3年間を乗り越え、経済状況は改善しつつあります。税収も3年連続で過去最高であります。今年の賃上げ率は30年ぶりの高水準となりましたが、大企業が中心で、実質賃金は物価高に追いついていない状況であります。

そこで公明党は、物価高に負けない持続的な賃上げを強力に後押しするとともに、それが実現するまでの生活防衛として3つの還元策など、様々な施策を政府に提言、総合経済対策に数多く反映されました。所得者支援等で該当する世帯は、水俣市の世帯は1万639世帯でありますが、その中で、非課税世帯は4,026世帯、住民税均等割のみ課税世帯は695世帯、低所得者の子育て世帯の独り親世帯186世帯、2人親世帯は80世帯であります。さらに、定額減税の恩恵を十分受けられないと見込まれる所得水準の方々を含めると、水俣市の50%を超える世帯が対象となります。

総合経済対策の意義を市民の皆さんと共有し、早期の給付事業開始をお願いいたしまして、総合経済対策の質問を終わります。

○議長(岩村龍男君) 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、休憩し、11時5分より再開します。

午前10時54分 休憩

午前11時5分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第2、議第90号水俣市児童館設置条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第3 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第3、議第91号水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを 議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第4 議第93号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第4、議第93号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第5、議第94号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

○議長(岩村龍男君) 日程第6、議第96号令和5年度水俣市一般会計補正予算第10号についてを 議題とします。 本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第100号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(岩村龍男君) 日程第7、議第100号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号 についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(岩村龍男君) 日程第8、議第101号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第2号につ いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)

○議長(岩村龍男君) 日程第9、議第103号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第4号につ いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第105号 令和 5 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

○議長(岩村龍男君) 日程第10、議第105号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3 号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

4 - 24

日程第11 議第106号 工事請負契約の変更について

○議長(岩村龍男君) 日程第11、議第106号工事請負契約の変更についてを議題とします。 本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第12 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(岩村龍男君) 日程第12、議第107号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第108号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

日程第14 議第109号 工事請負契約の締結について

○議長(岩村龍男君) 日程第13、議第108号令和5年度水俣市一般会計補正予算第11号及び日程 第14、議第109号工事請負契約の締結について、以上2件を一括して議題とします。

議第108号

令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

令和5年度水俣市の一般会計補正予算(第11号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ385,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,797,403千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳 入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の廃止・変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年12月14日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

第1表 歲入歲出予算補正 (第11号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		2,587,694	381,315	2,969,009
	2 国庫補助金	665,339	381,315	1,046,654

19 繰越金	238,558	4,450	243,008
1 繰越金	238,558	4,450	243,008
補正されなかった款に係る額	13,585,386		13,585,386
歳 入 合 計	16,411,638	385,765	16,797,403

歳 出 (単位:千円)

	款	項	既 定 額	補 正 額	計
3	民生費		5,885,978	320,541	6,206,519
		1 社会福祉費	3,372,384	320,541	3,692,925
4	衛生費		1,883,235	20,038	1,903,273
		4 環境対策費	142,045	20,038	162,083
6	商工費		560,261	45,186	605,447
		1 商工費	560,261	45,186	605,447
	補正されなかった款に係る額		8,082,164		8,082,164
	歳 出	合 計	16,411,638	385,765	16,797,403

第2表 債務負担行為補正

1 廃 止

事 項	期	間	限	度	額
入札管理システム導入委託料	自	令和5年度			千円
(総務課)	至	令和6年度			14,850
入札管理システム運用委託料 (総務課)		令和5年度 令和11年度			4,950

2 変 更

事項		補	正	ì	前			補	正	仓	色	
事	其	-	間	限	度	額	其	FI .	間	限	度	額
内部情報システム更新業務委託料	自	令和 5	5年度		=	千円	自	令和5	年度		F	千円
(総務課)	至	令和(5年度		58,	,157	至	令和6	年度		77,	,110

議第109号

工事請負契約の締結について

水俣市営牧ノ内団地6号棟建設建築主体工事について、次のように請負契約を締結することとする。 令和5年12月14日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

1 工 事 名 水俣市営牧ノ内団地6号棟建設建築主体工事

2 工事内容 鉄筋コンクリート造2階建て10戸

3 工事場所 熊本県水俣市牧ノ内69番1の一部 地内

4 契約金額 205,115,000円

5 契約の相手方 熊本県水俣市浜松町56番の1

徳南・コーケン特定建設工事共同企業体

代表者 徳南建設 株式会社

代表取締役 藤井 明光

(提案理由)

水俣市営牧ノ内団地6号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

○議長(岩村龍男君) 提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

(市長 髙岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由 を御説明申し上げます。

まず、議第108号令和5年度水俣市一般会計補正予算第11号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億8,576万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億9,740万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第3款民生費に、低所得者への価格高騰重点支援追加給付金、第4款衛生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金、第6款商工費に、キャッシュレスキャンペーン経費を計上いたしております。なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金、第19款繰越金をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、入札管理システム導入委託料ほか1件の廃止、内部情報システム更新事業委託料の変更を計上いたしております。

次に、議第109号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市営牧ノ内団地第6号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和5年11月22日に条件付一般競争入札を実施し、契約金額2億511万5,000円で、徳南・コーケン特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第108号から議第109号までについて、順次提案 理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしく お願い申し上げます。

○議長(岩村龍男君) 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

(「休憩なし」と言う者あり)

午前11時10分 開議

○議長(岩村龍男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第108号令和5年度水俣市一般会計補正予算第11号及び議第109号工事請負契約の締結について、以上2件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これまで、質疑を終わりました議第90号、議第91号、議第93号、議第94号、議第96号、議第100号、議第101号、議第103号、議第105号から議第109号までの議案13件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、21日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、20日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時11分 散会

令和5年12月21日

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録 (第5号)

表 決

令和5年12月第5回水俣市議会定例会会議録(第5号)

令和5年12月21日(木曜日)

午前10時0分 開議

午前10時36分 閉会

(出席議員) 16人

平岡 朱 君 杉 迫 一 樹 君 上 美 緒 君 淵 吉 野 誠君 杉 本 康 宏 君 森 川 武 治 君 岩村 木 戸 理 江 君 龍 男 君 髙 岡 朱 美 君 藤 本 壽 子 君 小 路 貴 紀 君 桑原 知 君 牧下恭之君

田口憲

雄君

松本和幸君

真 野

なし (欠席議員)

頼 隆 君

(職務のため出席した事務局職員) 4人

事務局長 (岡本広志君) 主 幹 (橋本晃 君)

主 任 (宮 﨑 聖 子 君) 主 (森 ちひろ 君) 任

(説明のため出席した者) 13人

市 長 (髙 岡 利 治 君) 副 市 君) 長 (小 林 信也

総務企画部長 弘 樹 君) 福祉環境部長 (原 (堤 茂 君)

(小 島 産業建設部長 (本 田 聖 治 君) 教 育 長 泰 治 君)

総務企画部次長 (岡本夫美代君) 産業建設部次長 真 也 君) (田 中

(永 田 久美子 君) 上下水道局長 総合医療センター事務部総務課長 (上 田 敬祐 君)

総務企画部市長公室長 (白 本 亮 君) 総務企画部総務課長 (岩 井 浩 昭 君)

(柿 本 英 行 君) 総務企画部地域振興課長

○議事日程 第5号

令和5年12月21日 午前10時開議

- 第1 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について
- 第2 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 第3 議第93号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について
- 第4 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)
- 第6 議第100号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 第7 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)
- 第8 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)
- 第9 議第105号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 第10 議第106号 工事請負契約の変更について
- 第11 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第108号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)
- 第13 議第109号 工事請負契約の締結について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第15 議第110号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第16 議第111号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第17 意見第1号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について
- 第18 意見第2号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書について
- 第19 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長(岩村龍男君) おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提 出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から人事案2件、議会運営委員会から意見書案2件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、令和5年5月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、高岡朱美議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長(岩村龍男君) この際、お諮りします。

高岡朱美議員から、去る12月14日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、 水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申 出がありました。

この取消申出を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、髙岡朱美議員からの発言の取消申出を許可することに決定いたしました。

発 言 取 消 申 出 書

令和5年12月14日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により、申し出ます。

取り消すべき発言 別紙のとおり (別紙省略) 令和5年12月20日

水俣市議会議員 髙 岡 朱 美

水俣市議会議長 岩村龍男 様

日程第1 議第90号 水俣市児童館設置条例の制定について

日程第2 議第91号 水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

日程第3 議第93号 みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

日程第4 議第94号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第96号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

日程第6 議第100号 令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第7 議第101号 令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

日程第8 議第103号 令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)

日程第9 議第105号 令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第10 議第106号 工事請負契約の変更について

日程第11 議第107号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第108号 令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)

日程第13 議第109号 工事請負契約の締結について

○議長(岩村龍男君) 日程第1、議第90号水俣市児童館設置条例の制定についてから、日程第 13、議第109号工事請負契約の締結についてまで、13件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託 されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第91号水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について申し上げます。

本案は、地方創生応援税制による企業からの寄附金を適正に管理、運用するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について申し上げます。

本案は、物価高騰等に起因する維持管理費の増加により、利用料金の改定が必要であるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、料金改定により入館者数に影響があると思うが、料金改定後の見込みはどうかただしたのに対し、令和4年度の入館者数は1万5.098人であり、当初計画していた1万3.500人を

上回った。現在の入館者数を維持できれば新しい料金で経営が安定すると考えているとの答弁が ありました。

また、委員から、木のおもちゃ館建設時に、入館料が安過ぎるのではないかという意見もあったと思う。今回燃料費や人件費の高騰により入館料を上げることになったと思うが、当初の計画よりも入館者数が多かったにも関わらず、経営が安定しなかったということは、入館料が適正かどうかの議論が不足していたと考えられる。今後安定して経営していけるような料金設定をしてほしいとの意見がありました。

併せて、情報発信も非常に重要であり、SNS等も活用して入館者増に努めてほしいとの意見があり、今回料金改定を行うことで、イベントやスタッフの充実が図られる。今年度中に常設おもちゃも増やし、入館者増を期待して、安定的な経営ができるようにしたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第94号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、袋駅前団地の除却に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、袋駅前団地の入居者は円満に退去されたのかただしたのに対し、強制ではなく、 入居者の御意向に沿って退去いただいたとの答弁がありました。

また、袋駅前団地跡地の今後の活用についてただしたのに対し、現在更地となっているが、今後普通財産化し、財政課所管で管理していく。今のところ具体的な活用方法は決まっていないが、今後検討していく必要があると考えているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第96号令和5年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、県知事選挙費、第6款商工費に、企業誘致対策事業、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、第9款教育費に、スポーツキッズサポーター関連事業などを計上している。なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、築地・丸島町線補修事業外1件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務外2件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本県知事選挙の個人の敷地へのポスター掲示に係る謝礼の件数をただしたのに対し、掲示板が全体で134か所あるうち、約20か所であるとの答弁がありました。

また、スポーツキッズサポーター事業について、各企業から寄附があった場合、感謝状を贈呈しているかただしたのに対し、お礼状の送付や市報及び市ホームページへの掲載は行っているが、感謝状は贈呈していないとの答弁があり、委員から、市内だけでなく県外からの寄附もあり、次につなげるためにも感謝状の贈呈を検討してほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第103号令和5年度水俣市水道事業会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的支出の額を776万8,000円増額して、補正後の収益的支出の額を3億9,571万4,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を、234万3,000円増額して、補正後の資本的収入の額を4,432万8,000円に、資本的支出の額を3,000万円減額して補正後の資本的支出の額を3億6,189万8,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的支出には消費税及び地方消費税の増額、資本的収入には消火栓設置等負担金の増額、資本的支出には施設整備費の減額と投資有価証券購入費の増額を計上している。

また、債務負担行為の補正として第1水源地急速ろ過機更新工事の廃止を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第105号令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。 今回の補正は、債務負担行為の補正として、浄化センター等運転管理業務委託を追加するもの であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本業務委託の入札参加者数をただしたのに対し、前回は10者未満であった。選定に当たっては、下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づき、国土交通省に登録している事業者であること、市に入札登録していること、九州管内での実績等も加味しながら選定しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第106号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備(護岸その6)工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、石材の単価はどのくらい上がったのかただしたのに対し、当初は1立米当たり約5,000円だったが、燃料費や人件費高騰等の影響により、ここ2、3年の間に毎年約1,000円のペースで上がっている。今回の工事で約6,000立米使用するので、国の基準をもとに計算し、今回の

変更契約額としているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第107号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法及び地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、産前産後期間の所得割保険税及び均等割保険税の免除は、出産する被保険者の申請が必要となる制度だが、対象者にはどのように案内するのかただしたのに対し、いきいき健康課での母子手帳交付時や、市民課での出生届提出時に積極的に説明し、ピンポイントで通知等も行うとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第108号令和5年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第6款商工費に、キャッシュレスキャンペーン経費を計上している。なお、財源としては、第14款国庫支出金、第19款繰越金をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、入札管理システム導入委託料外1件の廃止、内部情報 システム更新業務委託料の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、キャッシュレスキャンペーン事業の状況をただしたのに対し、12月13日時点で、 予算の執行率が約7割となっているとの答弁がありました。併せて、市内店舗へのキャッシュレス決済の導入状況をただしたのに対し、市内で200店舗以上が導入しており、今回約30店舗増加したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 最後に、議第109号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市営牧ノ内団地6号棟建設建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提 案するものである。令和5年11月22日に条件付き一般競争入札を実施し、契約金額2億511万 5,000円で徳南・コーケン特定建設工事共同企業体と工事請負の仮契約を締結しているとの説明 を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、委員から、数年前に牧ノ内団地が建設された際、ひびやカビがあり、常任委員会でも視察を行った。今回も建設後、行政として確認を徹底してほしいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長(岩村龍男君) 次に、厚生文教委員長、牧下恭之議員。

(厚生文教委員長 牧下恭之君登壇)

○**厚生文教委員長(牧下恭之君)** ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託 されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、議第90号水俣市児童館設置条例の制定について申し上げます。

本案は、水俣市児童館の管理等を指定管理者に行わせ、併せて児童館機能に多世代交流機能を追加するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号令和5年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、子どものための教育・保育給付負担金、第9款教育費に、小中学校施設整備事業などを計上している。なお、財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費として、小中学校施設整備事業の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、放課後児童健全育成事業委託料外1件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業外1件の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、第二中学校体育館屋根改修工事は、今回補正の649万円で対応できるのかただしたのに対し、今回の工事請負費の補正額約649万円のほかに、既決予算で8,847万円が計上してあるので、総額はもっと高い金額になるとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 次に、議第100号令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ397万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳出歳入それぞれ38億6.175万2.000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、電算システム改修委託料及び水俣芦北広域 行政事務組合負担金(介護保険費)を計上している。これらの財源としては、第4款国庫支出金 及び第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に、質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号令和5年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和5年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を5,298万4,000円増額し、補正後の収益的収入の額を80億580万5,000円とし、収益的支出の額を1,805万6,000円増額し、補正後の収益的支出の額を79億5,459万円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入については、令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入 院病床確保事業費補助金に係る補助金の増額、収益的支出については、令和2年度及び令和3年 度コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費の事業費確定に伴う補助金返還金として過年 度損益修正損の増額を計上している。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか13件を追加しているとの説明を受け、質疑を 行いました。

質疑の中で、コロナ病床確保料の1病床当たりの金額についてただしたのに対し、5類移行前は、1病床当たり7万4,000円で、5類移行後は、半額の3万7,000円である。

また、10月以降は、熊本県のフェーズに合わせて補助金が交付されることとなったとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 最後に、議第108号令和5年度水俣市一般会計補正予算第11号中付託分について申し上げます。 補正の内容としては、第3款民生費に、低所得者への価格高騰重点支援追加給付金、第4款衛 生費に、省エネ家電製品買換え促進補助金を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、省エネ家電製品買換え促進補助金の制度の内容についてただしたのに対し、前回と同じく、市内の店舗からの購入に限られており、対象製品は製造から9年以上経過した冷蔵庫とエアコンである。冷蔵庫は省エネ基準100%以上で、エアコンは省エネ基準の86%以上の新品への買換えが対象である。対象経費は購入費、運搬費、設置工事費であり、補助額は、補助対象経費の2分の1で最大5万円であるとの答弁がありました。

また、省エネ家電製品買換え促進補助金の申請手続についてただしたのに対し、受付期間は、 現時点では、議決日の翌日の12月22日から来年の2月末までを予定している。手続方法は、申請 書類一式を提出していただいた後に内容確認を行い、交付決定後、世帯主の口座へ振込を行う。 ただし、多くの世帯に利用していただけるように、今年度中に1世帯1回限りの交付とし、前回 の補助金利用者については、除外とする予定である。

市民への周知については、議決後、ホームページやLINE、広報みなまた1月10日号で行う 予定である。市内の事業者へは、議決された場合、制度が開始予定であることを事前にお知らせ しているとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により

報告します。

令和5年12月15日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第 91 号	水俣市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 93 号	みなまた木のおもちゃ館きららの設置等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 94 号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 96 号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)中付託分	原案可決	全員賛成
議第103号	令和5年度水俣市水道事業会計補正予算(第4号)	原案可決	全員賛成
議第105号	令和5年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第106号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第107号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第108号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)中付託分	原案可決	全員賛成
議第109号	工事請負契約の締結について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和5年12月15日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備考
議第 90 号	水俣市児童館設置条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第 96 号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第10号)中付託分	原案可決	全員賛成
議第100号	令和5年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	全員賛成
議第101号	令和5年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議第108号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第11号)中付託分	原案可決	全員賛成

○議長(岩村龍男君) 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで、討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第90号水俣市児童館設置条例の制定についてから、議第109号工事請負契約の締結についてまで、13件を一括して採決します。

本13件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本13件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本13件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題 の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- ○議長(岩村龍男君) 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定いたしました。

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市

議会会議規則第111条の規定により申し出ます。 令和5年12月15日

総務産業常任委員長 真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件	名		理	由
	一般行財政並びに経済観光、 関する諸問題の調査につい		上下水道等に	実情を調査する。	必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年12月15日

厚生文教常任委員長 牧 下 恭 之

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調 査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和5年12月14日

議会運営委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男 様

記

事件の都	香号	件	名	理	由
	議会運営等	等に関する諸問題の 調	骨査について	実情を調査する	必要があるため
	議会の情報	服公開に関する調査に	こついて	実情を調査する	必要があるため

日程第15 議第 110 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第16 議第 111 号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第17 意見第1号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について

日程第18 意見第2号 新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書について

○議長(岩村龍男君) 日程第15、議第110号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第18、 意見第2号新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書についてまで、4件を一 括して議題とします。

議第110号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和5年12月21日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

住 所 水俣市牧ノ内3番14号

氏 名 和田 恭子

生年月日 昭和30年8月31日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第111号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和5年12月21日提出

水俣市長 髙 岡 利 治

住 所 水俣市袋654番地 4

氏 名 岩下 里美

生年月日 昭和36年3月20日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第1号

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 令和5年12月21日

提出者 議会運営委員会

委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男 様

(別紙)

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス(下水疫学調査)」を全国の地方公共団体の下水処理で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を

受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりの傾向をつかむことはできない。しかし、「下水サーベイランス」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって、政府におかれては、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること及び事業実施に係る財政支援も行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

水俣市議会

内 閣 総 理 大 臣 岸田文雄 様 厚生労働大臣 武 見 敬 三 様 国土交通大臣 斉 藤 鉄 夫 様 感染症危機管理担当大臣 新 藤 義 孝 様 内閣官房長官 芳 正 林 様 衆議院議長 額 賀 福志郎 様 議 院議長 尾辻秀久 様

意見第2号

新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。 令和5年12月21日

> 提出者 議会運営委員会 副委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩村龍男 様

(別紙)

新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書

国内において新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年半以上が経過している。

現在、新型コロナウイルス感染予防対策として特例承認されたメッセンジャーRNAワクチン接種をしているが、感染は未だ続いている状況である。

そのような中、ワクチン接種後の副反応事例や死亡事例が有り、国による救済認定など、積極的な対応が求められている。

よって、国におかれては、新型コロナワクチンの接種効果を検証するため、下記の事項を実施するよう、要望する。

記

- 1 新型コロナワクチン接種におけるメリットとデメリットを調査し、正確なデータを国民に開示すること。
- 2 新型コロナワクチンの接種後に、死亡及び後遺症を負った事案に対して早急に調査を行い、広く救済措置を 講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日

水俣市議会

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様 総 務 大 臣 松 本 剛 明 様 厚生労働大臣 武 見 敬 三 様 内閣官房長官 林 芳 正 様 衆議院議長 額 賀 福志郎 様 参議院議長 尾 辻 秀 久 様

○議長(岩村龍男君) 順次、提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 髙岡市長。

(市長 髙岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第110号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、和田恭子委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権相談や人権啓発などに熱意を持って 積極的に取り組まれており、人権擁護委員として誠に適任であると存じます。

次に、議第111号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、井上信二委員の任期が令和6年3月31日をもって満了となりますが、後任として岩下里美氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員として誠に適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第110号から議第111号までについて、順次、提 案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしく お願い申し上げます。

○議長(岩村龍男君) 次に、意見第1号について、議会運営委員長小路貴紀議員。

(議会運営委員長 小路貴紀君登壇)

○議会運営委員長(小路貴紀君) 意見第1号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について、本文を読み上げ、提案に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス(下水疫学調査)」

を全国の地方公共団体の下水処理で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が 自主的に検査を受けなければ、陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりの傾向をつかむこと はできない。

しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その 結果報告において、「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制 整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって、政府におかれては、令和5年9月1日に発足した「内閣感染症危機管理統括庁」が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して、下水サーベイランス事業を全国展開すること及び事業実施に係る財政支援も行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日。水俣市議会。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩村龍男君) 次に、意見第2号について、議会運営副委員長松本和幸議員。

(議会運営副委員長 松本和幸君登壇)

○議会運営副委員長(松本和幸君) 意見第2号新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書について、提出者を代表して、案文の朗読をもって提案理由といたします。

新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書。

国内において新型コロナウイルス感染症が確認されてから3年半以上が経過している。現在新型コロナウイルス感染予防対策として、特例承認されたメッセンジャーRNAワクチン接種をしているが、感染はいまだに続いている状況である。

このような中、ワクチン接種後の副反応事例や死亡事例があり、国による救済認定など、積極的な対応が求められている。

よって国におかれては、新型コロナワクチン接種効果の検証をするため、下記の事項を実施するよう要望する。

- 1 新型コロナワクチン接種におけるメリットとデメリットを調査し、正確なデータを国民に開示すること。
- 2 新型コロナワクチンの接種後、死亡及び後遺症を負った事案に対して、早急に調査を行い、広く救済措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月21日。水俣市議会。

全会一致の御賛同をよろしくお願いします。

○議長(岩村龍男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本4件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑が終わりました本4件については、委員会の付託を省略したいと思います。 これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本4件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本4件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第110号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定いたしました。

○議長(岩村龍男君) 議第111号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

○議長(岩村龍男君) 次に、意見第1号下水サーベイランス事業の実施を求める意見書について を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(岩村龍男君) 次に、意見第2号新型コロナワクチン接種に関して効果の検証を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第19 議員派遣について

○議長(岩村龍男君) 次に、日程19、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 第31回熊本県市議会議員研修会出席

派遣目的 今後の議会活動に資するため。

派遣場所 熊本市

派遣期間 令和6年1月9日(火曜日) 1日間

派遣議員 15人以内

経 費 既決予算の中から支出

○議長(岩村龍男君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって、議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長(岩村龍男君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。 これで令和5年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議 長 岩 村 龍 男

署名議員 吉野 誠

署名議員 真野頼隆

令和5年12月第5回水俣市議会定例会(11月30日~12月21日)

〔議案〕

番号	件名	提案月	日付託委員会	結 末	備考
議第 90 号	水俣市児童館設置条例の制定につい	って 11月30	日厚生文教	12月21日 原案可決	
議第 91 号	水俣市企業版ふるさと納税基金条例 について	刊の制定 11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	
議第 92 号	水俣市長等の給与に関する条例等の 改正する条例の制定について)一部を 11月30	日総務産業	11月30日 原案可決	
議第 93 号	みなまた木のおもちゃ館きららの記 関する条例の一部を改正する条例の ついて		日総務産業	12月21日 原案可決	
議第 94 号	水俣市営住宅条例の一部を改正する 制定について	5条例の 11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	
議第 95 号	令和5年度水俣市一般会計補正予 9号)	· 算(第 11月30	日 各 委	11月30日 原案可決	
議第 96 号	令和5年度水俣市一般会計補正予 10号)	· 算(第 11月30	日 各 委	12月21日 原案可決	
議第 97 号	令和5年度水俣市国民健康保険事業 計補正予算(第3号)	连特別会 11月30	日厚生文教	11月30日 原案可決	
議第 98 号	令和5年度水俣市後期高齢者医療特補正予算(第2号)	持別会計 11月30	日厚生文教	11月30日 原案可決	
議第 99 号	令和5年度水俣市介護保険特別会言 算(第3号)	十補正予 11月30	日厚生文教	11月30日 原案可決	
議第100号	令和5年度水俣市介護保険特別会言 算(第4号)	十補正予 11月30	日厚生文教	12月21日 原案可決	
議第101号	令和5年度水俣市病院事業会計補 (第2号)	f正予算 11月30	日厚生文教	12月21日 原案可決	
議第102号	令和5年度水俣市水道事業会計補 (第3号)	f正予算 11月30	日総務産業	11月30日 原案可決	
議第103号	令和5年度水俣市水道事業会計補 (第4号)	f正予算 11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	
議第104号	令和5年度水俣市公共下水道事業会 予算(第2号)	計補正 11月30	日総務産業	11月30日 原案可決	
議第105号	令和5年度水俣市公共下水道事業会 予算(第3号)	計補正 11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	
議第106号	工事請負契約の変更について	11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	
議第107号	水俣市国民健康保険税条例の一部を る条例の制定について	と改正す 11月30	日総務産業	12月21日 原案可決	

議第108号	令和5年度水俣市一般会計補正予算(第 11号)	12月14日	各委	12月21日 原案可決	
議第109号	工事請負契約の締結について	12月14日	総務産業	12月21日 原案可決	
議第110号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月21日	省 略	12月21日 適 任	
議第111号	人権擁護委員候補者の推薦について	12月21日	省 略	12月21日 適 任	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番号	件	名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第80号	令和4年度水俣市病院事業 び剰余金処分について	会計決算認定及	8月31日	厚生文教	11月30日 認定及び 原案可決	
議第81号	令和4年度水俣市水道事業 び剰余金処分について	会計決算認定及	8月31日	総務産業	11月30日 認定及び 原案可決	
議第82号	令和4年度水俣市公共下水 認定について	道事業会計決算	8月31日	総務産業	11月30日 認 定	
議第83号	令和4年度水俣市一般会 いて	計決算認定につ	9月14日	一般会計 決算特別	11月30日 認 定	
議第84号	令和4年度水俣市国民健康 計決算認定について	保険事業特別会	9月14日	厚生文教	11月30日 認 定	
議第85号	令和4年度水俣市後期高齢 決算認定について	诸医療特別会計	9月14日	厚生文教	11月30日 認 定	
議第86号	令和4年度水俣市介護保険 定について	特別会計決算認	9月14日	厚生文教	11月30日 認 定	

〔意見書〕

番	号	件	名	提案月日	付託委	員会	結 末	備考
意見第1	1号	下水サーベイランス事 見書について	手業の実施を求める意	12月21日	省	略	12月21日 原案可決	
意見第2	2号	新型コロナワクチン接 証を求める意見書につ		12月21日	省	略	12月21日 原案可決	

〔継続調査〕

件	名		提案月日	付託委員会	結	末	備	考
一般行政並びに経済観光、 水道等に関する諸問題の調		上下	12月21日	総務産業	12月2 継	1日 続		

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する 諸問題の調査について	12月21日	厚生文教	12月21日 継 続	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月21日	議会運営	12月21日	
議会の情報公開に関する調査について	12月21日	俄玄建呂	継続	

〔陳 情〕

受理番号	件名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	加齢性難聴者の補聴器購入に 公的助成を求める陳情につ いて	水俣市桜井町2丁目 2-28 みなまた健康友の会 会長 森下 孝子	厚生文教	6月8日	12月21日 継続審査